

目次

- 巻頭エッセイ：世界の潮流は社会的連帯経済……………柳澤 敏勝 1

【特集】 イギリス EU 離脱

- ・対談：EU 離脱・トランプ・新自由主義の現段階
……………二宮 元、進藤 兵、司会：後藤 道夫 2
- ・「EU 離脱」をめぐる国民投票を眺めながら……………松田 亮三 24
- ・新たな始まり？—サンダーランドの社会運動家から見たイギリス EU 離脱—
……………マーク・H・サディントン（翻訳：熊倉 ゆりえ） 26
- ・「新たな始まり？」へのコメント：歴史のなかで自己を知る
……………中川 雄一郎 31
- ・イギリスの国民投票が教えてくれたこと……………中川 雄一郎 35
- ・書評
堀真奈美『政府は医療にどこまで介入すべきか—イギリス医療・介護
政策と公私ミックスの展望』（ミネルヴァ書房／2016年6月／267頁／
定価4000円＋税）……………小磯 明 39

●論文

- ・医療・介護の情勢動向について……………山本 淑子 46
- ・住民の願いに寄り添う地域医療をめざして～広島県地域医療構想案につ
いての広島民医連の見解～……………藤原 秀文 52
- ・日本の皆保険制度を支えてきた開業保険医……………垣田 さち子 58

●投稿論文

- ・オランダ社会が目指す新たな働き方……………久保 隆光 62

●シリーズ医療政策・研究史（15）

- 学習展開と著作……………野村 拓 71

- 2012年度研究助成概要報告：乳産婦・幼児期の子どもをもつ母親の食生活
に対する意識に関する研究—東日本大震災前後、及び地域比較—
……………吉井 美奈子 86

- 会員短信……………90

- ・研究助成報告一覧、報告書、機関誌・ニュースバックナンバーなど
…………… 45、57、85、88、92
(表紙写真：前沢淑子)

世界の潮流は社会的連帯経済

柳澤 敏勝

2016年9月6日（前夜祭）から9日まで、カナダで開催されたGSEF（Global Social Economy Forum：ジーセフ）2016モントリオールに出席する機会を得た。この国際会議は、公共セクター、とくに地方自治体と社会的連帯経済（Social & Solidarity Economy：SSE）とのパートナーシップをテーマとしていた。世界62か国、330の自治体やSSE組織から1500人もの人々が集まり、3日間にわたり、5つに分かれたワークショップ（30分科会）で120にも及ぶ実践報告がなされ、ベスト・プラクティスの共有化が図られた。また、この会議のもう一つのテーマが、経験交流を通じたSSEの国際的な連携の強化にあった。したがってこの会議には、ILOなど9つの国連機関にとどまらず、RIPESS（社会的連帯経済推進大陸間ネットワーク）やモンブラン会議などの国際的なNGOも参加した。

GSEFとは社会的経済に関する国際会議のことであり、ソウル市長のパク・ウォンスン氏の呼びかけに応じ、2013年に第1回の国際会議がソウルで開催された。その目的は、多国籍企業や国際金融資本の儲け戦略であるグローバリゼーションの下で広がった貧困・格差問題などへの対抗軸として社会的経済を対置し、その実践を広めようとするものであった。この会議で採択されたのが「ソウル宣言」である。

モントリオール会議ではSSEが共通語となっていた点の一つの大きな特徴である。2013年、2014年とソウルで開かれたGSEFでは社会的経済が共通語であったが、モントリオールでの基本コンセプトは疑いようもなくSSEであった。

2013年、国連に機関横断的な新たな組織として社会的連帯経済タスクフォース（TFSSE）が設置された。このTFSSEでの議論を通じて2030ア

ジェンダがつくられ、2015年9月の国連総会で採択された（日本政府も賛成した）。アジェンダでは、挑戦の主要な担い手としてSSEが想定されている。ILOやUNRISDなど、アジェンダでイニシアティブをとった諸機関がモントリオール会議に参加していたことを考えれば、SSEの国際連携が一段と進み、GSEFがモントリオール会議で大きな国際組織になったということができる。

日本からは「ソウル宣言の会」（若森代表）に参集した人々を中心に40名ほどの参加があった。だが、政治家や自治体関係者は誰一人いなかった。これは参加した国々の中ではかなり異様であった。というのも、GSEF2016はSSE組織と地方自治体との連携について経験を交流し、その経験を国際的な連帯にまで高めることを目的としていたからである。逆の言い方をすれば、SSEと公共セクターとの連携なしには都市や地域コミュニティに山積する諸問題に対処することができないとする国際社会の認識と日本との間に大きなズレのあったことを物語っている。

わが国はバブル崩壊後のわずか四半世紀の間に圧倒的な格差社会になってしまった。1980年代に形作られた日本型福祉社会論（とくに土光臨調答申）は、自助>共助>公助という逆立ちした仕組みであり、自立自助や自己責任のみを強調する新自由主義を立脚点としている。そこでは共助と公助とのパートナーシップこそが自助の土台を用意するという視点が完全に欠落している。GSEFモントリオールの議論はまさに日本の政策サイドに対する警鐘である。彼らが何も感じないとすれば、TPP同様、内向きの議論にのみ安住していることの証左であり、たいへん危険な兆候であろう。

（やなぎさわ としかつ、明治大学副学長）

EU 離脱・トランプ・新自由主義の現段階

出席者（発言順）：

（2016年11月12日実施）

二宮 元（にのみや げん、琉球大学准教授）

進藤 兵（しんどう ひょう、都留文科大学教授）

司会：後藤 道夫（ごとう みちお、副理事長・都留文科大学名誉教授）

司会 本日の対談は、政治学の立場からイギリスのEU離脱（Brexit、ブレグジット）投票をどう見るかを議論していただく、これが最初の問題意識でした。しかしつい数日前、アメリカの大統領選がありました。大きく見て、アメリカ大統領選の結果をもたらした大きな歴史的な力と、イギリスのEU離脱の動きと、ギリシャやスペインやドイツ、イギリスでさまざまに起きている既存の政党とは違う新たな動き、これらが全て関連して、歴史の一つの変わり目になり始めているのではないかと思いますので、今日は、むしろ、イギリスのEU離脱投票とアメリカの大統領選について、お二人に縦横にお話したいかと思います。

最初に二宮さんに、イギリスのEU離脱にかかわる状況、あるいはその評価のご報告をいただいて、次いで進藤さんに、アメリカの大統領選を切り口とし、さらにヨーロッパのいまの状況まで含めて、少し大きな歴史的な観点から評価、コメントをしていただきたいと思います。そのあと、少し議論をできればと思っています。

二宮 つい3日前にアメリカの大統領選があったわけですが、やはり、6月にあったイギリスのEU国民投票と大統領選挙の結果を重ね合わせて見た人が多いのではないのでしょうか。

ともに事前の世論調査では拮抗した結果が出ていたわけですが、私自身も、イギリスの国民投票では最終的にはEU残留派が勝つだろう、あるいはアメリカの大統領選挙でも最後はヒラリーがつかうだろうと思っていました。それが見事に外れるような、そういう意味ではこれまでの常識的な予想の範囲を超えた大きな政治的な変化が起きてい

る状況にあるのだらうと思います。

EU離脱、それからアメリカの大統領選挙だけに限らず、昨年あたりからギリシャでシリザ（SYRIZA）政権が成立したり、スペインでもポデモス（PODEMOS）という新しい政党が台頭してきたりというような形で、新しい政治的な動きが出てきているということは間違いないだろうと思います。今日はイギリスのEU離脱の国民投票の検討を通して、そういう政治的な変動が現在なぜ起きているのかということをし少し考えてみたいと思っています。

<新自由主義の行き詰まり>

先に結論を言っておきますと、やはりリーマン・ショック以降の金融危機、それ以降の新自由主義の世界的な行き詰まり、手詰まり感というのが背景にあって、大きな政治変動が起きているととらえて間違いないだろうと思います。ただ、その新自由主義の行き詰まりが、新自由主義からの脱却とか転換とか、そういうものをもたらすというストレートな形では表れていないというところに、現代の世界を理解する時の難しさがあるのではないかと思います。

イギリスのEU離脱の国民投票についても同じことが言えて、日本で見ていた人たちも、イギリスは非常に大胆な決断を下したという印象を持ったと思いますが、それがどういう意味をもつのがよくわからない。簡単にいうと、良い方向にいくのか、悪い方向にいくのかという判断が非常に難しく、もやもやした感じを受けているのではないのでしょうか。それはある意味では、EU離脱の国民投票の結果が、非常に多面的、多義的な側面

をもっているということの表れだと思います。

イギリスで議論されていることを眺めていくと、三つぐらいの見方を抽出することができます。

＜排外主義：その過大評価と過小評価＞

一つは、離脱派が勝利したことを排外主義の高まりと関連づけて理解する見方です。国民投票の選挙戦で離脱派のキャンペーンは、やはり移民問題を非常に重視していました。プロジェクト・ヘイト (Project Hate、憎悪戦術) と言われましたが、移民に対する嫌悪感、憎悪を利用する形で離脱派の支持を集めようというキャンペーンがかなり行われました。そういうキャンペーンを展開して、離脱派が勝ったということですから、ドイツやフランスを含めたヨーロッパ全域で、全体として排外主義的なポピュリズムが広がっていることと共通した現象がイギリスでも起きていると言えるだろうと思います。

ただ、イギリスでも排外主義、反移民感情が広がっているということは間違いのないと思いますけれども、では単純に離脱派の勝利が排外主義の勝利という形で理解できるかという点、そこまでは言えないのではないかと。要するに、反移民感情だけで離脱派が勝ったかという点、そうではないということです。

例えば、ある出口調査では、離脱票に投票した人たちのなかで、移民の制限を主な理由として挙げたのは33%、3人に1人と出ています。この数字は、高いといえば高いですが、しかし、離脱派の勝利の最大の要因とまでは言えません。離脱票の投票者があげた理由の中で最も多かったのは「イギリスのことはイギリスで決めるべきだ」という自主決定や国家主権にかかわる理由で、これが49%と約半分を占めています¹。そういう意味では、排外主義の高まりを過小評価してはいけません。逆に過大評価することも間違いだと思います。労働党の一部議員からは、労働者に反移民

感情が広がっている以上、彼らから支持を集めるために労働党は移民に対してもっと厳しい姿勢を打ち出すべきだといった議論が出てきていますが、それは排外主義を過大評価した議論だと思います。

ただし、離脱派が勝ったことによって、排外主義の主張が勢いづいているという側面は見ておかなければなりません。国民投票後、移民に対する差別的言動やヘイトクライムが増えたと言われていすし、特に保守党内では、EU離脱にあたっては移民に対する厳しい規制を優先課題とすべきだという主張が、かなり強まっています。国民投票で勝ったことによって、排外主義がお墨付きを得てしまっているような状況が広がっていることも、同時に見ておかなければいけません。

＜支配層の誤算＞

二つ目の見方は、離脱派が勝ったことは、イギリスの新自由主義支配層にとって誤算だったという見方です。

国民投票では、政界と経済界の支配層の主流派は、みんな残留派でした。EUそのものは非常に多面的な性格をもっていますけれども、やはりイギリスが新自由主義を進めていく上では、ヨーロッパ統合へ参加していくということが、一つのテコになってきました。要するに、域内の市場の自由化、資本の活動の自由の拡大、各国への財政規律の強制を行うような形で、EUが加盟各国の新自由主義化を後押しするメカニズムとして働いてきたという側面があります。政界と経済界の主流派は、EUの枠内にとどまって新自由主義化を進めていこうと考えていたわけです。

それと同時に、ちょっと複雑なのは、それでは新自由主義派の全員がEU支持かという点、そうでもないところがある点です。かつてのサッチャーが首相在任期間の最後に反ヨーロッパ主義の立場をとったように、新自由主義的な立場からEUがかけてくる規制はイギリスの新自由主義化にと

1 ここで利用した出口調査の結果については、Lord Ashcroft, 'How the United Kingdom voted on Thursday... and why',

<http://lordashcroftpolls.com/2016/06/how-the-united-kingdom-voted-and-why/>

って障害になっていると主張する立場もあります。新自由主義の陣営の中でも、EUをめぐっては分裂した状況がずっと続いてきました。

それが保守党のなかでの対立としても表れてきていましたので、この問題は長い間保守党にとっての悩みの種でした。特に90年代のメージャー政権期には、ヨーロッパをめぐる党内対立が政権にとっての大きな足かせとなっていました。キャメロン政権は、当初親ヨーロッパ主義の立場をとる自由民主党と連立政権を組むことによって、保守党内の反ヨーロッパ主義をある程度抑え込むことができていたのですが、2015年の総選挙で単独政権になったことで、逆に党内対立が政権の足を引っ張る状況が生まれていたわけです。したがって、EUへの賛否を国民投票にかけるとするのはキャメロンにとっても一つの賭けでしたが、やはりキャメロンとしては、国民投票で党内対立に決着をつけて、その上でEUの枠組みのなかにとどまって、イギリスの新自由主義を進めていこうと考えていたわけです。

その観点からすると、やはり離脱派が勝って残留派が負けたことは、キャメロンが辞任したことも含めて、ある種のダメージを新自由主義支配層に対して与えることになったと言えるだろうと思います。

ただ、これは離脱派が勝利したからといって、直ちにそれが新自由主義からの脱却や転換をもたらすわけではないというところが、難しいところです。イギリスの左派のなかには、「レグジット

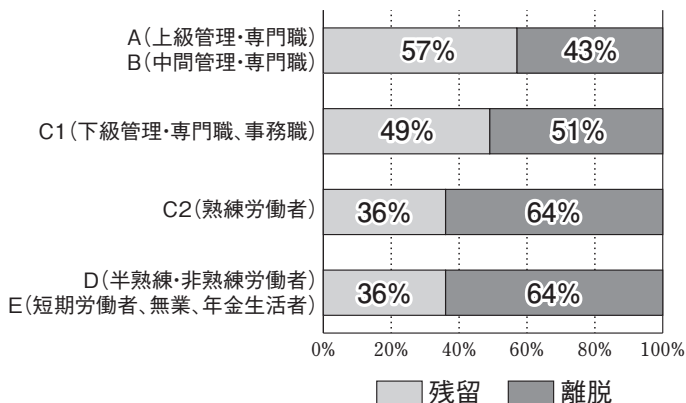
(Lexit, Left と Exit を掛け合わせた言葉)」といって、EU離脱が支配層に与える衝撃を利用して、左派の政治戦略を進めようという議論がありますが、新自由主義をめぐる社会的な力関係が大きく変化しているわけではありませんので、そううまくはいかないと思います。ただ、EUからの離脱によって、イギリスの新自由主義支配層が少なくともこれまでの路線を修正せざるをえなくなることは間違いないだろうと思います。

<エスタブリッシュメントへの反発>

三つ目の見方ですが、エリートへの反逆、反エスタブリッシュメントが離脱派の勝利として表れたという見方です。これは先ほども言ったように、政界でいうと保守党、労働党、自由民主党の主要3大政党は、基本的に残留支持でしたし、経済界でも経営者団体も労働組合も、基本的には残留支持でした。それにもかかわらず、離脱派が勝利したということは、やはり社会的エリート、エスタブリッシュメントと国民の間に大きな溝があるということをはっきりと目に見える形で表面化させたわけです。

歴史を遡ってみますと、イギリスでヨーロッパ統合に関する国民投票が行われたのは、今回が初めてではなく、1975年にも一度行われています。当時はEUではなくECでしたが、ECの加盟を継続するかどうかということが、国民投票で問われました。この時には、当初、世論調査ではEC不支持が支持を上回っている状況がありました。ところが、最終的には当時のウィルソン労働党政権が加盟条件を再交渉して、その上で政権が加盟継続の方針を打ち出すと、結果的にはそれを受け入れる形で、国民投票では加盟継続という結果が出たわけです。投票結果としても3分の2の多数で残留になっていますので、そういう意味ではこの当時にも、政治家やエリートの意向が世論を大きく動かす状況があったと言えます。それと比較

表1 社会階級ごとの残留票・離脱票



出所：前掲 Lord Ashcroft

して見ても、エリートに対する信頼や権威というものも失墜している状況が、やはり今回の国民投票に表れているということは言えるだろうと思います。

今回の出口調査を見てみると、残留派が多かったのは、イギリスの社会階級区分でいうとAとBの層です(表1)。これは企業の管理職、弁護士や医者、会計士といった専門職の階層で、社会の上層にあたる部分です。他方、非熟練、半熟練労働者や無業者、年金生活者も含めて社会階層の低いほうで離脱派が多くなるという傾向にあります。全体としてはレフト・ピハインド(Left Behind)とよばれるような、現代のグローバリゼーションや社会の変化のなかで、置き去りにされた者たちが離脱に流れていきました。そういうエリートと下層の間の分裂状況が、国民投票で表れたと理解することもできます。

選挙キャンペーンでは、離脱派は「テイク・バック・コントロール(Take Back Control)」というスローガンを掲げて、物事をコントロールする権限を取り戻すのだという主張を展開しました。これは、直接的にはEUからイギリスに主権を取り戻すというような意味合いですけれども、それ以上にやはりエリートから、自分たちに権限を取り戻すというニュアンスで理解されたのではないのでしょうか。それがあある意味では有権者の心に響くところがあったのではないかと考えています。

以上に見てきたような三つの見方はそれぞれに妥当する側面があると思っていますが、私自身は冒頭でお話ししたように、全体の背景としては新自由主義の行き詰まりの状況と関連させてEU国民投票の結果を理解する必要があると考えています。とくにエリートの権威の危機という問題が、どうして現在の段階で起きているのかということは、新自由主義の行き詰まりと関連づけないと理解できないのではないかと考えています。

<恐怖戦術が効かなかった背景>

そこで考えてみたいのは、残留派はなぜ支持を得られなかったかという問題です。先ほど離脱派は憎悪戦術だと言いましたが、残留派のほうは恐怖戦術(Project Fear)と呼ばれる戦術をとりま

した。これは、EU離脱に伴う経済的な損失を強調するやり方です。EUから離脱したら経済は停滞し、さらなる緊縮策をしなければいけなくなり、増税や公共サービスの削減も不可避であるという形で、現状から変更することに伴うマイナス面を強調し、人びとの恐怖心にアピールするというキャンペーンを張ったわけです。

こういうやり方は、スコットランドの独立住民投票の時に使われたもので、その時には、スコットランドが独立したら経済は立ち行かなくなる、年金制度が危うくなる、あるいはもうポンドを使わせないという形で、独立反対派は選挙キャンペーンを張りました。その時は、一応、独立阻止という形で住民投票を乗り切れたわけですが、今回はその恐怖戦術があまり効果をもたなかった。

この恐怖戦術がきかなくなっているという点に、いまの新自由主義の行き詰まり状況が端的に表れているのではないかと、私は思っています。というのは、こういう恐怖戦術は、結局、現状にある程度満足をしていて、現状を手放したくないという気持ちに働きかけることで効果を上げるものであり、現状を悲観したり将来に展望を見いだせないという状況に多くの人が陥ったりしてしまうと、あまり効果をもたないわけです。

イギリスでは、とくに金融危機後に地域の経済や雇用が衰退して、同時に緊縮策がとられるなかで、社会保障や公共サービスの削減も行われてきました。そういうなかで、人々が将来に展望をもてなくなり、閉塞感や疎外感が社会に広がっている状況がある、それが国民投票で離脱派を押し上げた一つの大きな背景になっていると思います。

これはある程度、出口調査でも確認ができることです。離脱票を投じた人のなかで、半分を超える61%は「子どもたちの将来の生活が現在の親世代より悪くなる」と回答しています。逆に、残留票を投じた人のなかでは52%、半分を少し超えるぐらいが「良くなる」と回答しています。別の質問項目で「30年前と比べていまの生活がよくなったか、悪くなったか」という質問に対しては、離脱票を投じた人の58%が「悪くなった」と答えています。残留票を投じた人たちは逆に73%、大多数が「よくなった」と考えているわけです。

これは現状と将来に対する評価という点で、離

脱派と残留派の考え方、姿勢が非常に対照的であるということを表しています。全体としては離脱票に投じた人たちは、現状と将来に対してあまり希望をもてない状況に陥っているということを表していると思います。

では、人々の閉塞感や疎外感がどうしてここまで深まっているのか、ということですが、これは、私は、新自由主義がある種の段階を経てきたなかで、現在の新自由主義の新しい段階のもとで起きている問題だと思えます。

＜イギリス新自由主義の現段階と歴史的岐路＞

イギリスに即して、新自由主義がどういう段階を経てきたかという点を簡単に述べておきますと、まず1980年代に第1段階として、戦後の福祉国家の構造を解体するサッチャー改革が行われました。これは非常に強烈な新自由主義改革で、戦後のイギリス社会の安定を曲がりなりにも支えていたさまざまな仕組みを大きく壊すことになりました。完全雇用目標は放棄されて300万人を超える大量の失業者が生まれ、労働条件を支えてきた労働組合の力が大幅に弱体化させられたことで、雇用の不安定化も深刻化しました。その結果、貧困や格差の拡大が起り、さらには製造業部門が衰退したことで伝統的な工業地帯では地域のコミュニティの衰退といった問題も表面化することになりました。

そうした第一段階の社会的矛盾の表面化を受けて、登場してくるのが第2段階の新自由主義です。第2段階の新自由主義は、サッチャー以来の新自由主義改革を引き継ぎ定着させると同時に、顕在化した社会的矛盾にたいしても何らかの対応を取らなければならないという二つの課題に取り組まざるをえません。社会的矛盾を放置しては、それが新自由主義に対する反動となって跳ね返ってくる恐れがあるためです。労働党のブレア政権が、「第三の道」を掲げて、経済的な効率と社会的な公正を両立させるのだと主張したのは、まさにこの第2段階の新自由主義の二つの側面に対応したものです。ブレア政権は、貧困や社会的排除への対策、それから地域の再生といった政策課題

を積極的に打ち出すことで、新自由主義に対する大衆的な同意を何とか繋ぎとめようとしたわけです。経済的にも、このブレアやブラウンの時期というのは、金融主導型の新自由主義経済がある程度安定した時代でしたから、経済の好調にも支えられて、そういう路線を継続することができました。

しかし、この第2段階の新自由主義を支えた経済の好調は、今から見れば、大きな矛盾を孕むものでした。新自由主義というのは、一般的に低賃金化や社会保障の削減を行うことで、需要の低下という問題を引き起こさざるをえません。つまり、労働市場規制を緩和したり低賃金諸国に工場を移転したりして、供給サイドの競争力を強化したとしても、それに見合った需要がないという問題があるわけです。その問題を低所得層や国に借金をさせることで先送りしてきたのが、金融主導型の新自由主義経済の正体だと思えます。いわば、富裕層や大企業・銀行に蓄積されている余剰な資金を金融市場が仲介して借金という形で擬似的に再分配してきたわけです。

その仕組みが限界に突き当たり破綻したのが、2008年以降の金融危機です。金融危機以降、新自由主義は緊縮策という形で、再び剥き出しの新自由主義路線に回帰していくことになった。それが現在の第3段階の新自由主義です。この第3段階では、もはやブレアの「第三の道」のような新自由主義路線が成立する余地がなくなっていますので、労働党も含めて主要政党は同じように緊縮策を主張し、あまり違いがなくなります。緊縮策による生活の締めつけが行われ、しかし経済状況は一向に改善しないという状況があるにもかかわらず、エリート間で緊縮のコンセンサスが成立しているために、人々にはせいぜいのところ「重い緊縮」か「軽い緊縮」かの選択肢が残されているだけとなるわけです。そうしたなかでは、社会に深刻な閉塞感や疎外感が広がったとしても決して不思議なことではありません。

＜新自由主義支配の揺らぎ＞

これは全体としては、新自由主義支配の揺らぎという問題だと思えます。恐怖戦術は今回の国民

投票でとられたものですが、ある意味では新自由主義の常套手段という側面があります。もともとはサッチャーの言った“*There is no alternative* (他に道はないのだ)”——頭文字をとってティナ (TINA) と呼ばれる——という言葉に象徴されるように、新自由主義は、新自由主義に代わる選択肢がないのだ、だから新自由主義は不可避だという形で、政治的な同意をとりつけてきたわけです。だから、対抗する側は反グローバリズム運動が掲げたように「もう一つの世界が可能だ」ということを示す必要があった。

日本でも、安倍首相が2014年の衆議院選挙でアベノミクス擁護のスローガンとして「この道しかない」という言葉を打ち出しましたが、これはサッチャーの言葉の焼き直しです。日本でも、これに対抗するためには、新しい福祉国家の構想や経済構想が現実的に可能なのだということを示す必要があるわけですが、日本の場合には、依然としてTINA的なスローガンの呪縛はかなり強く残っているように思います。しかし、それと比べるとイギリスでは、新自由主義が第3段階の剥き出しの緊縮路線を突き進むなかで、他に道はないのだという意識が崩れつつある。新自由主義に望みをかけられる状況ではなくなっている状況があるのだらうと思います。

この新自由主義を支えてきた他に選択肢はないという意識が崩れるなかで、いろいろな政治的可能性が出てきていると思います。ただ、全体としてみると、新自由主義を支えてきた意識が揺らいだからといって、直ちにそれが新自由主義からの脱却や転換をもたらすわけではなく、一方では排外主義的な、反動的な政治勢力に動員される可能性もあれば、逆に新自由主義から転換して、より平等で公平な社会をめざすような政治勢力と結びつく可能性もある。そういう流動的な状況のなかで、さまざまな政治的な変化が起きている。そういう岐路にあるのではないかと私は思っています。

司会 それでは進藤さん、お願いします。

進藤 11月8日にアメリカ大統領選挙の投票が行われ、現在もまだ開票作業が続いています。さきほど二宮さんが言ったように、6月23日に行われ

たイギリスのEU離脱の選択とかなり重なる点があるという視点から、大統領選挙のことを話したいと思います。

今日、11月12日付の朝日新聞の論説欄では、「2016年は分水嶺か」として二人の論者がコメントを出しています。昨日11日の同欄には、世界システム論で著名なウォーラステインがインタビューに答えて「世界資本主義システムの構造的危機の時代だ」と言っている。世界資本主義システムそのものが危機になって、資本主義ではないシステムに向かうかどうか、国家がない世界が来るかもしれない、そういう分岐点にいるという議論をしています。

2016年はそういうふうに記憶されるでしょうが、視点をのばして来年を考えてみると、2017年1月からアメリカでトランプ政権が正式に発足します。外交について中東危機の問題等も含めてどう対応するか、日経新聞が見出しにしたような「世界を揺さぶる孤立主義」へ向かうのかどうかという大きな論点があります。

5月にはフランスの大統領選挙があつて、2016年のトランプ当選とイギリスのEU離脱をうけて、いまヨーロッパ全体で、いわゆる右派ポピュリズムが勢いづいているので、場合によると国民戦線のルペンが大統領に当選するかもしれないという問題が出てくると思います。

9月にはドイツの連邦下院総選挙があります。メルケル大連立政権が継続するのか、二宮さんの言葉で言うと、新自由主義主流派が継続するのか、別の選択肢になるのか、これも大きな問題だと思います。

さらに秋には、中国でも共産党の党大会があります。指導部人事の刷新があるでしょうが、習近平の比較的権威主義的な体制が長期になるのか、注目されます。日本でも安倍政権が来年中に前倒して総選挙をして、そのあと憲法改正の国民投票に打って出てくるのかという点もある。そういうことも全体として含めると、この数年は歴史の転換期だといえるでしょう。

<アメリカ大統領選挙（11月8日）の結果>

そういうなかでのアメリカの大統領選挙ですが、まず選挙結果について事実を確認しておきます。本日11月12日の午前中段階でまだ集計が続い

ていますが、数字を上げておくと、共和党のトランプが6,017万5,470票、得票率47.1%で、選挙人の数は306人で当選しました。民主党のクリントンは、6,075万1,170票、得票率47.6%、トランプより0.5%多いのですが、選挙人の数は232人で敗北しました。

補足 『ニューヨーク・タイムズ』紙による2016年12月20日時点での選挙結果を記しておく。トランプ（共和党）が6,297万9,636票、得票率46.0%、獲得選挙人数306。クリントン（民主党）が6,584万4,610票、得票率48.1%、獲得選挙人数232。クリントンが286万4,974票（2.1%）多い。第3位はG・ジョンソン（リバータリアン党）、448万8,912票（3.28%）、選挙人数0。第4位はJ・ステイン（緑の党）、145万7,038票（1.06%）、選挙人数0。その他合計227万5,667票（1.16%）、選挙人数0。二大政党以外の総計は821万4,217票（5.9%）にもものぼる。しかも、これはまだ確定値ではなく、9州で集計がなお続いている。そのうえ、表2に示したように、ミシガン州（トランプ勝利、選挙人数16）は得票差1万704票（0.2%）、ウィスコンシン州（トランプ勝利、選挙人数10）は得票差1万2,748票（0.7%）、ペンシルヴァニア州（トランプ勝利、選挙人数33）は得票差4万4,312票（0.7%）と、大接戦である。この3州について緑の党が再集計を要求する運動を展開し、民主党も同調した。ウィスコンシン州選管は11月26日、再集計を決定した。仮にこの3州全てで、再集計が行われ、その結果クリントンが逆転勝利となった場合、選挙人数がクリントン291、トランプ247となって、クリントンが逆転当選ということになったはずである。だが総勢538名の選挙人団は12月19日、投票を行った。その結果はトランプ304、クリントン227、バーニー・サンダース（上院議員）1、コリン・パウエル（元国務長官）3、フェイス・イーグル（アメリカ原住民指導者）1、その他2で、トランプ当選＝次期大統領が正式に確定した。と同時に、選挙人のうちトランプ陣営から2名、クリントン陣営から5名が造反した。

表2にみるように、この選挙は各州の相対得票第一位の候補が選挙人を総取りする方式であり、相対得票第二位以下の候補の票はすべて死票となる。ここで州ごとの死票を全米で総計した値を「死票総数」とし、死票総数を全候補の得票総計（表2のA）で割った値を「死票率」と呼ぶとする。手元計算であるが、2016年選挙の死票総数は6,066万1,347、死票率は44.2%となった。

以下では、対談当日の数値ではなく、12月20日現在の数値に修正している。

表2と表3（10頁）を見比べてほしいのですが、第一に、今回の投票率は、現時点の推計値ですが53.5%で、前回より1.4%下がっています。1992年からの7回の大統領選挙の中に位置づけると、投票率は低い方になります。もっともこの24年間の平均投票率も54%台で、最高が2008年のオバマ初当選時の58.2%ですから、本来的に投票率が低いのです。1年以上にわたってマスメディアがこれだけ大々的にキャンペーンを張ってもこの低さは、全有権者の4割以上が恒常的に棄権、というのは特筆すべきことです。

第二に、トランプの相対得票率は46.0%にすぎず、得票数ではクリントンより286万票余も少ない。得票率の低さは1992年のビル・クリントン以来です。得票数で負けているのに当選したのは

2000年のブッシュ（子）に続く例となりました。このように過半数の支持がない大統領ということも、特筆すべきでしょう。

第三に、民主党クリントンも共和党トランプも、どちらも過半数の得票を制していません。今回は第3党のリバータリアン党が448万票余（3.3%）、第4党の緑の党が145万票余（1.1%）とっています。二大政党がともに過半数をとれなかったのは、1992年、96年、2000年（ゴア対ブッシュ対緑の党のラルフ・ネイダー）以来になります。

第四に、二大候補の接戦だったことです。両者が過半数を制していない州が13もあり、トランプが勝ったとされている州でも、得票差がミシガン州では1万票余、ウィスコンシン州1万2千票余、ペンシルヴァニア州4万4千票余です。クリント

ンが勝ったニューハンプシャー州は2,746票差で、この4州は差が1%以下でした。これらの結果次第では当選者が違っていただかもしれない、そういう選挙だったのです。

第五に、民主・共和両党の予備選挙の過程(2016年1~7月)をみると、共和党では各州の一般投票で反主流派のトランプが1,401万票余、代議員数1,447を得て、候補を一人に絞りきれなかった党主流諸派に圧勝しています。民主党では、一般投票では党主流派(右派)のクリントンは1,691万票、代議員2,220人で過半数に届かず、「特別代議員」という党中央に忠実な代議員を大量に獲得して党大会での指名を得ました。これに対し、党内左派の「民主社会主義者」バーニー・サンダースが1,320万票、代議員1,831人を獲得して、驚くべき善戦をしたのです。11月8日の結果をみて「民主党がサンダースを候補に指名していたら、本選挙でトランプに勝っていたかもしれない」という声が聞かれたゆえんです。

以上を、国家論の観点から改めてまとめると、

次のことがいえます。第一に、アメリカという国家の国家形態の非民主的側面です。大統領選挙は、①一般有権者が州ごとに選挙人を選出する第1次投票(11月8日)と、②選挙人団が正式に大統領を選ぶ第2次投票(12月19日)の二段階になっています。つまり、国民が大統領を直接選挙するのではなく、間接選挙制度なのです(各選挙人は制度上は大統領にふさわしい者に自由に投票できますが、実際には民主党系か共和党系かを11月8日時点で誓約しているのです、第2次投票は現在ではあまり重要ではありません)。そのうえ、第1次投票は、得票に応じて選挙人を比例配分するのではなく、得票一位の者がたとえ過半数を制してなくてもその州の選挙人を総取りする方式です。したがって得票総数では劣っていても、選挙人が多い大票田の州で集中的に選挙人を獲得していったら全米総計で選挙人の過半数を取れば、大統領に当選できるのです。また膨大な死票が発生します(今回の場合は44%超)。こうした虚構の政治的多数派の形成がなされたのが、今回や2000年選挙

でした。加えて、アメリカの選挙管理制度や政治資金制度は二大政党に極端に有利になっていて、第3党がそれに取って代ることがほぼ不可能です。そして、表面的には民主的とされる州別予備選挙制度も、実際には、①二大政党がそれぞれ社会の多様な階層を代表するというよりも、二大政党制というシステムが国家を支える柱になっていること、②州別の代議員は、共和党はほとんど一位総取り方式であること、③民主党はだいたい比例配分方式に変わってきましたが、他方で党中央に忠実な「特別代議員」制度があり、党主流派が優遇されていること、が問題です。

このように、二段階投票制+州別選挙人総取り方式+二大政党優遇の選挙管理・政治資金制度+州別予備選挙制度などの総体——つまり国家形態——の形態規定によって、虚構の多数派にもとづく国家権力形成が行われている、というのがアメリカ国家です。

このような国家形態の非民主的側面に

表2 2016年アメリカ大統領選挙の結果(2016年11月8日投票)

		得票数	得票率	獲得 選挙人数
総計	トランプ 共和党	62,979,636	46.0%	306
	クリントン 民主党	65,844,610	48.1%	232
	ジョンソン リパタリアン党	4,488,912	3.3%	0
	ステイン 緑の党	1,457,044	1.1%	0
	その他合計	2,275,667	1.2%	0
	総計(A)	137,138,590		538
	投票率(注1)		53.5%	

二大政党の両候補とも過半数を得票していない州 13州

		得票数	得票率	獲得 選挙人数
ミシガン州	トランプ	2,279,543	47.5%	16
	クリントン	2,268,839	47.3%	0 死票
	その他合計	250,803	5.3%	0 死票
ペンシルヴァニア州	トランプ	2,970,770	48.2%	33
	クリントン	2,926,458	47.5%	0 死票
	その他合計		4.3%	0 死票
ウィスコンシン州	トランプ	1,405,284	47.2%	10
	クリントン	1,382,536	46.5%	0 死票
	その他合計	181,730	6.4%	0 死票

(注1) CNN 電子版「政治」による。(http://www.edtion.cnn.com, 2016年12月20日閲覧)

出典:『ニューヨークタイムズ』電子版「大統領選挙結果」ページ(2016年12月20日更新)より進藤作成。

(http://www.nytimes.com/elections/results/president/, 2016年12月20日閲覧)

表3 近年のアメリカ大統領選挙の概要 (1992-2012)

1992年 投票率 55.2%

民主党	B・クリントン	43.6%	44,909,806	370	◎
共和党	ブッシュ (父)	37.5%	39,104,550	168	
無所属	ペロー	18.9%	19,743,821	0	
L (注1)	マロー	0.3%	290,087	0	
その他合計		0.3%	375,659	0	
総計			104,423,923		

1996年 投票率 49.0%

民主党	B・クリントン	49.2%	47,401,185	379	◎
共和党	ドール	40.7%	39,197,469	159	
改革党	ペロー	8.4%	8,085,294	0	
緑の党	ネイダー	0.7%	685,297	0	
L	ブラウン	0.5%	485,759	0	
その他合計		0.5%	411,993	0	
総計			96,277,634		

2000年 投票率 51.2%

民主党	ゴア	48.4%	50,999,897	266	
共和党	ブッシュ (子)	47.9%	50,456,002	271	◎
緑の党	ネイダー	2.7%	2,882,955	0	
改革党	ブキャナン	0.4%	448,895	0	
L	ブラウン	0.4%	384,431	0	
その他合計		0.2%	232,920	0	
総計			105,405,100		

2004年 投票率 56.7%

民主党	ケリー	48.3%	59,028,444	251	
共和党	ブッシュ (子)	50.7%	62,040,610	286	◎
無所属	ネイダー	0.4%	465,151	0	
L	バドナリク	0.3%	397,265	0	
緑の党	コブ	0.1%	119,859	0	
その他合計		0.1%	109,887	0	
総計			122,294,846		

2008年 投票率 58.2%

民主党	オバマ	52.90%	69,498,516	365	◎
共和党	マケイン	45.70%	59,948,323	173	
無所属	ネイダー	0.60%	739,034	0	
L	バー	0.40%	523,715	0	
緑の党	マッキニー	0.10%	161,797	0	
その他合計		0.30%	442,435	0	
総計			131,313,820		

2012年 投票率 54.9%

民主党	オバマ	51.10%	65,915,795	332	◎
共和党	ロムニー	47.20%	60,933,504	206	
L	ジョンソン	1.00%	1,275,971	0	
緑の党	スタイン	0.40%	469,627	0	
その他合計		0.40%	490,513	0	
総計			129,085,410		

(注1) Lは「リバータリアン党」(極端な新自由主義を掲げる政党)
 出典: アメリカ連邦選挙管理委員会「連邦選挙結果」各年版より進藤作成。

(<https://fec.gov/pubrec/>, 2016年12月20日最終閲覧)

対して、例えば「20世紀で最も偉大なアメリカ政治学者」と言われたこともあるロバート・ダールは『アメリカ憲法は民主的か』という著書(邦訳は岩波書店、2003年)で、アメリカで民主主義が崩壊しないように、憲法を改正して比例代表制と議院内閣制を導入すべきだと主張していました。今回の選挙でバーニー・サンダースが訴えた「政治革命」とは、国家の内容の変革もさることながら、この国家形態の非民主的側面を変革することだったのです。

第二に、大量棄権+二大政党システムによる国家権力の寡占という国家構造を前提とすると、ある政治勢力が上手な政治戦略を行使すれば国家権力の一部を掌握可能だということです。いまアメリカには、民主党主流派(右派)、民主党左派(これに緑の党や労働運動、平和運動、進歩派知識人などがゆるく連携している)、共和党主流派、共和党反主流派(極右諸派、宗教右派などの連合体)という四つの大きな政治勢力が存在するといえますが、共和党反主流派が知名度の高い人物を擁立し、一定の社会階層にアピールする公約を用意し、大量の選挙資金を投入し、マスメディアや最新のソーシャル・メディアを駆使して、人気をあおり、有権者を動員して特定の州で上手に選挙人を総取りし続けることができれば、共和党の大統領候補になれるのです。今回のトランプ当選はこうした共和党反主流派の政治戦略の勝利だったといえます。

第三に、いま言ったことを裏返して言えば、トランプ当選とは決して、国民の多数がトランプを熱狂的に支持したとか、草の根レベルでトランプへの幅広い支持があるとかではないということです。アメリカの国家形態の民主的側面を活用すれば、政治戦略次第で、共和党反主流派以外の3政治勢力が国家権力を4年後に取り返せる可能性がある。最低賃金を時給15ドルに引き上げ、大学の授業

表4 216年アメリカ大統領選挙 出口調査の概要

	民主党 クリントン	前回比	共和党 トランプ	前回比
男性	41		53	△5
女性	54	△1	42	
白人	37		58	△1
黒人	88		8	△7
ヒスパニック	65		29	△8
アジア系	65		29	△11
18-29歳	55		37	△5
30-44歳	50	△1	42	
45-64歳	44		53	△5
65歳以上	45	△4	53	
高卒以下	45		51	△10
大卒	49	△8	45	
大学院	58	△8	37	
白人・大卒	45	△10	49	
白人・非大卒	28		67	△14
非白人・大卒	71		23	
非白人・非大卒	75		20	
収入3万ドル以下	53		41	△16
収入3-5万ドル	51		46	△6
収入5-10万ドル	46	△2	50	
収入10-20万ドル	47	△9	48	
収入20-25万ドル	48		49	
収入25万ドル以上	46		48	
都市居住	59		35	
郊外居住	45		50	
農村居住	34		62	
プロテスタント	39		58	△4
カソリック	45		52	△9
ユダヤ教	71	△8	24	
その他	62		29	△18
無宗教	68		26	△2
福音主義者	16		81	△8
非福音主義者	59	△24	35	
毎週教会に通う	40		56	
教会に行かない	62		31	
既婚者	43	△4	53	
非婚者	55		38	△10
LGBT	78	△10	14	
軍務経験あり	34		61	
家計状況良い	72		24	
家計状況悪い	19		78	
次世代はより良くなる	59		38	
次世代はより悪くなる	31		63	
貿易は雇用を創出	59		35	
貿易は雇用を減らす	31		65	
不法移民は追放する	14		84	
不法移民は合法化	60		34	
国の経済状況は優良	83		16	
国の経済状況は貧困	15	△9	79	
国は良い方向に行く	90		8	△5
国は悪い方向に行く	25	△27	69	
重要争点は外交	60		34	
重要争点は経済	52		42	
重要争点は移民	32		64	
重要争点はテロ	39		57	

連邦政府に満足	75		20	
連邦政府に怒り	18		77	
オバマ政権を支持	84		10	
オバマ政権を不支持	18		90	
民主党支持	89		9	△5
共和党支持	7	△4	90	
無党派・その他	42		48	△1
リベラル派	84		10	
中道派	52		41	
保守派	15		81	
候補を強く支持	53		42	
候補を留保付き支持	48		49	
対立候補が嫌い	39		51	
候補者を9月に決定	52		45	
候補者を先週決定	38		50	
思いやりが大切	58		35	
変革が必要	14		83	
経験が重要	90		8	
判断力が重要	66		26	

出典：『ニューヨークタイムズ』電子版11月9日、出口調査結果より進藤作成。

(<http://www.nytimes.com/interactive/2016/11/08/us/politics/election-exit-polls.html>)

料を半額にするような進歩的な国家の内容を、草の根からの大衆的支持を動員することで実現する道もあるといえます。

<トランプの社会的基盤>

次に、トランプ側の政治戦略にこたえた社会的基盤の話に移ります。トランプ支持の政治的多数派が存在するわけではないとしても、反主流派のトランプを支持した国民がこんなにも多くいたということはやはり大事件であって、その社会的基盤に大きな注目が集まるゆえんです。

誰がトランプに投票したのか。『ニューヨーク・タイムズ』紙11月9日付に出口調査の結果が出ているので、それを使ってトランプの社会的基盤を具体的にみてみます(表4)。

党派的には、共和党支持層の90%はトランプ、民主党支持層の89%はクリントンに投票していて、差はありません。トランプは共和党反主流派ですが、党主流派が選挙では結局、トランプを支持したことがわかります。同様に、クリントンは民主党主流派(右派)ですが、左派も選挙ではクリントンを支持したのです。無党派・その他層はトランプ48%、クリントン42%、ややトランプが多いのですが、この差が勝敗を分けたかもしれません。

支持を決めた時期は、9月以前の人でクリントン支持が強い。これは強い支持といえます。トランプの場合は、先週決めたとか10月に決めたといい人に支持が多い。これは弱い支持といえます。

社会的属性をみます。トランプ支持は性別では男性、人種では白人が多いです。年齢では45歳以上、学歴では高卒以下で支持が高い。収入で最も支持率が高いのは年収5-10万ドル、日本円換算でほぼ500-1,000万円ですから、勤労者の正社員層といえます。地理的には大都市郊外と農村部が多い。

クリントン支持層は、女性、黒人・ヒスパニック・アジア系で多く、44歳以下、とくに29歳の若者、大卒・大学院で学んだ者、年収では5万ドル以下、日本円でおおむね500万円以下、大都市に住む者が多いです。年収が10万ドルを超えると両者の支持はトランプが若干多いですが、ほぼ拮抗しています。もっとも5万ドル以下層で前回に比べてトランプ支持が増えています。

宗教で大きな亀裂が読み取れます。トランプ支持は熱心なキリスト教徒、とくに宗教原理主義層で圧倒的ですが、クリントン支持層はユダヤ教徒と世俗派が多いのです。既婚者でトランプ支持が高く、軍務経験あり層でトランプ支持が強く、性的マイノリティではクリントン支持が多い。イデオロギー的には保守派でトランプ支持が81%と圧倒的で、リベラル派と中道派はクリントンに傾いています。トランプ支持層は、トランプ本人に対しては留保付き支持ですが、とにかくオバマが嫌い(人種差別主義(レイシズム))、クリントンが嫌い(女性差別主義(ミソジニー))という傾向があります。

争点をみます。トランプ支持層は、家計状況が悪化している、次世代のアメリカ人は今日より悪い生活に陥る、国の経済は悪化している、貿易によって雇用が失われている、国が悪い方向に向かっている、連邦政府の働きに怒りを感じている、今回選挙の重要争点は外交よりも移民問題とテロ問題である、不法移民は合法化するのではなく強制送還すべきだ、メキシコ国境に壁を作ることに賛成している(86%)—そう思っている人々です。

大統領の資質としては、思いやりや経験、判断力が重要とする人々はクリントン支持の傾向がありますが、トランプ支持層は「変革」をあげた人

で特に多い(90%)です。この点は重要で、今回選挙は、一言に集約するとすれば、「変革」を掲げたトランプが「経験」を掲げたクリントンに勝った選挙だったといえるでしょう。

この出口調査には職業や社会階層をたずねる項目がないので、トランプ支持層の階級的基盤はわかりません。

以上から、トランプ支持層を推定してみます。第一に、中核となる共和党反主流派の極右活動家層があります。いわゆるティーパーティー運動と重なる勢力です。

ティーパーティー運動は、2008年世界経済危機後に、オバマ政権による大企業救済策と公的医療保険制度導入のための財政拡大に反対し、「反支配層」(anti-establishment)「反既成政党」をスローガンとして急速に台頭した、「小さな政府」と減税を求めるリバータリアン派(極端な新自由主義派)諸団体の総称です。アメリカが植民地だった時代にイギリス政府の茶税に反対した民衆運動「ティーパーティー」(茶会党)と、「税金はもうたくさん」(Tax Enough Already)から命名されたともいわれます。共和党反主流派(極右勢力)が影の仕掛人で、右派の富豪たちが密かに資金を提供し、FOXニュースなどの右派テレビ局やソーシャル・メディア、右派ラジオ局を活用して、キリスト教右派、白人至上主義、中絶・同性婚反対、不法移民強制送還論、偏狭な愛国主義などの勢力を糾合し、反民主党・反進歩派・反労働組合の草の根運動として伸長してきました。中核的支持者は中高年の白人富裕層ですが、失業や住宅差し押さえなどの不安にさらされ政府に不満をもつ人々のあいだでも支持を集め、2010年中間選挙で候補者を擁立し、政治的に躍進しました。それ以後、共和党への潜行戦術をとって、党内で主流派(穏健派)を追い落とし、党中央を掌握する政治運動を展開してきました。2008年世界経済危機後の労働運動・進歩的市民運動、「ウォール街を占拠せよ」運動、「サンダース旋風」への対抗運動という性格ももっています。

第二は、オバマ政権による政府規制に反対する新自由主義志向の金融資本家・超富豪層です。オバマ政権のなるべく軍事力を使わない外交に反対する軍人層・対外強硬派もいます。

第三は、トランプが党大会で正式候補に指名された後、消極的ながら支持に回った、共和党主流派です。

第四は、一般有権者レベルの大量の無党派層、弱い支持層です。白人・中高年・男性・低学歴で郊外・農村在住の機械制大工業の肉体労働者層や内需産業の中小零細企業経営者層であって、宗教色があり、保守(反リベラル)志向を持つ人々といえるのではないのでしょうか。中絶・テロ・移民・同性婚などの社会問題について保守的な価値観をもつ社会的保守主義の層と考えられます。「オバマが嫌い」(人種差別主義)、「クリントンが嫌い」(女性差別主義)という傾向の人々です。

多国籍企業主導のグローバル経済によって製造業や農業が衰退してしまった不況地域に住み、家計状況が苦しく、失業や住宅ローン滞納・差し押さえなどの不安にさいなまれていて、大企業救済

やマイノリティ擁護に熱心な「支配層」「既成政治家」「連邦政府」に不信と怒りをもっている。このいわゆる「忘れ去られた(Left Behind)人々」が、「変革」を掲げたトランプに、その「変革」がいかにゆがんだ内容であったとしても、「変革」に期待して投票したと考えられます。

トランプの二大選挙公約は「雇用を奪う太平洋経済連携協定(TPP)反対」と「不法移民を国境させないメキシコ国境の壁の建設」でしたが、それはゆがんだ形ではありますが、「忘れ去られた人々」の願望に沿うものだったのです。

振り返ってみると、1990年代のビル・クリントンも、2000年代のオバマも「変革」を掲げて登場しました。今回ヒラリー・クリントンは「変革」を打ち出せませんでした。「変革」を掲げたのは、右派のトランプと左派のサンダースでした。

今回のトランプ勝利は、第一・第二の政治勢力

補足 対談後、明らかになってきたトランプ次期政権の閣僚案を表5に示した(2016年12月20日現在)。金融資本家・大企業経営者、元軍人の対外戦争推進派、共和党主流派右派(最低賃金引き上げ反対、国民健康保険制度反対、テロ対策強硬論、不法移民強制送還論、地球温暖化対策反対、学校選択制推進、対中国強硬論など)、共和党反主流派(ティーパーティー派、極右メディア、キリスト教右派、TPP反対派など)で占められているが、これは選挙での支持各層を代表しているようにみえる。

表5 トランプ次期政権の主要閣僚の案

		経歴	備考
副大統領	M・ペンス	インディアナ州知事	党主流派(右派)
大統領首席補佐官	R・プリーバス	共和党全国委員長	党主流派
大統領首席戦略官	S・バノン	ブライトバート・ニュース社長	極右、選対本部長
安保担当補佐官	M・フリリン	元国防情報局長	元陸軍中將
通商担当補佐官	G・コーン	ゴールドマンザックス経営責任者	
国務長官	R・ティラーソン	エクソンモービル社経営責任者	石油業界、親口派
国防長官	J・マティス	元軍司令官(海兵隊)	アフガン・イラク戦争推進派
財務長官	S・ムニューチン	ゴールドマンザックス元重役	投資会社経営
商務長官	W・ロス	投資家	反TPP
運輸長官	E・チャオ	元労働長官	台湾出身、上院党院内総務の妻
厚生長官	T・プライス	党下院議員	医師、反国民健康保険
法務長官	J・セッションズ	党上院議員	党主流派(右派)、不法移民強制送還論者
CIA長官	M・ポンペオ	党下院議員	ティーパーティー派
住宅都市開発長官	B・カーソン	元医師	反国民健康保険、右派メディア解説者
教育長官	B・デボス	党ミシガン州委員長	富豪、学校選択制推進派
国土安保長官	J・ケリー	元海兵隊大将	テロ・移民対策強硬派
環境保護局長	S・プリーツ	オクラホマ州司法長官	温暖化対策反対派
労働長官	A・バズダー	ファーストフード会社経営責任者	最賃引き上げ反対派
エネルギー長官	R・ペリー	前テキサス州知事	石油業界寄り
国家通商会議議長	P・ナバル	経済評論家	対中国強硬派
行政予算管理局長	M・マルバニー	党下院議員	ティーパーティー派

出典:「日経」「朝日」より進藤作成。2016年12月20日現在。閣僚ポストはこれ以外にもある。多くのポストは上院の承認を得なければならぬためこの案どおりになるかどうかは不確定である。

が、「トランプ」というシンボルを駆使した政治戦略で第三・第四の層を政治的に大衆動員した選挙であって、その意味では「右派ポピュリズム」という性格をもっていたといえます。

<労働者階級の分解、分裂>

ここで考えてみたい問題の一つは、新自由主義的グローバル化が進んでいった結果、従来の労働者階級が、大きく三つに分解していることです。

一つ目は、新自由主義的グローバル化から利益を得ている、知的で高学歴で専門職に就いている労働者で、所得も比較的高い。自由主義や国際交流、多文化主義にも理解がある上層労働者です。二つ目は機械制大工業の主流をなしてきた伝統的な肉体労働者、ブルーカラーという層。三つ目は、移民や半失業、失業者といった底辺労働者。この三つの分岐はもともとあったと言えますけれども、かなり溝が深くなってきていて、いま言ったなかでいうと、トランプは2番目のブルーカラー層を政治的に動員する。その時に1番目の上層労働者と3番目の底辺労働者を敵と見立てる形で、ブルーカラーの支持を得ていく、こういう政治指導をやっているのです。なおさら労働者階級の分裂が目につく形で出てきているという問題があげられます。

それから、新自由主義的グローバル化によって、製造業がいまなお世界一であるアメリカでも、旧中間層が激しく分解、没落しているという問題が出ていていると思います。

<イデオロギー、シンボルの重要性>

二番目に考えてみたいことは、イデオロギーの役割です。労働者階級だから、社会主義、リベラルとか進歩主義になるかという、必ずしもそういうふうになっていなくて、トランプを支持していく。そのカギになっているのは、一つは「不動産王」トランプ自身に体现されているような、アメリカン・ドリームと言われるイデオロギー、つまり業績重視や努力をすれば報われていくという、その限りでいうと、近代的なイデオロギーが

作用していると言えます。

第二のイデオロギーはさきほども言いました社会的保守主義です。

三つ目は、これはアメリカ独特とも言えますが、下からの変革という、その限りでいうと、民主主義の一つのイデオロギーのタイプです。下からの変革と社会的保守主義が結びついた形で、いわゆる右派ポピュリズムが作られていると思います。

そのなかでも宗教が果たしている役割が大きいです。ヨーロッパやアジアと違って、アメリカ南北大陸の場合、宗教がもっている役割は独特の重要性があると思うのです。裏返していうと、アメリカにおける左翼の弱さ、労働者階級のなかでヘゲモニーを握りきれない点。サンダースの運動がこれだけあったわけですが、まだ浸透しきれていないという問題もあるように思います。

<トランプ政権の政策内容——新自由主義プラス社会的保守主義プラス軍拡路線>

次にトランプ政権ができた場合、どういう政策をするか。国家権力の内容について述べます。トランプ自身が10月の終わりに「アメリカの有権者との契約」、通称「アメリカを再び偉大にするための100日計画」を発表しています (<http://www.donaldtrump.com/contract>、参照)。これを見ると、八つの分野が出ています。

第一は、連邦政府の腐敗と特殊利益を一掃する措置。下院議員の任期制限、連邦政府の職員削減、各種規制の削減、ロビイストの制限など。

第二は、雇用政策。北アメリカ自由貿易協定(NAFTA)の再交渉、TPP撤退、中国の価格引き下げ告発、アメリカから見た不公正貿易の是正、石油・ガス・石炭産業への制限撤廃による雇用創出、パイプラインなどエネルギー産業基盤への投資、国連地球温暖化政策への拠出取りやめと国内産業基盤への投資など。

第三は、治安対策。最高裁判事への保守派の任命、200万人の不法移民の国外退去、テロ容疑国からの移民制限など。

第四は、経済政策。年率4%の経済成長と最低

2500万人の雇用創出のために、①中間層むけ大型減税（子ども二人世帯で35%減税）と、法人税を35→15%に引き下げる。②不公正貿易の是正（海外子会社の3兆ドルの資産への10%課税、海外移転のため国内労働者を解雇する企業への高関税）、③10年で1兆ドルの産業基盤投資、④規制撤廃を行う。

第五は、教育政策。親の学校選択権を強化し、職業・技術教育を拡大する。トランプは2004年から始まったテレビ番組『アプレンティス(実習生)』のホスト役として有名だったのですが（決め台詞が「お前はクビだ」）、職業教育が強調されていません。

第六は、社会保障。①オバマ政権の医療保険拡大政策（いわゆる「オバマケア」）を廃止。「医療貯金口座制度」を新設、民間医療保険会社どうしの競争を激しくして、保険を買いやすくする。②保育・介護の私費負担に税控除を導入、低所得世帯むけ家族介護貯金口座を非課税に。

第七は、移民対策。「雇用をアメリカ人労働者優先にする」べく、メキシコ国境にメキシコの負担で壁を建設。不法再入国者は最低2年の服役義務化（犯罪者の場合は5年）。不法滞在者への罰則強化。

第八は、安全保障政策。軍事費を拡大し、軍拡を推進する。退役軍人への医療充実。サイバー攻撃への防衛強化。（外交政策は記述が簡単すぎて、今後どうするのか見通せない）。

これがそのまま政権をとったときに実現できるわけでもないでしょうし、よく考えると非常に矛盾をはらんでいる政策ですけれども、内容的には新自由主義プラス社会的保守主義プラス軍拡路線という三つに要約できます。レーガン政権（1981-88年）とブッシュ（子）政権（2001-08年）の系譜に入る政策です。

労働者の雇用創出のために中間層むけ大型減税をやりながら国内で産業基盤投資をするというのですから、レーガン、ブッシュ政権同様、大幅な財政赤字になるでしょう。それはティーパーティー派とは矛盾します。自由貿易規制、企業の海外移転規制は、自動車産業などの多国籍企業を支援してきた共和党主流派とは矛盾します。財政赤字の埋め合わせのために外国資金の流入を図らなけ

ればならないので、ウォール街の金融資本の協力を得なければなりません。法人税減税とあわせ、富裕層がいつそう優遇されます。他方、低所得者むけには社会保障の新自由主義化と移民制限を行うので、社会矛盾が激化するでしょう。

選挙後、サンダースは声明で、「トランプは、支配的な経済・政治・メディアに苛まれ、疲れた没落する中間層の怒りを切り出した。民衆は、低賃金で長時間働き、品位ある雇用が中国など低賃金諸国に流出し、大富豪が連邦税を支払わず、子どもを大学に送れないことに疲れている。一方で、金持ちはますます金持ちになっている。トランプ氏が勤労世帯の生活改善を追求するかぎり、私は協力する用意があるが、人種差別主義、性差別主義、外国人差別主義、反環境保護政策を追求するかぎり、われわれは厳しく反対する」と述べていますが、トランプ政権の内容を端的に言い当てていますね。

<大転換の時代と21世紀型左翼>

イギリスのEU離脱国民投票とアメリカの大統領選挙を踏まえて、先ほど紹介したような分水嶺や構造的危機の時代をどう考えるかについて、短く述べます。

一つの大局的な見方は、カール・ポランニーが『大転換』という本で書いたような、大転換の現れとしてこの二つの政治的な出来事を見るというものです。詳しい議論はしませんが、18-19世紀の産業革命＝「第1の大転換」で、中産階級主導の自由主義国家と市場経済ができ、自由貿易体制と国際秩序が生まれましたが、この「悪魔の引き臼」システムが20世紀初頭に階級矛盾、民族主義の台頭、大恐慌、2度の世界戦争によって崩壊します。これに対し「社会を防衛する運動」として、ファシズムと共産主義と福祉国家の三つの道が生まれました。そして反ファシズム闘争によって1945年以後、福祉国家がヘゲモニーを握りました。これを「第2の大転換」とすると、その福祉国家が1970年代に機能不全に陥って、新自由主義型の経済と国家が形成され、グローバル経済とアメリカ一極支配秩序が生まれたのが、1990年代でした。この新自由主義型「悪魔の引き臼」システムは「第

3の大転換」といえるでしょう。

ところが新自由主義は、2008年世界恐慌、貧困・格差問題の激化、世界各地での戦争という形で危機に陥っています。それに対する「社会を防衛する運動」としていま、①新自由主義主流派の修正、②トランプ現象やイギリス EU 離脱のような右派ポピュリズム、③ギリシャのシリザ、スペインのポデモス、イギリス労働党のコービン路線、日本の市民連合・野党共闘などの「21世紀型左翼」が登場している、と考えられるのではないか。

＜新自由主義の今後＞

①の新自由主義主流派の修正について、三つくらいの可能性が見えてきているのではないか。四つ目があるかもしれませんが。

第一は、さきほど二宮さんが紹介されたような新自由主義の諸段階をへて、私の言葉で言うところ「2008年世界経済危機以後型の新自由主義」に修正される道です。危機がおこりやすくなっているので、いろいろな意味での「危機管理」に重点をおく修正新自由主義です。具体例をあげると、トランプとサンダースとを一緒くたにして「左右のポピュリズム」として非難し、これらを排除して穏健保守派と社会民主主義右派が「大連立政権」を作って、危機を乗り切っていく道です。

『朝日新聞』11月6日の別冊 GLOBE が「グローバル化という巨象」という特集を組んでいて、その7ページである竹中平蔵氏がコメントしています。彼はグローバル化をいっそうの規制緩和でさらに徹底させると同時に、その矛盾に対してセーフティーネットも充実させるべきと言っています。スーパーグローバル化プラス危機管理という路線です。

第二は、イギリス EU 離脱やトランプ当選にみられるように、「政権交代のある民主主義体制」という国家形態で、一時的に右派ポピュリズムに政権を譲り、中期的には新自由主義主流派と右派ポピュリズムとの政権交代、緊張のある共存で乗り切っていく道です。北欧でいま右派ポピュリズム政党が連立政権入りしている例があります。2017年のフランス大統領選挙、ドイツ総選挙もこのようになる可能性があります。

第三は、新自由主義を「緑の資本主義」に移行させる道かもしれません。ドイツでは製造業を環境産業型に転換し、環境産業に投資していく資本蓄積様式が形成されつつあるようにみえます。2008年以後、「緑のニューディール」といわれている構想がそれです。注意してほしいのは、「緑のニューディール」は左派のオルタナティブ戦略ではなく、資本主義の新たな支配構造としての道だということです。産業資本主義段階→独占資本主義段階→グローバル資本主義段階につづく資本主義の第4段階としての「緑の資本主義」という支配構造があるかもしれない。

第四は、新自由主義主流派の一部とくに社会民主主義政党が、「21世紀型左翼」と連携していく道かもしれません。

＜オルタナティブ政治の動向＞

最後に、トランプやイギリス EU 離脱ではないオルタナティブはあるのか、議論したいと思います。

いまの世界資本主義には、大きくいって欧米——このなかにアフリカや西アジア、ラテンアメリカも入れていいと思います——の資本主義と東アジア資本主義という、二つの焦点がありますが、そのなかの欧米資本主義について言うと、まず、その周辺部では、ラテンアメリカにいわゆる21世紀型社会主義があり、また北アフリカ・西アジアでは2011年に見られたアラブ革命の動きが出ています。

それから、周辺部と先進国の間の準周辺 (semi-periphery) では南欧のギリシャで急進左翼連合 (シリザ) 政権が生まれ、ポルトガルに「非新自由主義」野党連立政権が成立しました。スペインでは左翼新党ポデモスが結成され、社会民主党から共産党まで含んだ非新自由主義連立政権構想を打ち出しました (実現しませんでした)。1970年代のユーロ・コミュニズムの今日版と言えるかと思います。

欧米資本主義の中心部、先進国では、まずイギリスでいうと、去年2015年9月の労働党の党首選挙で、いわゆる最左派のジェレミー・コービンが当選して、いろいろ波乱を含んでいますが、コー

ピン執行部が成立しています。今年に入って、労働党と自由民主党と緑の党の反保守3野党の議員のなかから3党連立構想が出てきています。

ドイツでは社会民主党（SPD）の主流派はメルケルの保守政党・キリスト教民主同盟（CDU）と大連立政権を作っていますが、社会民主党の左派はそれに不満をもっています。野党の緑の党も、リベラルな方向にいきたい派と、左翼にとどまりたい派があります。さらに左翼党（Linke）という政党が定着してきています。今年9月のベルリン市議会選挙をきっかけとして、赤・赤・緑（SPD・左翼党・緑の党）の3党連立政権を来年に向けて考えていこうという動きが出てきています。

いま紹介してきたヨーロッパの動きは、EUレベルでいうと、EU議会のなかに「欧州統一左翼・北欧緑の左翼」という会派があり、議会外には「ヨーロッパ左翼党」という政党連合がつくられていることとかかわっています。来年のフランスの大統領選挙をにらんで「ヨーロッパに関するプランB（a Plan B in Europe）」という政治運動も出てきています。つまり、現状の新自由主義的なヨーロッパと違う、もう一つ別のヨーロッパを、幅広い左翼の連携でつくろうという動きです。

アメリカでは、今年の「民主社会主義者」サンダースの「政治革命」運動があります。その基盤には、2008年世界経済危機後、オバマに「Yes, We Can」と言わせた草の根からの変革への期待、そして2011年の「ウォール街を占拠せよ」運動、ニューヨークやカリフォルニアでの最低賃金15ドル運動、シカゴの教員ストライキのような、運動の盛り上がりがあります。これはさかのぼってみると、1910-20年代のアメリカ社会党の躍進（これがサンダースの拠りどころになっています）、その成果も取り入れた30-40年代のニューディール政権、マーティン・ルーサー・キングらが組織した1963年「ワシントン大行進」（正式名称は「雇用と自由のための行進」）に代表される人種・民族を横断した反貧困・人権擁護の運動、それを引き継いだ1980年代のジェシー・ジャクソンの「虹の連合」、そういうアメリカにおけるオルタナティブの伝統に連なるものです（『バーニー・サンダース自伝』大月書店、2016年邦訳；S・ルース「米国最新事情：最賃15ドル運動、バーニー・サンダ

ース、ブラック・ライブズ・マター運動」、『月刊全労連』2016年11月号；バーニー・サンダース「諦めるなどという贅沢はありません、いいですか？」、『世界』2016年12月号、を参照）。

東アジア資本主義に関しては、9月に韓国へ調査に行ったのですが、韓国には「共に民主党」という、日本の民主党とよく似たはっきりしない野党第1党があります。野党第3党として「正義党」という政党が確立しつつあって、それと連携する形で、広い意味で韓国において福祉国家を実現するいろいろな取り組み、団体があることを見てきました。日本でも去年から、市民連合プラス野党共闘の動きが出てきました。

こういったものを大きく捉えて、あとで議論できたらと思っています。

【討論】

司会 討論に入りたいと思います。

まず、イギリスのEU離脱の政治運動の状況、それぞれの社会基盤について、補足していただけないでしょうか。

進藤 イギリスのEU離脱を主導した保守右派について少しコメントします。EU離脱を主要政策として掲げる連合王国独立党（United Kingdom Independence Party、UKIP、現地では「ユーキップ」と言われる）という政党があります。保守党の最右派が離党して1993年にEU離脱を掲げる極右の単一争点政党として出発し、2006年にナイジェル・ファラージュが党首になると反移民、減税、反リベラルなどの社会的保守主義の争点も加味して、13年統一地方選挙で躍進し、14年欧州議会選挙で得票数第1党になりました。これに危機感を抱いたのが保守党内の右派で、EU離脱をめぐる対立が党内で再燃し、追い込まれた穏健派のキャメロン首相は15年総選挙で「EU離脱の是非を問う国民投票」を公約に掲げることになったのです。その際には、二宮さんがさきほどいわれたように、2014年のスコットランド独立投票でスコットランド民族主義を阻止した成功体験があったので、キャメロン首相はEU離脱投票でも勝てると思われていました。

このようなUKIPや保守党右派、例えば国民投

票後のメイ新政権の外相になったボリス・ジョンソンらの右派の社会的基盤を考えてみると、二つことが指摘できます。

第一は、反ヨーロッパ志向のイングランド民族主義です。イギリスは、正式国名が「連合王国」というように、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド4国の連合国家ですが、そのうちのイングランドを優越させようとする志向を、これら右派はもっています。その中心となる社会階層は、地方都市・農村在住の白人・中高年・旧中間層・英国国教会信徒層です。この人たちは、ヨーロッパから局外中立を保っていた19世紀大英帝国の栄光をいつも胸に抱いていて、強固なヨーロッパ嫌いの層です。

第二は、UKIP や保守党右派、それと反移民・反EUを煽っている右派メディアに大口の政治献金をしている富豪層です。彼らはヘッジファンドなどグローバル金融部門で大儲けをした階層です。これまたイギリス資本主義の独特な構造とかかわりますが、中世以来の大土地所有制度・貴族制度が市民革命でも廃止されず、産業資本主義の時代に土地貴族層が投資家へと転換して生きながらえ、現代のグローバル新自由主義というか金融資本主義の中で、土地＝金融貴族層とその資産運用をする多国籍企業群が富裕層として存在しています。彼らが、EU離脱派に資金提供をしているのです。

この二つが結びついた形で社会的・政治的なEU離脱派が形成されている。この二つの接着剤になっているのが、二宮さんが紹介された排外主義、反エスタブリッシュメント、テイク・バック・コントロール、反ヨーロッパ・イングランド中心主義などのイデオロギーだと思います。

＜EUの性格—新自由主義プラス超国家的官僚機構＞

もう一つ、EU離脱派が勝利することになったのは、EUの性格、EUの側にも大きな問題があるという点です。離脱派、右派だけでなく、左翼の側、労働党左派やもっと左翼の諸党派からも、EUは①新自由主義、グローバル化のシステムだという批判と、②超国家的で巨大な、非民主的な

官僚機構だという批判があるのです。

今回の離脱派が主張したテイク・バック・コントロールの非常にわかりやすい例は、「EUに拠出している公金を、離脱することで国内の医療に振り向けられる、医療予算を増やせる」というスローガンでした。これがかなり大きな魅力になったと言われている。この主張は結局、後になって虚偽だったとわかるのですが、要するに、「新自由主義的EU」対「福祉国家愛国主義」のような対立軸があったのではないかということです。

加えて、難民問題がありました。国民投票は今年6月でしたが、昨年5月総選挙の保守党の選挙公約がもとになっています。去年5月の段階では、西アジア・北アフリカから地中海を渡ってヨーロッパにやってくる難民の問題はそれほど深刻になっておらず、去年の夏以降、急激に深刻化して、とうとう100万人を超えました。イギリスとフランスを隔てるドーバー海峡のフランス側の街、カレーには数千人規模の難民キャンプができて、イギリスに渡りたいと要求していたのです。ですから、タイミング的に難民問題にひきずられた面もありました。

この難民問題は、新自由主義的EUが西アジアや北アフリカに進出していくことで現地の伝統社会を破壊し、内戦などを引き起こし、それが地中海を渡ってEU域内に入ろうとする大量の難民をつくり出している、という問題です。しかし、EU諸国側にはイスラム教徒でもあるこれら難民を受け入れたくないという世論が広がっている。このように、超国家による新自由主義的グローバル化と難民と国民国家の三者の矛盾という論点があると思います。

司会 UKIPの話が出ましたが、二宮さんいかがですか。

二宮 反EU、反ヨーロッパ主義の社会的基盤ということで、先ほど進藤さんが言われたように、もっともラジカルな形で主導的な役割を果たしているのがUKIPです。これは先ほど言われたような形で、地方の旧中間層と富裕層が二つの柱になっているというのは、その通りだろうと思います。

<労働党地盤が離脱票へ>

ただ、私はそれにプラスアルファがないと、おそらく離脱派が国民投票に勝つことはなかったと思います。実は2014年のヨーロッパ議会選挙の時に、UKIPが第1党の座を占めて政界に衝撃を与えたのですが、全体として今回の離脱票の得票率が高かった地域はその時のUKIPの得票が高かったところと、ほぼ重なっています。そういう意味ではUKIPが強いところで離脱派が優勢だったわけですが、ただ、得票のレベルは全然違うわけです。

ヨーロッパ議会選挙の時には、UKIPの得票率は26.6%ですから、それが国民投票で過半数を超えるまでに膨らんだのは、やはりそこに違った階層が加わったと考えられる。それが労働者層だろうと思います。

UKIPが政治的に台頭してきた時に、UKIPの脅威を一番受けるのは保守党なのか、それとも労働党なのかというのは、けっこう議論になった問題です。保守党の支持者が離れてUKIPに流れるのか、それとも労働党を支えてきた旧来の労働者階級のなかからUKIPを支持する層が出てくるのかというところで、非常に議論になりましたし、現在も議論されています。しかし、おそらく今回のEU国民投票の結果を見るかぎりでは、従来の労働党支持層からも相当数の票が離脱派に流れたことは間違いないのではないかと思います。

たとえば、2015年の総選挙で労働党が勝った232選挙区のうち、150で離脱派が勝っていて、残留派が勝ったのは82にとどまっている。つまり労働党の地盤の3分の2近くで離脱派が勝ったわけです。そういう意味で、製造業を中心とする旧来の労働者層が抱える没落感や疎外感が離脱派を勝たせた背景になっている。

それから、もう一つ補足しておく、そもそもイギリスはかつてのEECやECという戦後の最初のヨーロッパ統合に、最初は参加しませんでした。これは、イギリスが戦後当初はヨーロッパではなく旧帝国圏やアメリカとの「特別な関係」に足場を置くことでグローバルな大国としての地位を保持しようとしたからですが、その後帝国の没落と経済的衰退によって、ヨーロッパに軸足を移

していかざるをえなくなったわけです。1960年代初めによく当時のEECへの加盟を申請しますが、最初はフランスのド・ゴールに拒否されて、1973年になってECに参加することになった。その時から一貫していることですが、イギリスでは、ドイツやフランスと違って、ヨーロッパ統合の理念や理想といったことはあまり重視されずに、ヨーロッパに入ることによってイギリスの衰退した経済を回復させることができるという形で正当化が図られてきました。ブレア政権も基本的にはそういうスタンスで、EUに関与していること、加盟していることを正当化していました。

ですから、イギリスでは、ヨーロッパ統合は非常に経済的・プラグマチックに正当化されてきたわけです。ところが、ユーロ危機を境にして、EUがイギリスの経済にとってプラスになるかどうかというところが、やはり非常に疑いをもたれるようになった。そういう現在のEU経済の危機という問題も、離脱派の勝利の背景になっていると思います。

<「社会的ヨーロッパ」をめぐる>

司会 労働党側では、社会的EUというような方向で、EUをいい方に変えながら残るというキャンペーンをやったのですか。

二宮 そうです。基本的にはいまの労働党党首のコービンが、批判的な残留論というのを展開して、主流的な残留派のキャンペーンとは一線を画していました。結局、それが後になって、きちんと残留派の運動に加わらなかったではないかということで、党内右派からの批判の口実にされて、党内で反乱が起きることになるわけです。

EUそのものの性格づけの問題と非常に関係しているのですが、もともとイギリスでは親ヨーロッパ、反ヨーロッパという問題と、左翼、右翼の関係が非常に錯綜している状況がある。右派のなか、特に新自由主義者の間で、反ヨーロッパと親ヨーロッパの立場の分岐があることは、先ほど述べましたが、左派のなかでも反ヨーロッパ、親ヨーロッパの立場がある。

1960年代から70年代にかけての時期には、労働

党内の左派勢力は、EECやECは所詮資本家のための組織でしかないのだとして、批判的な立場を取り、EC脱退論を掲げていました。それが変わったのが80年代の後半です。ヨーロッパの市場統合が加速化していくなかで、当時のEC委員長であったフランス社会党出身のジャック・ドロールが「社会的ヨーロッパ」という理念を打ち出しました。これは単一市場化にあわせて、労働者の権利保護のような社会的な規制も導入していこうという考え方です。

当時イギリスでは、サッチャー政権のもとで労働運動が弱体化していて、従来のように労働組合の強い産業規制力によって労働者の利益を守ることができなくなっていましたから、労働運動や労働党の左派は、EUの規制を国内に導入することでイギリスの労働市場規制を強化しようと考えようになっていったわけです。その背景には、資本がグローバル化するなかでは、一つの国民国家の力で資本を規制しようとしても限界があるため、何らかの広域的な国際機関が必要であるという考え方もありました。

その流れと逆に、それに乗るような形で、労働党の主流派のブレアたちも親ヨーロッパの方向を向きますけれども、こちらはどちらかというところ、新自由主義的なヨーロッパを利用して、イギリスの新自由主義を進めていくという、ちょっと違ったもくろみを持っていました。ですから、労働党は、実は正反対の考え方を抱えながらも、親EU寄りの同じ方向を向いているという状況が続いてきたわけです。

ただ、これはイギリスの左翼に限ったことではありませんが、ユーロ危機以降、特にEUがギリシャやスペインに対して厳しい緊縮策を押し付けている状況のなかで、左翼陣営内部でのEUに対する評価が揺れ動いているように思います。先ほど少しふれた「レグジット」に代表されるように、新自由主義から脱却するためにEUから脱退すべきだという議論は、以前に比べてやはり強くなっている。そういうなかで、コービンも、EUに留まるけれども、決して現状を肯定しているわけではない。変えながら留まるという立場をとったわけです。

司会 国民投票の時には、そうした、「変えながら留まる」というのが、強い選択肢としてはあまり浮かび上がらなかったのでしょうか。

二宮 そうですね。全体としては、主流的な残留派・離脱派双方のキャンペーンのなかで埋没してしまったように見えます。だから、コービンは残留派のキャンペーンに熱心でなかったと批判されることになったわけですが、ただ、違った見方をすることもできます。つまり、コービンのようなEUに批判的な立場から残留を訴えるというやり方のほうが、離脱派に流れたような労働者たちの気持ちを食い止めることができたのではないかと、いう見方です。主流的な残留派がやっていたような恐怖戦術ではダメで、むしろEUの現状が決していいものではないという前提を共有した上で、そこからではどうするのかということをもっと打ち出す必要があったのではないかと、そういう総括もあります。

進藤 EU離脱賛成、反対の国民投票の論戦が正式に始まったのが、2016年3月ぐらいでしたか。正式に始まった時にはコービンも、テレビや新聞でEUに留まって内部から改革するとかかなり訴えました。ようやく労働党が打って出てきてくれた、これで残留は確実にになったという世論が、その時は広がったのです。しかしコービン自身はその後露出が少なく、とくにEUに対するスタンスが違うということで、保守党のキャメロン党首と一緒にキャンペーンをするのを、一切拒否しました。

労働党では、例えば今年5月の統一地方選挙でロンドン市長に当選したカーンという社会民主主義者がいますが、彼はキャメロン党首と組んで、同じバスに乗ってEUに残るとキャンペーンをしています。そこまで熱心なキャンペーンをコービンはやらなかったというので、彼は本当は離脱派ではないかなどと後からケチがついたわけです。

＜離脱派の経済政策上の見通しは＞

司会 イギリス保守派の離脱を主張したグループは、どの程度リアルな経済政策上の見通しをもつ

ていたのでしょうか。

二宮 そこが問題ですね。そこは一番よくわからない点ですが、私の理解では、イギリスの新自由主義は、基本的にヨーロッパ市場のなかに留まって、そのなかで低規制や低賃金を売りにして、日本企業やアメリカ企業に入ってきてもらうことを基本的な路線としてきた。つまりヨーロッパ市場への外資の入り口となることで、イギリス経済を立て直すということです。言うまでもなく、これはイギリスがEUの中になければ成り立ちません。だからこそ、サッチャーは、最終的にヨーロッパ批判が一つのネックになって首相の座を追われることになったわけです。

そういう意味では、EUから離脱すれば、イギリスの新自由主義は大きな修正をせまられることになる可能性があります。もともとサッチャーが、なぜ反ヨーロッパになったかという、もちろんヨーロッパの規制を嫌ったからということがありますが、かなり理念的なところもあったと思います。サッチャーは、国家同士での規制緩和の競い合いというようなことを考えていて、底辺への競争という形で規制緩和競争をするためにも国家主権が必要だと考えていた。ヨーロッパの共通規制は、そういう意味での国家主権を阻害するために嫌っていたわけです。これは、新自由主義の思想としてみた場合には、整合性のとれた立場ですが、やはりイギリス経済の現実とは大きなギャップがあったのだと思います。

ただ、ちょっと脱線しますが、EUから離脱することになっても、従来のイギリス新自由主義の基本的な方向性を維持することは可能だと思います。例えば、イギリス政府がこの間推し進めようとしてきたTTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership、大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定) というものがあります。これは、EUとアメリカなどを含めた経済協定で、まさにTPPの大西洋版みたいなものです。おそらく現実的にはそういう枠組みを使いながら、ヨーロッパの単一市場へのアクセスを維持しながら、新自由主義を進めていくという方法が次善の策としてはありえたとするし、まだ可能性はあると思います。

ただ、トランプが大統領に当選したので、これもどうなるかわからないという問題がありますね。もう一つ言えば、今EU側は離脱交渉にあたって、単一市場のアクセスを認めるのであれば、人の移動の自由も認めなければいけないと言っていますから、イギリス側からすると、移民規制を優先するか、市場アクセスを優先するか、どちらかを選ばなければならない状況になっています。しかし、離脱派が勝ったことで、全体として排外主義的な主張が勢いづいていますから、保守党内でも移民規制を優先せよという主張が強まっています。先日行われた保守党大会では、いまのメイ首相が移民規制を優先するという方針を打ち出しています。かなり混迷していて、これでいくとイギリスがどういう経済的ポジションをとるのかというのは、少し見えにくい状況になってきていると感じています。

進藤 保守党の主流派である残留派は、いま二宮さんがいわれたようにEUの枠内で安い労働力と外国資本を導入して製造業を国内に残すという構想だと思いますが、例えばさきほど言及したボリス・ジョンソンのような離脱派が考えているのは、ヨーロッパ以外からも外資を呼びこむ「グローバル英国」論です。それは例えば、①米英同盟による経済立国や②英連邦による経済立国論です。例えばこの間、メイ首相がインドを訪問しましたが、インドと自由貿易協定を組むというように、です。あるいは、③EUに入っていないでも経済的に成り立っているノルウェーやカナダをモデルにして、北欧アングロサクソン型のEUとの付き合い方でやっていけばいいんだという構想もあります。

もう一つはナショナリストです。メイ現首相は信条的にはイングランド民族主義に近いのですが、首相就任演説ではEUとの関係が弱くなった分、産業政策をもう一度きちんと位置づけて、国内投資でものづくりを再建するのだと、一応は言っています。どこまでできるかどうかは別として、そういうふうには考えてはいます。

司会 製造業の復活という話はトランプも言いますが、必ずそれが議論としては出てきますね。

二宮 しかし、実際やることは、中身が反対なのです。金融危機を受けて、キャメロン政権も金融に比重を傾きすぎたイギリス経済を、もう一度リバランスして、製造業にもう少し軸足を置くのだということを一応は言っていました。しかし、実際に起きたことは、まったく逆に製造業地域は緊縮策の影響を受けてさらに衰退した。だからこそ、その怒りが、離脱票に流れたわけです。

進藤 保守党のなかの国際志向の離脱派と産業政策ナショナリストに共通しているのは、EUは労働者の権利を認め過ぎているという評価です。企業側からすると規制が多すぎる、これは撤廃したほうが良いというところは共通の点です。とくに金融資本家層には、金融こそグローバルに動いているから、別にEUでなくてもいいという志向が強いと思います。

司会 金融は確かに人間が動かなくてもいいですからね。

そろそろまとめとして、少し大きな観点からの議論をしたいと思います。ある種のナショナリズムと多国籍企業型のインターナショナルな規制撤廃、私の言葉で言うと国民経済擁護型の帝国主義と多国籍企業型の帝国主義の二重構造があって、それが恐らく行ったり来たりしたり、あるいは相互浸透して複雑な姿を示したりというなかでさらに細かく分裂したりというのを繰り返していると思うのですが、そうしながら、全体としてグローバル化に対する社会的な抵抗が強まっていく方向に向かうのか、それともグローバル化自身はそういう軋轢や矛盾を深めながら、アメリカのああいふ事態が起きたとしても、依然として貫徹される方向でしばらくはまだ進むのか、その辺は非常に興味があります。そういう話を含めて、少し大きな見通しについて、ご意見をいただけたらと思います。

＜21世紀型左翼と国際的規制＞

二宮 先ほど進藤さんから、第3の転換として、新自由主義の行き詰まりのなかで右派ポピュリズムや21世紀型左翼という二つの新しい動きが出て

きているという話がありました。21世紀型左翼が、どういう形でグローバル化に対応するかということが、現在理論的にも実践的にも大きな問題として提起されていると思います。その問題が結局、いまのEUをどう評価し、どういう姿勢をとるかという問題につながっています。

コービンが批判的に残留するという立場を一応取りましたが、とくにヨーロッパの左翼のなかではこの問題をめぐって対立が起きています。おそらく最も厳しく選択を迫られたのが、ギリシャのシリザで、ユーロに留まるのか、離脱するのかということで、それをめぐってチプラス政権は動揺しました。ユーロからの離脱を主張したシリザの反主流派は、チプラスが最初からユーロに留まるのだというスタンスをとったために、かなり交渉の手を縛られてしまっていて、緊縮策を飲まざるをえないという状況に陥ってしまったのだと批判していますが、一定うなずける部分もあると思っています。

そういう意味では、現状のEUの仕組みは、21世紀型の左翼が新自由主義に対抗して新しい社会をつくっていく時に、非常に障害になっている側面がかなりあると言えます。これをどういうふうに乗り越えていくのかという問題です。

他方では、やはりグローバル化した資本の活動を規制していくためには、一つの国民国家だけでは難しいですから、なんらかの国際的な仕組みが必要であることも間違いありません。とくに金融市場を規制したり、タックスヘブンを規制するためには国際的な取り組みが必要不可欠です。

その時に現状あるEUの仕組みを変革して使うのか、それとも変革できないから新しく作らなければならないと考えるのかというのが、非常に大きな課題になっていると思います。

進藤 支配構造としての新自由主義あるいはグローバル資本主義段階は、二宮さんが言われたように、原型期から修正期にさしかかっていますが、他方、社会主義運動のほうは、藤田勇先生の仮説によるならば(『自由・平等と社会主義』青木書店、1999年；『自由・民主主義と社会主義』桜井書店、2007年)、①フランス革命後からマルクスを経て第1次世界戦争までの第1期、②ロシア革命から

東欧社会主義体制崩壊までの第2期をへて、③1990年代以降、第3期にさしかかっています。いま問われている新自由主義への対抗、「21世紀型左翼」の問題がここにかかわります。

自由や民主主義の観点からのグローバル化規制について、フランスの経済学者トマ・ピケティが提案しているのは、公選制ユーロ圏議会の創設です。EUにはEU議会があるので、その権限をもっと強化する。加えて、EUのなかにもユーロという通貨を使っているユーロ圏と、ユーロを使っていないイギリスやデンマークなどの非ユーロ圏があります。ピケティは、ユーロ圏固有のユーロ圏議회를別途設置し、ユーロ圏諸国民による直接選挙制度にしたらどうかと提案をしています。

いま言われたギリシャの左翼政権が挫折したのは、ユーロ圏という超国家レベルには民主的な国家形態がないため、ヨーロッパ中央銀行とユーロ圏事務局を司っているEU官僚という超国家的権力がギリシャへの金融支援策を策定し、左翼政権を圧迫したからです。そこで、民主的に選挙されたユーロ圏議회를設置し、金融危機に陥った国への救済策、債務削減の決定権限を議会に与えたらどうか、というのです。

ブレグジットに対抗する場合、方向性としてはEUに残留しながら、民主主義的な超国家的形態をEUのなかで拡充しつつ、社会的規制を行う権力も拡大していくのが、もっとも合理的な路線だと思います。しかし、そういう改革を行うためには、まずEU議会のなかでEUの脱新自由主義化・脱官僚化という政治戦略をもつ政治勢力が、最大勢力の保守会派、第2勢力の社民党などと闘いながら、増大しなければならない。シリザやポデモスが加盟する「ヨーロッパ統一左翼」は現在第5勢力にすぎません。イギリス労働党は社民党派に加盟していますが、コービン路線の支持者たちは「統一左翼」に共鳴しているようです。

そうなるためには、そしてブレグジットやトランプ現象、フランスの国民戦線、ドイツの反移民極右政党とヘゲモニー闘争をしていくためには、各国の「21世紀型左翼」がそれぞれ、市民社会のなかでヘゲモニーを形成できなければならない。

そのヘゲモニー形成を考える場合、第一には、先ほど述べたように新自由主義的グローバル化の

なかで労働者階級が大きく三つに分断されているので、これを「労働者よ、団結せよ！」という方向にもっていくという課題があります。経済的あるいは政治的な努力や、社会的保守主義を克服するイデオロギー的、文化的、知的、道徳的努力も必要でしょう。これが大きな論点です。

ヨーロッパでは新自由主義的グローバル化が製造業の衰退を招いていて、いわゆるブルーカラー層が多数ではなくなっていて、サービス産業労働者、女性労働者、移民労働者が増えている。こうした労働者各層と、「Left Behind」、取り残された製造業白人労働者をどうやってつなぐのか。

第二に、こうした階級的担い手たちと、フェミニズムやエコロジー、ナショナリズムの多様な担い手たちがいかに連帯できるかという、これまた大きな論点があります。K・アンダーソン『周縁のマルクス』（社会評論社、邦訳2015年）がヒントを与えてくれます。

この二つがオルタナティブ側の課題になっていることが「21世紀型」の特徴ではないかと、思います。

司会 トランプ政権の本質規定、EU離脱後のイギリスの新自由主義路線、新自由主義の現段階の規定、「21世紀型左翼」、新たなヘゲモニー闘争の必要など、大きな論点がいくつも出されました。ここにいる三人だけでも、あと半日くらいは議論できるかと思いますが、そうもいきませんので、これ以上の議論はあきらめます。

出された論点を日本に適用した場合、どうなるか、ということもとても興味深いですね。今日は時間がなかったので、大阪維新や小池現象を日本の右派ポピュリズムとして扱うという話はできませんでした。

進藤 大阪維新とトランプには、似ているところが多いですね。

司会 大阪での大阪維新の支持率のすさまじさ、それから既成政党をどこも信用しないという既成政党批判の強さ、右も左も支持者のなかにいる雰囲気があって、よく似ていますね。今日はこの辺で終わりにします。ありがとうございました。

「EU 離脱」をめぐる国民投票を眺めながら

松田 亮三

2016年6月23日、英国では欧州連合（EU）からの離脱（ブレグジット）に関する国民投票が行われた。周知のように結果はEU離脱支持者が多数となり、それを受けてデイヴィッド・キャメロン（保守党）が首相を辞任し、テリーザ・メイ（保守党）が新首相として離脱を率いている。

筆者は立命館大学の学外研究制度により6月から9月まで、イングランド・ケント大学の客員スタッフとして研究に従事し、その間、主に報道を通じてではあるがこの投票をめぐる議論を眺めていた。滞在していたカンタベリーは、英国国教会の大聖堂で著名な街であるが、ヨーロッパ大陸に近い街でもある。ドーヴァー海峡トンネルを通るユーロスターには、ローカル線で半時間の距離にあるアシュホードから乗り込めし、フォークストーンまで行けば自動車を列車に積み込んで大陸に移動できる。もちろん、ドーヴァーからフェリーで行くこともできる。こうした街に主要キャンパスをおいている大学だからか、ケント大学は自らを「英国にある欧州大学(The UK's European University)」と銘打っており、筆者はこの標語をいつも見ながら、研究室に通っていた。英国の大学はEU域内からの学生・院生を多く受け入れており、その際に学費は英国と同様に他の国々からの留学生より安く抑えられている。EU域内における高等教育の調整・交流促進政策により、英国の学生も他のEU域内の大学で多く学んでいる。教員も同様であり、またEUが資金を出している研究プロジェクトも展開している。

そういうわけで、筆者が投票結果を知ってから最初に持った疑問は、イギリスでの学生・教員・研究プロジェクトは今後どうなるのか、ということであった。ケント大学のスタッフ向けメールでは、すぐに状況は変わらない、というアナウンスがあった。確かに大学という組織の性質上、すぐに状況は変わらないであろう。しかし、具体的な

EUの方針については、今後の交渉をみない限りなんともいえないが、学費や研究プロジェクトについては、これまでとは同じようにはいなくなくなる可能性もある。高等教育における英国の存在感は国際的にみて大きいだけに、今回の決定は高等教育関係者にとっておそらく衝撃的であったであろう。

もちろん、EU離脱が医療と無関係なわけではなく、今後どのような影響があるかは気になるところではある。もともと医療機構はEU単一市場においても、各国の歴史・価値が尊重される領域であった。労働市場が単一化されているものの、社会保障については、それぞれの国における価値と歴史的過がある中で、相互交流によるゆるやかな協調（Open Method of Coordination）が進められている状況にある。つまり、ブリュッセルにあるEU委員会によって、医療機構が具体的に定められるという状況にはなかった。

ただし、公衆衛生に関する取組は事情が異なる。特に2009年のリスボン条約以降、EUは公衆衛生に関わる事項に関与する権限を公式に与えられ、部分的ではあるが公衆衛生の観点から市場に対する規制を行ってきている¹。これには、インフルエンザ、アルコール、たばこ、薬物依存、性行為感染症などの健康問題対策に加えて、医薬品に関わる規制も含まれている。医薬品規制は欧州医薬品庁(EMA)によって行われ、市販医薬品の安全性監視（pharmacovigilance）についてもEUレベルでの枠組みが形成されている。このような安全や健康に向けた規制をどのようにしていくかは、EU離脱後を考える上で問題となろう。

しかし、EU離脱の直接的な影響として最も影響が懸念されるのは、医療部門で働く労働者の移動に関する問題だろう。看護師の英国（UK）への移動は多く、2014年から15年にかけておよそ8,000人の看護師が主にEU経済圏から移動して

きたとされているⁱⁱ。こうした実態がある中で、スタッフ不足に拍車がかかるのではないかと懸念がなされている^{iii, iv}。

一方で、EU 離脱投票の際には、EU 分担金の一部を新技術等による新たな費用負担にあてられている NHS への支出に付け替える一週に 3 億 5,000 万ポンド（2014 年の購買力平価を用いて換算すると、1 年あたりでおよそ 2 兆 7,000 億円）を NHS 予算に追加する—ということが議論されているが、それが最終的にどうなるかは早速政治的な争点となっている^v。

筆者には現在これ以上のことを述べる準備はないが、本格的に「EU 離脱」の英国医療への影響を考えようとすれば、EU 設立前の NHS が EU 設立によってどのような変化を経験してきたのか

をまず検討しなければならないだろう。

それにしても、本稿執筆中に、米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利が定まり米国の TPP への関与がかなり変化することが予測される一方で、日本政府によっては TPP の批准が進められている。EU と TPP はかなり性質の違うものであるが、医療や健康に関わる事柄が、国家の統治や貿易に関するルールによってより直接的に影響を受ける傾向は、いっそう強まっているように思える。医療政策の研究は、グローバル化と国際関係の検討をますます必要としているといえよう^{vi}。

（まつだ りょうぞう、立命館大学産業社会学部教授）

-
- i 福田八寿絵（2011）EU 公衆衛生政策とリスボン条約 アルコール政策を事例として，日本 EU 学会年報31：265-289.
 - ii Migration Advisory Committee (2016) Partial review of the shortage occupation list: review of nursing, MAC, p.116.
 - iii Nick Triggall, Brexit 'will make NHS staff shortages worse', 30 June 2016, BBC online (<http://www.bbc.com/news/health-36664094>, 2016年11月16日閲覧).
 - iv Carole Cadwalladr, Could Brexit prove terminal for the NHS ?, Sunday 16 October 2016, The Guardian online (<https://www.theguardian.com/society/2016/oct/16/could-brexit-prove-terminal-for-the-nhs>, 2016年11月16日閲覧).
 - v Peter Walker, MPs urge chancellor to honour leave campaign's £350m NHS promise, Monday 24 October 2016, The Guardian online (<https://www.theguardian.com/society/2016/oct/24/mps-letter-urges-chancellor-honour-vote-leave-campaign-350m-pound-nhs-promise>, 2016年11月16日閲覧).
 - vi 松田亮三（2014）グローバル化と医療政策分析：新しい課題，日本医療経済学会会報 31（1）（No.78）：3-12.

新たな始まり？

—サンダーランドの社会運動家から見たイギリス EU 離脱—

マーク・H・サディントン
訳 熊倉ゆりえ

国民投票の結果

2016年6月23日、EU（ヨーロッパ連合）残留に票を投じるため、私は妻のアニータとともにサンダーランド市ロウカー地区にある聖アンドリューズ教会に設けられた投票所にむかって歩いてきた。この教会は、（自然環境に対する）人工的環境の文脈でラスキンとモリスの芸術論を解釈した美術工芸運動¹に尽力した建築家にして修道院長のエドワード・シュローダーによって設計された。1907年に地元の造船業者ジョン・プリーストマン卿が「海から教会の塔が眺望できる」との条件付きで建設資金を提供した、由緒ある教会である。

投票所へ抜けるロウカー・パークを歩きながら、アニータと私は「ブレグジット（Brexit：EU 離脱）か残留か」の長期にわたる議論を思い起こしていた。離脱派を支えていたのは、この30～40年間にわたるイギリスの経済的変容から取り残されてしまった、²と思いつけてきた人たちの票であった。他方、残留派は、英国がEU加盟国であることの有益で積極的な論拠や実例を主張するよりもむしろ、離脱を否定することに焦点を当てていた。両派に共通した題目³があるとするれば、それは政治家、専門家そして既存の支配層⁴に対する不信であり、事実に基づいた議論の欠如であり、不満と幻滅感であった。

私自身もアニータも、EU 残留に投票することに自信があったわけではなかったが、投票所に向かって歩いていくにつれてますますその数が増えてくる「アンチEU」のポスター、ナショナリストの旗、そして人種差別的で外国人を嫌悪する口

調を見聞きするにつけ、投票の結果について落胆せざるを得ないような気分になった。国民投票率は71.8%、すなわち、3,000万人以上が投票したことになる。かくして、52%を得た離脱派が48%の残留派に勝利したのであるが、そのお陰でと言うべきか、「離脱派」勝利の投票が既存の加盟諸国ではEU支持派を実際に増やしているようである²。

EU が抱える問題点

EUは、非難を受けやすい制度であるにもかかわらず、非難を受けまい自ら努力することに欠けていた。EUはこれまで、グローバル化や国際化に向けて非民主的で、よそよそしい促進者であったし、あまりにしばしばグローバリゼーションの熱烈な支持者⁵にして擁護者であり、エージェントでもあった。例えば、既に景気後退の最中にあったギリシャのような国々に対して緊縮政策をEUは厳しく迫った。しかし、そのこと自体はグローバル化に起因するものではないのであって、グローバル化に起因するとの主張は、あまりに複雑で相互に関係する社会的、経済的な諸問題の責任を他者に擦り付ける便利な口実にすぎない。そもそもヨーロッパ・プロジェクトには多くの欠陥があったのであるから、EUはグローバリゼーションの原因というよりも一種の症状なのである。グローバリゼーションと資本主義はある神話の上に成り立っている。すなわち、それは、私たちがすべてのもの—どんだん安価になっていく製品、尽きることなく増えていく好機、高まる生活水準と平均寿命—を手に入れることができるという神

話である。しかし、それがまたコミュニティから権限、仕事そして収入を奪い取ってしまうのである。

離脱派多数の背景にあるイギリス社会の「分断」

われわれは、この投票結果を、ヨーロッパとの関係についてイギリスが下した第一義的な判断であるとも、あるいは国民投票に先行したキャンペーンの単純な結果であるともみなしてはならない。投票パターンは、少なくともこの40年の間イギリス政治の表面下でぶくぶくと泡立っていた深い「分断」の表面化なのである。すなわち、その表面化は1973年の石油危機、1972～73年にかけての全国炭鉱労働組合のストライキ、また例えば、ニューヨーク・ドールズ、ザ・ラモーンズ、セックス・ピストルズといったパンク音楽の隆盛、そして新自由主義の勃興を包含していた。このような「分断」は他の西ヨーロッパの民主主義国でも見受けられた。

これらの「分断」がもたらす不安定は、少し前のことであるが、労働党議員ジョー・コックス氏を白昼公然と射殺する恐ろしい事件を引き起こすまでになってしまった。彼女はパレスチナ問題の運動やシリア援助の運動に参加する政治家としても、また移民や難民を擁護する政治家としても知られていた。彼女を殺害した罪で逮捕されたその男、トマス・メアーは新自由主義のイデオロギーに影響を受けていた。法廷で彼は自分の名を「裏切り者に死を、イギリスに自由を」と名乗ったという。

離脱派勝利の後、デイビット・キャメロン首相を含む多数の政治家の辞職・辞任、また労働党内でも、未遂に終わったとはいえ、リーダーシップをめぐる陰謀もあったようであるが、テリーザ・メイ氏が新たに首相に選出されたことで事態は収束した。名目上は「残留派」を名乗るテリーザ・メイ氏であるが、彼女は内務大臣時代には移民、留学生そして亡命・保護を求める人たちの受け入れを厳しく制限する一連の施策を実行してきたのであって、離脱派が票集めに成功するような政治情勢を煽ってきた張本人とも言えるのである。まさにその結果が、この国にもたらされた経済的混

乱を生み出し、「外国人嫌い」や人種差別主義を増幅させ、そしてかつてよりもひどい「分断」をつくり出したのである。

投票パターンの地勢的な差異

離脱派については人口統計学的な要因によって説明することができる。とりわけ、年齢、職業的^{スキル}技能のレベル、そして投票パターンの間に強い関連性を観ることができる。若年層と教育水準の高い層は「残留」の投票が多く、その逆もまたしかりである。スコットランドと北アイルランドは、（中・高齢層も）EU残留に投票した「例外」であると言ってよい。

離脱を最も支持した都市は（リンカンシャーの）ボストンで、EU離脱への投票が75.6%であった。2014年のヨーロッパ議会選挙の際に英国独立党（UKIP）が最も多くの支持を集めたのもボストンであり、離脱派の中心地として深く考察する必要がある。例えば、サンダーランドにおける離脱賛成票は61.3%であり、残留賛成票は38.7%であった。ニューカッスル・アポン・タインの場合、離脱賛成票は49.3%、残留賛成票は50.7%。残留派と離脱派それぞれの中心地となった他の地域における投票パターンは、社会階級、世代、地勢、「外国人嫌い」、そしてグローバリゼーションといった多様な側面にわたって鋭く分裂しているイギリスの実情を描き出している。

ボストンの平均所得は17,000ポンドを下回っており、人口の3分の1は公式的な職業資格をまったく持っていない。多数の労働者階級は不利な弱い立場に置かれているのであって、彼らがヨーロッパ統合、外国からの移民、そしてグローバリゼーションに勝利したとはとても思えない。ボストンにおける暮らしは、残留派の割合が79%と最も高かったランベス・ロンドン特別区とは対照的で、ランベスにおける人びとの暮らしとは非常に異なっている。ランベスの専門職数はボストンの2倍以上、18～30歳人口もほぼ2倍であり、また年金生活者や無資格者といった労働者階級の投票者も2分の1以下である。さらに、ボストンの投票者と比べると、ランベスの投票者の平均所得は10,000ポンド以上も高いのである。さらに言え

ば、オックスファムのブリーフィングノート「富一尽きることない欲求 (Wealth : Having it all and Wanting More)」³は、グローバリゼーションを通じて、富がより少ない人々の手に集中しており「トリクルダウン」概念は破綻しているということを明らかにした。

ポスト工業化政策によって置き去りにされた地域

簡潔に事実を言えば、経済的な勝者と敗者の分かれ目は職業上の技能報酬 (skill premium) に帰着する、ということである⁴。わが国のポスト工業化の知識集約型経済は、高いスキルをもつ労働者には報酬を与えるのであるが、不安定労働や低賃金労働それに失業のサイクルに追い込まれてしまった低学歴の多くの人たちを置き去りにしている。経済的リストラによる最大の敗者はイギリスのかつての工業地域であって、それらの都市は、サンダーランドがそうであるように、歴史的に、造船、炭鉱そして鉄鋼といった伝統的な鉱工業に依存してきた。これらの主要産業はグローバリゼーションによって崩壊し、その結果、政府によって「役に立たない」事業セクターだとみなされてしまった。だが、EU 離脱を支持したブリグジットはイギリス政府よりもむしろ EU を非難しているように思える。というのは、これらの地域の多くは1960年代にほぼ完全雇用を享受したものの、1970年末から80年代そしてその後も大量失業のために荒廃してしまったからである。例えば、サンダーランドは、若者の高失業率に取り組むために1977年に「雇用創出委員会」(Job Creation Board : JCB) が設置された最初の地域の一つである。これはマーガレット・サッチャー首相 (当時) の裁定によってなされたのであるが、彼女は1980年代の間多数の労働者が就労不能給付対象者 (incapacity benefits) に「止め置かれた」状態を一般大衆の目に触れさせないよう隠し置いたのである⁵。

その影響は明らかであった。すなわち、特殊な技能や熟練といったスキルが不足し、長期にわたって労働市場が放置され、また多世代に及ぶ挫折や荒廃状態が生じた。その結果として、人びとの

熱意や愛着心を削いでしまうという巨大な浪費が生み出されたのである。例えば、2015年末におけるサンダーランド (CLLD エリア、Community led local development: コミュニティ主導の地域開発) の人口の32%はいかなる職業資格も保持していなかった。残念ながら、かつて経済力を誇っていたサンダーランドの中心街も今では経済的な切断や労働市場の孤立状態によって屈辱を味わっており、またその街の多くは、衰弱した街とみなされて、そこでは働きたくもないし投資もしたくないような、あるいは「ホーム (故郷)」と呼ぶことさえ忌避されるような地域になってしまっている。「包括的成長委員会」(Inclusive Growth Commission) 向けに作成された「旧工業地域」の投票パターン分析は、これらの地域の大多数の人たちが EU 離脱に投票していること、また半数以上の旧工業地域では離脱派が60%以上も占めていたことを明らかにしている。

都市政策の余波

さらには「^{コアシティ}中核都市」効果を示す証拠もある。すなわち、「^{レイムダック}広域都市」(City-Regions) の都心部は旧工業地域の多数を成しており、それらの地域では EU 離脱派はイングランドの平均以下であった。ニューカッスル、シェフィールド、リーズ、マンチェスターそしてリヴァプールでは、サンダーランドのような (沿岸地域に近接する) 内陸地域よりも離脱派がずっと少なかったのである。このことは、部分的に、「中核都市」の実態的社会・人口統計プロファイルを、例えば、若年層、多様な民族、高い^{スキル}技能を保有している層、そして大学生の存在を反映している。このことはまた、大都市と内陸地域との関係に見られる二つの非常に重要な変化を際立たせてもいる。

大規模都市地域は公的投資の中心地となってきたので、この数十年をかけて成功裏に地域再生を遂行してきた。例えば、マンチェスターはその経済的基盤を多様化し、それに応じて労働市場を適切に調整することによって、脱工業化のダメージを相殺することができた。これには、人びとが投資し、研究し、働き、そして暮らしていく地域として、イングランド北部における「ビッグ・ノー

ザン・シティ」(big Northern cities)のイメージを変えるべく実施した政府援助があった。このような経済密集地域は、キャメロンやオズボーンによって擁護された“Northern Powerhouse”がそうであるように、政策立案者たちの想像力にますます形を与えてきている。とはいえ、ミセス・メイの首相任期中の現在にあってはこの現象は遞減しつつあるが。

それとは対照的に、小規模な町や都市は深刻なイメージ問題に悩まされている。そのような地域は、都市の「衰退」や解決困難な貧困と結びつけられてしまう傾向にあり、自信や大志の無さを煽られ、魅力を発信することも、地域特有の人材を留めておくこともできないでいる。サンダーランドは、イングランドで最も困窮した地方自治体の37番目にランクされており、その状況は、職業資格取得のレベルの低さ、低賃金労働に従事している労働者の多さ、健康状態の悪さ、失業手当を請求する母子家庭・父子家庭の多さ、貧しい暮らしを余儀なくされている生徒とそうではない生徒との間の、地域の貧富の差によるキーステージ4(14~16歳までの学年区分)到達率の大幅なギャップ、そして企業活動のレベルの低さに現れている。

成長と雇用の地勢は1970年代後半から1980年代にかけて劇的に変化した。仕事の内容が新しく変わっただけではなく、仕事がある地域自体が変わってしまったのである。経済活動はますます確実に広域都市の中心部に集中してきている。工業地域周辺のコミュニティはそのすぐ近くで起こっている成長と無縁の存在である⁶。より大規模で長い歴史をもつ工業都市は、国民経済において極めて重要で有意義な位置を占めていることから、経済的にダイナミックで活気に満ちている地域とみなされるようになってきた。それに対して、サンダーランドに衰退と機能不全の物語がついてまわるのと同様に、内陸地域は成長から排除され、ロンドン中心の政策立案者たちから見向きもされなくなったのである。このような地域の住民たちがグローバル化に反対してEU離脱に投票しても失うものは何もない、と思ったとしても驚くことではないのである。

グローバル化と国際関係による翻弄

先進国と発展途上国の双方において大きな影響力を有する事業体である協同組合は、社会-経済的な発展に寄与し、雇用の増大を支え、またよりバランスのとれた富の再分配を維持するのに与って力がある⁷。国連は、世界人口のおよそ半数の30億人もの人びとの暮らしが協同組合事業によって確保されている、と評価している。

しかしながら現代にあっては、唯一確実なことだと思えるもの事でさえ、数カ月先、数年先には大きな不確実なもの事になってしまう。その意味でも、ブレグジット(イギリスのEU離脱)の本当の衝撃はこれからやって来るのである。国民投票の準備期間中にバラク・オバマ大統領は、特にロシアと中国に対するNATOの軍事的緊張と政治的フラストレーションの高まりとの脈絡で、「イギリスのEU離脱に反対する」とのアメリカ合衆国の意志を表明した。彼は、もしイギリスが離脱することになれば、イギリスはアメリカとの貿易協定で「後列」に廻されることになる、と脅しさせたのである。

オバマの声明に続いて、日本からも前代未聞の15頁にもわたる警告が出された。すなわち、イギリスは、EU単一市場へのアクセスを維持しないのであれば、主要企業のイギリス脱出を見ることになる、と(「日本からイギリスならびにEUに対する意見書」を参照のこと⁸)。こうしたアメリカと日本の反応はますます緊張感を増しつつある国際関係を浮き彫りにしている。だが、ブレグジットの票はその国際関係の意思表示なのであって、その票が国際関係を悪化させたのではない、というのが「ブレグジットはブレグジットを意味するのだ」(Brexit means Brexit)とのメイ首相のスタンスである。言い換えれば、EU市民にとっての移動の自由に対する制限はEUとの交渉において「越えてはならない一線」(red line)であるのだ。それに対し、ヨーロッパのリーダーたちは、移動の自由を制限しているうちは、イギリスは単一市場にアクセスできない、とはっきり言っているのである。

今後何をなすべきか

イギリスは既に、最低賃金の改正、法人税の引き下げ、そして平等性保護の見直しなど、労働者保護の弱体化に直面している。これらはすべて、現に実際に起きている危機である。われわれの唯一の希望は、協同組合運動の7原則に基づいてなされる運動の範囲内で多国籍企業のように行動することなのであろうか。このことは、われわれがグローバル資本主義を抑制するチャンスを掴んだその時にはじめてもう一つ別の機会が与えられる、ということなのであろうか。

協同組合運動の理念とそれに基づく7つの原則は、すべての人たちのために社会的な結束や繋がり、機動力、共有される価値、機会そして繁栄を推進する経済を創り出すために、われわれのシステム、規則そして法規を変更し修正するよう先導

すべきである。それは、権限の割り当てを改善し、富を再分配するために、またわが国のポスト工業化の、周辺化された町や都市に活気を吹き込むようデザインされた政策である。われわれは、この視点こそ正しく、かつ協同組合が人びとの生活にとって欠くことのできないほど重要なものであることを証明し、そのことを人びとをして納得させ、確信させなければならないであろう。それぞれの国民（民族）国家というものは、さらに1920年代初期にドイツ、イタリア、スペインに現れた国家（民族）社会主義もそうであったが、難民問題、地球温暖化、グローバル化を解決するための適切な道具ではないのである。

（マーク・H・サディントン、SES 理事、くまのゆりえ、明治大学大学院博士後期課程）



閉鎖されたハートリーのガラス吹き工



ウイア河口の棧橋

- 1 <http://www.vam.ac.uk/content/articles/t/the-arts-and-crafts-movement/>. この運動は思想家の柳宗悦によって1920年代の日本において「民藝運動」として普及したものである。<http://www.mingeikan.or.jp/english/>
- 2 <http://uk.reuters.com/article/uk-britain-eu-poll-idUKKCN1002A0>
- 3 <http://policy-practice.oxfam.org.uk/publications/wealth-having-it-all-and-wanting-more-338125>
- 4 Incapacity Benefits in the UK : An Issue of Health or Jobs? Christina Beatty and Steve Fothergill Centre for Regional Economic and Social Research Sheffield Hallam University, UK
- 5 ibid
- 6 Overcoming Deprivation and Disconnection in UK cities, 2016 JRF
- 7 http://www.cicopa.coop/IMG/pdf/cooperatives_and_employment_a_global_report_en_web_21-10_1_pag.pdf
- 8 <http://www.mofa.go.jp/files/000185466.pdf>

歴史のなかで自己を知る

中川 雄一郎

私は、社会的企業 SES (Sustainable Enterprise Strategies) のマーク・H・サディントン氏が本誌に寄稿して下さった、イギリスの EU 離脱についての論評「新たな始まり？」を拝読しながら、「この離脱の直接的かつ主要な原因が EU にではなく、イギリスそれ自体にある」ことをつくづく思い知った。地理的に日本がイギリスから最も遠い Far East に位置していることは太古から変わらないとはいえ、現代では両国民は時空を超えて容易に接近することが可能となっている。それ故、私も日本に居ながらにしてイギリスの経済的、政治的、文化的、したがってまた社会的な現況についての情報を手に取るように読み込んで、その情報をもたらす本位を理解できたと勝手に思い込むことしばしばである。が、さに非ず、それらの情報は実際には一面的、表面的で、時として誤解を誘うような中身であったりする。このことは、同じように、他の EU メンバー諸国やアメリカ合衆国から発せられる情報、それに隣国の韓国や台湾からの情報についても言い得る。とりわけ各々の国や地域における「生活世界の変化」の真因に関わる情報は、その意味で、私には、何か深い淵の在るが如き、日本に居るわれわれの耳目にそう易々と辿り着かないようにも思われるのである。ということで、私が「EU からの離脱か、EU に残留か」を決定するイギリス市民の意思としての国民投票の結果の真因に接近することの難しさに気づかされたのは、当然と言えば当然であった。とはいえ、その難しさは、私の「単なる情報不足」に因るものでもなさそうだと、私はサディントン氏の寄稿を読みながら思った次第であるが…。

そこで私は、「EU 離脱」に決まったイギリスの国民投票についての私のコメントを少しでも意味あるものにするために、本研究の『研究所ニュース No.54』(2016.6.30) に記した「イギリスの国民投票が教えてくれたこと」と題する私のエ

ッセイを本誌に掲載する許可を得たので、それも参考にしつつサディントン氏の寄稿「新たな始まり？」に対するコメントを述べることにする。

サディントン氏も指摘しているように、確かに「EU は、非難を受けやすい制度 (institution) であるにもかかわらず、非難を受けないよう自ら努力することに欠けていた。EU はこれまで、グローバル化や国際化に向けて非民主的で、よそよそしい促進者であったし、あまりにしばしばグローバリゼーションの熱烈な支持者にして擁護者であり、エージェント (作用因的行為者) でもあった」と、私も思う。しかし、そのようなことは、かつてミセス・サッチャーが率先して手がけた「金融市場自由化」のビッグバン (Big Bang) がそうであったように、また最近では EU や IMF がギリシャに緊縮財政を強く迫ったように、イギリスやギリシャそれ自体にも当てはまるのである。

とはいえ、EU 内で生じたすべての問題をグローバル化の責任に転嫁することはできないだろう。近・現代におけるわれわれの生活史は、言葉の真の意味で、経済的、政治的、文化的、社会的なグローバル化を背景にして形成されてきたのであって、そういうものとしてわれわれによって認識され、語られてきたし、これからもそうであろう。それ故、われわれの現存在をわれわれがどのように考察し、どのように判断するかは、われわれ自身が置かれている経済的、政治的、文化的、社会的な「立場あるいは境遇」によってさまざま異なるであろう。

ということで、私は、上記の『研究所ニュース』で引用した (朝日新聞ヨーロッパ総局長) 梅原季哉氏の主張する、「イギリスの EU 離脱」は「エリート主導・理念先行型統合の終焉」であるとの分析ロジック、特に第 3 の「イギリスには人びとを分断するさまざまな要因が横たわっている」との分析ロジックと、第 4 の「職を求めて渡ってき

た移民」と「彼らを迎える側の住民」の対立と、「エリートと一般市民」の対立という分析ロジックを参考にして、サディントン氏の「イギリスのEU離脱ロジック」について私なりのコメントを簡潔に書き記すであろう。

すぐ前で私が引用したサディントン氏の、EUはグローバル化の「よそよそしい促進者」であり、「熱烈な支持者にして擁護者であり、エージェント」でもあるのだとのEU批判と、EUそれ自体は「グローバリゼーションの原因というよりも一種の兆候」と捉える、EUを相対化する現状把握は大変鋭い。EUはグローバリゼーションに対応するために「資本主義の神話」を人びとに焚き付けて、人びとから、すなわち、地域コミュニティから権限 (power) と仕事と収入を奪い取ってきたのだとサディントン氏はイギリスの現状をそう批判している。換言すれば、彼は、かかる「EUの資本主義神話」を人びとに焚き付けた主要なEUメンバー国であるイギリスもまたその責任を負うべきだと言っているのである。それ故、「EU離脱派勝利」の投票パターンは「少なくともこの40年の間イギリス政治の表面下でぶくぶくと泡立っていた深い『分断』の表面化なのである」と強調した彼の視点こそ正鵠を射ていると言うべきである。私が、梅原氏の「4つの現状分析の対象」について、その対象の「背後にあって多くの人びとをして経済的、社会的、政治的、文化的に困惑させ、したがってまた、(EU離脱への) 動員に駆り立てる誘引力としての『グローバリゼーションの影響』をより一層強調してもらいたかった」と示唆したのもその点にある。「忍び寄るグローバリゼーション」(creeping globalisation)、われわれはこれを決して見逃してはならない。

M. ウォーターズが定義しているように、グローバリゼーションは「社会的および政治的な取り決めに対する地理的制約が遠のいていく社会的プロセスであり、またその制約が遠のいていくことを人びとがますます気づくようになる社会的プロセス」であって、しかもそれは「経済的、政治的、社会的、文化的な形態をとって遠く離れた地域(地方)と地域(地方)を結びつける世界的規模での社会的諸関係の強まり」なのである。この定義に基づけば、グローバリゼーションそれ自体は世界

の規模で生起する社会的変化をわれわれに意識させ、したがって、地球的視点に立った人びとの相互依存的な生活意識をわれわれに促すのであり、直截的に「市場原理主義」に基づく経済と政治を人びとに想起させはしないのである。

ところが、である。市場経済のグローバリゼーションは、労働(ヒト)・商品(モノ)・資本(カネ)の市場をめぐる世界的規模で競争を強力に推し進め、かつ正当化させるのである。すなわち、それらの市場競争の一層の推進は、イギリス、アメリカ、日本、それにEUにおいてもそうであるように、自由競争に名を借りた市場原理主義=新自由主義を各国政府の経済-社会政策として正当化することによって、教育、健康(保健・医療)、それに労働といった生活世界のさまざまな領域を席捲するのである。そしてその結果が、国家間から個人間に至るさまざまな格差の出現であり、失業、家族崩壊、それに地域コミュニティの衰退という現象である。このような生活破壊を「忍び寄るグローバリゼーション」が惹き起こしてきた事実をわれわれは明確に意識しなければならない。その意味で、イギリスのEU離脱は市場原理主義=新自由主義に基づく経済-社会政策の一つの帰結なのである。

サディントン氏は、このような経済-社会政策=「ポスト工業化政策」によって出現した「経済的な勝者と敗者」が「イギリス社会の分断」として現れ、「投票パターンの地勢的な差異」となって現れていることを指摘する。これを人口統計学的に「年齢・世代と職業的スキル・学歴のレベル」を基準に見てみると、「年齢・世代」では若年層、「職業的スキル・学歴」では高学歴層が残留派、中高年層と低学歴層が離脱派として現れ、同様に高所得層は残留派、低所得層は離脱派と見事に分かれる。この分析ロジックの有効性については、サディントン氏が記しているように、彼の生活と活動の場であるサンダーランド市[残留38.7%・離脱61.3%]と(リンカンシャー)ポストン市[残留24.4%・離脱75.6%]、それに対するロンドン・ランベス特別区[残留79%・離脱21%]の数値が明らかにしている。

サディントン氏が示したすべての数値は、少なくとも1980年(正確には1979年12月)から2016年

までの歴代首相（主にサッチャー首相 [保守党政府] とブレア首相 [労働党政府]、それにキャメロン首相 [保守党・自民党政府]）の下で遂行された経済-社会政策と大いに関係があることをわれわれは重々認識しておかなければならない。『研究所ニュース No.54』で記しておいたが、1975年にイギリスは「EC 残留か、離脱か」の国民投票を実施し、残留が多数を占めた。この時の政府は労働党の第2次ウィルソン内閣で、イギリス経済はインフレーションの進行と外貨危機で苦悩していたので、EC (European Community: ヨーロッパ共同体) に残留することに人びとは利点・利益を見て取ったのである。それから41年後のこの時に EU 離脱を選択したイギリスの人びとはどのような経済-社会政策を期待しているのだろうか。

テリーザ・メイ首相が1月17日に発表した「移民規制優先」と「単一市場脱退」を骨子とする「離脱の政府方針」は（1）EU の関税同盟に代わる関税協定締結の模索、（2）EU 離脱後の混乱を避けるために、段階的移行措置の導入を求める、（3）より強く、より公正で、グローバルなイギリスを築く、（4）交渉の各段階で可能な限りの確実性と明瞭さを示す、である。移民制限を優先し、EU の単一市場からの離脱を選ぶことを「ハード・ブレグジット」と言うそうだが、彼女は同じ演説で「単一市場から離脱しつつ、EU 側と包括的な自由貿易協定を結ぶ方針を示し」て、関税なしで物品を輸出入したり、金融サービスの提供を可能にしたりすることを目指すのだと述べている（朝日新聞2017年1月18日付朝刊）。果たして、そのような要求についての交渉が短期間で決定を見ることの可能性はあるのだろうか、疑問である。イギリスの唯一最大のビジネスが金融サービスのそれであるのだから、これは「一種の賭け」ではないのか、との懸念も生まれている。何しろEUは、イギリスが国民投票で離脱を選択した以降、単一市場の「人、モノ、サービス、資本の移動の自由は不可分であり、いいとこ取りは許さないと一貫して主張してきた」からである（同上）。

また私には、移民規制がイギリスの経済活動を活発にし、「より強く、より公正で、グローバルなイギリスを築く」とは到底思えない。なぜなら、サディントン氏が述べているように、メイ首相は

内務大臣時代に「移民、留学生そして亡命・保護を求める人たちの受け入れを厳しく制限する一連の施策を実行してきたのであって、離脱派が票集めに成功するような政治情勢を煽ってきた張本人」であるからだ。彼女は議会の外に向かっては「残留」を訴え、議会の内では「離脱」を地で行っていた訳である。

私は、このコメントに「歴史のなかで自己を知る」との表題を付けた。この表題は「市民としての私自身のアイデンティティの一つ」であるが、実は、これは「ヘーゲル哲学の三つの基本テーゼの一つ」である（精神は「われわれ」であり、「歴史」であり、そして「歴史のなかで自己を知る」である）。これは、「自分は自分一人で生きていくのではなく、他者との関係のなかで生きていることを意識する意識」=「自己意識」が生み出されてはじめて「精神の概念が実現される」のであるから、「自己意識は承認されたものとしてのみ存在」するのであって、したがってまた、自立・自律した個人は「社会で生きる自覚」を明確に意識しなければならないのである。その意味で、ヘーゲルの「承認の必要性」は「すべての人間の尊厳を承認する闘い」であり、個人が「自分に対する期待」・「自分の果たすべき役割」・「自分の為し得ること」を明確に意識することなのである。

おそらくサディントン氏は、この国民投票を、イギリス市民が自らの進むべき道の何であるかを「歴史のなかで自己を知る」ようにして追求し、切り開いていく努力の姿であって欲しいと望んだに違いない。サディントン氏が彼の論考の最後の箇所述べているように、小差とはいえ、EU 離脱を選択したイギリスの進むべき道の一つは、イギリス社会が現に直面している経済的、政治的、文化的、社会的な危機を真に回避する「再生のためのデザイン」を市民が創り出し、具体化し、実践する道であろう。そうすることでイギリス市民は、Nation State があのポスト工業化政策によって「地域コミュニティから奪い取った権限と仕事と収入」を取り戻し、「富の再分配を持続させ、周辺化された町や都市に活気を吹き込む」ことを可能にするであろう。その時にまたイギリス市民は自らが「果たすべき役割」と「実際に為し得ること」を認識し、「個人的行為の社会的文脈」を

真に自覚するであろう。こうして市民は、アンソニー・ギデンズの言う「統制・管理の弁証的矛盾」を認識し、さまざまな社会運動を創り出し、権利を求めて活動し、新たな地平を確かなものにして

いくであろう、と私も期待しているのである。

(なかがわ ゆういちろう、理事長、明治大学教授)

イギリスの国民投票が教えてくれたこと

中川 雄一郎

【事務局より】本稿は『研究所ニュース』No.54（2016年6月30日）に掲載された「理事長のページ」の再録となります

EUではドイツに次ぐ経済大国のイギリスで、「EUに留まるべきか」（残留）それとも「EUから去るべきか」（離脱）の選択が争われた国民投票の結果、「残留48.1%」（1,614万1,241票）・「離脱51.9%」（1,741万742票）となり、僅差で「離脱」が勝利した（無効2万5359票）。ただし、この両者の数字は「投票率72.2%」の下での数字であって、27.8%の有権者が投票していない。したがって、実際には、「残留票」・「離脱票」・「無効票」・「無投票」の各々の数字がイギリス社会を形成する「市民一人ひとりの意志」であるとみなされるべきだが、形式的には、「48.1%」と「51.9%」のみが「民意の反映」とであるとみなされる。なぜ、残留票・離脱票・無効票・無投票のすべてを合わせた「民意の反映」とならないのかといえ、投票の目的が「EUに残留」と「EUから離脱」の二者択一による「票数の多寡」を争った結果を「民意の反映」とみなして疑わないからである。そうでなければ、この「民意の反映」には「単純多数」では決められない「意志の範囲」が必ず存在することを考慮しなければならないのである。例えば、「無投票」のなかには「現時点では残留か離脱か決めかねる」とする人たちが少なからず存在している。そこで、私は、シチズンシップの視点から、「EUに残留」・「EUから離脱」の二者択一に基づく「市民の意志決定」をどう観るか、簡潔に言及する。だがその前に、イギリスに居て「残留」と「離脱」両者の言い分を直接間接に見聞していたであろう梅原季哉氏（朝日新聞ヨーロッパ総局長）が指摘するこの問題の主論点を書き記しておこう（「英EU離脱へ」朝日新聞2016年6月25日付朝刊）。

「理念先行型統合の終幕」という視点

梅原季哉氏は、今回の国民投票で英国国民の多数が示したEU離脱の民意は「小差とはいえ明確だ」と言う。「EUは存在意義を失い、自壊すらあやぶまれる最大の危機に直面している。第2次世界大戦後の不戦の誓いに端を発し、これまで進められてきた『エリート主導、理念先行型』の地域統合は終幕を迎えた」、と言い切った。梅原氏がそう言い切る根拠は何か。

その第1は「経済面で統合を進めて国境の壁を低くし、平和へ導く」という崇高な理想を掲げてはいるが、実は、EU本部の現実には「選挙による審判を経ない形で各国の閣僚を経験したエリートらが牛耳っており」、したがって、「人びとの手の届かない遠い場所で決まってしまう政治のあり方」が強い反発を招いたことである。その第2は、EUに背を向けた民意の背景に「反エリート主義やポピュリズムの台頭」である。この傾向は、イギリスに限らず、ドイツやフランスにも現れている。そしてその第3は、イギリス社会には人びとを分断するさまざまな要因が横たわっていることである。例えば、グローバル化のなかで金融サービス業の中心地としてのロンドンのみが繁栄している一方で、地方の鉱工業はすたれたまま置き去りにされている。若者は変革の波に乗る準備ができるが、それができない高齢者はかつての「大英帝国」にすぎない。かくして、第4に「職を求めて渡ってきた移民」と「彼らを迎える側の住民」との対立だけでなく、「エリートと一般市民の間の対立」もまた顕在化してきたのである。

梅原氏の「4つの現状分析ロジック」は中々に説得力がある、と私は思う。というのは、梅原氏

のこのようなロジックは、ある意味で、EUにおいて周期的に繰り返される国家間・地域間の利害衝突や文化的相違による対立の、いわゆる「位相的対立局面」を言い当てており、それ故にまた、それらの対立局面に対応して作用する諸因子を言い当ててもいるからである。だが、もっと言えば、私としては、梅原氏に、上記の「4つの現状分析の対象」の背後にあって多くの人びとをして経済的、社会的、政治的、文化的に困惑させ、したがってまた、動員に駆り立てる誘引力としての「グローバル化の影響」をより一層強調してもらいたかった。なぜなら、かつてイギリスは「ECに残留か」それとも「ECから離脱か」を決定する、イギリス史上初めての国民投票を実施しているからである。したがって、その時の国民投票と今回の国民投票の原因と結果の異同について梅原氏は明らかにする必要があったのではないだろうか、と私には思えるのである。1975年に実施された国民投票の結果は「ECに残留」であった。この時期の政府は労働党の第2次ウィルソン内閣（1974～76年）で、イギリスはインフレーションの進行と外貨危機で混乱し苦悩していた。

ヨーロッパ統合の時代

梅原氏の論点を参考にしながら、次にEUの歴史を簡単に観ておこう。

第2次世界大戦の教訓からフランス、西ドイツ、イタリアそれにベネルクス3国（オランダ・ベルギー・ルクセンブルク）の間で1951年に結成された——「石炭と鉄鋼」の国家的運営を止め国際的共同運営とする——「ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体（ECSC）」の設立から始まって、上記6カ国の間で結ばれた「ローマ条約」（57年）に基づき58年に——域内における共通関税、労働力と資本の自由化など経済統合の範囲を拡大させた——「ヨーロッパ経済共同体（EEC）」が発足、そして67年の——ECSC・EEC・EURATOM [ヨーロッパ原子力共同体]の機構が統合された——「ヨーロッパ共同体（EC）」を経て、イギリスがデンマークとアイルランドと共にECに加盟した73年の「拡大EC」、さらに92年に「通貨統合と共通安保政策の合意」を見たマーストリヒト条約の発

効により翌93年から「ヨーロッパ連合（EU）」となり、現在に至っている。

こうした「EUの歴史」を一瞥するだけでも、この間のイギリスの自己本位的、日和見的な「立ち位置」がどうしても気になるのは、私だけではないだろう。それは、梅原氏が「大英帝国」意識と呼んでいるものかもしれない。というのも、イギリスがEECへの参加を拒否した理由は、いくつかの統治的権利をEECに委譲しなければならないこと、それに何よりも「イギリス連邦との関係」を重視していたからであった。ということで、イギリスはEECへの加盟を求められるやこれを拒否し、60年にEFTA（ヨーロッパ自由貿易連合）を結成し、EECに対抗するのである（EFTAの加盟国はイギリスの他にスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、オーストリア、ポルトガル）。しかし、イギリスが目論んだEFTAによってもイギリスの貿易赤字は解消されず、かくして、前述したように、73年にイギリスはECに加盟する。

ところで、イギリスのEC加盟までには「前史」があった。それは、EFTA結成後もイギリスの経済は依然として回復せず、むしろ悪化していったことから、イギリスはEEC加盟を二度にわたって申請した、という事実である。しかしながら、加盟申請は二度とも承認されなかった。ド・ゴールがイギリスの加盟に強く反対したからである。ド・ゴールは「パリとボン」、すなわち、「フランスと西ドイツ」を枢軸にしたEECの強化と発展を目指す構想を抱いていたのであって、イギリスの加盟は、その意味で、彼にとっては「百害あって一利無し」であった。イギリスは73年にして漸くEECから発展したECに加盟するのであるが、それはド・ゴール亡き後のポンピドゥー大統領による「対イギリスEC加盟拒否政策」の放棄によるものであった。フランスによるイギリスのEECとECへの加盟拒否は、文字通りのフランスの「国家政策」であったのだ。

イギリスのEC加盟にはこのような紆余曲折があったのであるが、その第1の要因はイギリスの自己本位的、日和見的な「立ち位置」であったと言ってよい。日本的な言い方をすれば、EC加盟までのイギリスの取った行為は、何とも「世故（せ

こ) い」行為、つまり「不合理で、狭量で、ケチな行為」と言われても、イギリスは容易には弁明できないだろう。

またこの間、EC加盟国は「新植民地主義政策」を善しとしていた。私は(1967年・学部3年次の)イギリス経済史の授業で「新植民地主義」という言葉に出会い、「やっぱりそうなのか」と思ったことを今でも覚えている。1960年代のこの時期にドイツやフランスをはじめとするECメンバー国は経済成長の最中であつた。1960年代は、周知のように、アフリカやアジアにおける植民地の解放と独立の時代でもあつて、イギリス、フランス、オランダ、ベルギーなどヨーロッパの(旧)宗主国は、アフリカやアジアの植民地を失えば経済的に衰退するのではないかと見られていた。が、あに凶らんや、実際はそうではなかった。なぜなら、植民地の解放・独立が、かつてのヨーロッパの宗主国をして、植民地維持のための経済的負担を軽減させると同時に、それらの国の経済的および政治的な影響力と社会的な結集力を「ヨーロッパ市場」に動員させるよう可能にしたからである。「旧植民地を政治的に独立させておいて、経済的に従属させておく」という「新植民地主義」によって、ECメンバー国にあつては直接間接に経済的利益を吸収・確保し得る構造が作られていたのである。

ヨーロッパ統合のロジック

こうして観てくると、EECもECも、そしてEUも専ら西ヨーロッパの先進諸国を中心に創り出された「国家的利益集団システム」そのもののように見えてくる。確かにそう見える部分はある。しかし同時に、ECSCからEECへ、またEECからECへ、そしてECからEUへと時間と空間を超えてその内容を変化させてきたヨーロッパ諸国の国家的努力には、実は、それらは「国家的運営」ではなく「国際的共同運営」を目指しているのだ、というアイデンティティが働いているのであつて、その働きがEUの危機をも乗り越える努力を善しとさせているのだと言えるのではないか。

なるほど、梅原氏の「『理念先行型』の統合」の「終幕」、すなわち、私が名づけた「梅原氏の『4

つの現状分析ロジック』」は分かり易く説得力もある。しかし、そうであっても、やはり私は、ECSCもEECもECも、それにEUも「理念」が「先行」することによってはじめて成り立つのであり、またそのための理念なしには物事は前に進むことはできないのである。そうでなければ、「生まれながらにして政治的でない」われわれは、国家にほとんど無関心になるか、国家を避けることでエリートたちが従事する「政治」に拘束されてしまうか、いずれかの状況に追い込まれてしまうのである、と私は主張したい。現代にあつて国家の支配力が大きくなっていくことは、裏を返せば、国家こそ「市民が諸権利の拡大を求める中心部」になっていくことでもある。この過程をアンソニー・ギデنزは「統制・管理の弁証法的矛盾」と呼んだ。

ギデنزが言いたいことは、民主主義の下では国家権力が大きくなればなるほど、さまざまな社会運動が権利を求めて活動し、国家によって創り出されたコミュニケーション・チャンネルを利用するようになる、ということである。言い換えれば、国家はガバナンスを「強制力」に委ねるのではなく、「合意に基づく手段」に委ねなければならない、ということなのである。それ故にこそ、イデオロギーがより一層重要になるのである。

ヨーロッパにおける「宗教改革」が近・現代の世俗社会に大きなインパクトを与えたことは、われわれのよく知るところである。とりわけ、「神と個人との関係」がプロテスタンティズムによって「直接的関係に委ねられる」ようになったことは、人びとの生活と文化とに極めて重要な影響を及ぼした。ジョン・ロックも「神と個人との関係」を「市民と国家との関係」に置き換えることによって国家の世俗化を正当化したし、時代を経てヘーゲルは「神と国家」に言及して、「国家こそが人びとの願いや望みの中心である」と論じることで国家を「神聖な存在」である神に取って代えた。マルクスも基本的にヘーゲルと同じである。

むすび

6月23日のイギリスの国民投票は小差であるが「EUからの離脱」を「国民」が選択したことに

なっている。しかし、6月末から7月の初めにかけて「離脱」に投票した人たちが「投票のやり直し」を要求しているという。その数400万人とのことである。このことは、「政治的でない」人たちの国家に対する「無関心」あるいは「忌避」の結果としての「政治的拘束」の一つの現象なのである。その意味で、われわれは「国家エリート集団」や「国家機関」に社会的、政治的に「真っ当な性質」を持つよう強く求めなければならないだろう。そうでなければ、われわれの市民社会は「エリート集団による政治」に簡単に拘束されてしまうだろうことを肝に銘じなければならない。「イギリスの国民投票」がわれわれに教えてくれたこと、それは、われわれは市民として常に政治的に国家と向かい合い、国家に無関心であったり、国家を忌避したりしないこと、国家はそのガバナンスを「強制力」に委ねるのではなく、「合意に基づく手段」に委ねることを普遍的価値とすること、市民は「エリート集団による政治」に拘束されないようさまざまな社会運動を活発に展開し、われわれの諸権利の行使を支える責任の意識を常に持

つこと、そして市民社会は人びとのアイデンティティを尊重すること、である。

最後に、シチズンシップの視点から「イギリスの国民投票」を総括するのに相応しい言葉を引用しておこう。シチズンシップは、

さまざまな場所や空間で活動する市民自身の活動である。そしてその活動は、政治の中心を国家から離れたところに移していくことによって、分担し共有する共同活動への個人の参加としての政治の可能性を取り戻すのである（キース・フォークス著／中川訳『シチズンシップ』pp.14-5）。

この短い言葉は、われわれ市民は「国家に無関心であってはならないこと、国家を忌避したりしないこと」によって政治を市民に取り戻すことを論じているのである。

（なかがわ ゆういちろう、理事長・明治大学教授）

堀真奈美『政府は医療にどこまで介入すべきか——イギリス医療・介護政策と公私ミックスの展望』 (ミネルヴァ書房／2016年6月／267頁／定価4000円＋税)

小磯 明

1. 本書の概要

著者は、イギリスのNHS (National Health Service) は一般に「国営」と言われているが、過去20年間にNHSは大きく変容しており、「国営」という表現は適切ではないのではないかと、NHSのNationalは「全国民の」と解釈するのが妥当ではないかと、との問題意識を提示している。こうした問題意識のもとに、本書は、時代の変遷とともにイギリスの医療保障における公私の役割のあり方がどのように変容しているかを検討し、イギリスの医療保障の全体を見通した上で、政府が医療にどこまで介入すべきかについて、考察することを目的としている。

本書の最大の特徴は、これまで世に出された研究業績と異なり、医療保障、医療政策を総合的な着眼点から包括的に捉えていることであろう。個別の現象を局所的に捉えるのではなく、全体のシステムの中で総合的な問題として把握、認識できなければ、他国の制度事情を自国にフィードバックして考えることはできない。「木を見て森を見ず」にならないためにも“総合知”とでも呼ぶべき総合政策的な着眼点が重要と強調する。

本書は第I部からVII部、全24章と終章で構成されている。第I部(1章から5章)は、NHS制度の基本的枠組みとサッチャー政権からブレア・ブラウン政権に行われたNHS改革の変遷を中心に述べている。第II部(6章から9章)では、当時の政権であるキャメロン政権におけるNHS改革に注目し、最新動向を紹介している。第III部(10章から12章)では、NHSの給付のあり方に着目している。とくに12章は、NHS創設以降の

NHS傘下病院の経営主体がどのような変遷を経てきたかを明らかにした上で、病院経営における公私のあり方について考察する。さらに、第IV部(13章から14章)では、規制産業という側面を持つ医療の価格政策に焦点を当て、新しい診療報酬のあり方と医薬品産業の規制の動向を述べている。

第V部(15章から17章)では、医療との関係性が重要視されるようになった介護をはじめとする関連ケアに関する諸施策の動向を追っており、ケア法制定、認知症国家戦略、終末期ケアに注目している。第VI部(18章から21章)では、限られた公的資金をいかに賢く支出するかという考え方に基づいたVFM (Value for Money) の視点から、NHSのアカウンタビリティがどのように図られているかに注目する。イギリス会計検査院、オーデイト・コミッション、保健省の取り組みを紹介し、アカウンタビリティの確保について考察している。

第VII部(22章から24章)では、イギリスの医療保障のあり方を複数の理論的なフレームワークから考察を行っている。欧米先進諸国の医療制度改革に影響を与えたマネジメント・コンペティション論から検討し、イギリスの疑似市場において、



競争原理が機能したかを先行研究から探り、福祉多元主義、福祉ミックス論からイギリスの医療保障における公私役割の状態を整理し、今後の日本の医療政策への示唆を論じている。

2. 2つの考察と政策的示唆

以上のような内容の本書であるが、評者が最も気になるのは、終章の「イギリス医療保障はどこに向かうのか」である。著者は、2つの考察と政策的示唆を提示している。

考察1は、「時代によって変わるもの、変わらないもの」である。「支払い能力を問わず無料の包括的な医療を提供するといったNHSの普遍的特徴を変えようという動きは、これまでに一度も生じていない。「他方、変えるところは大胆に迅速に変えるという特徴がある」「政権交代のたびに起きるといっても過言ではない組織・機構の改革は、既存組織を全廃するなど、大規模で多大な影響を与えるものである」との指摘は正しい。著者は、この点は医療政策におけるステークホルダーが少ないことが背景にあり、財源が完全に一本化されていることから、他の公共事業、公共サービスとの予算争奪戦はあるものの、医療政策決定過程上の利害調整の主たる焦点は給付の配分であり、負担に関するステークホルダー間の利害調整はほとんど行われないと述べる。「負担については、実質的なステークホルダーが不在である」とも述べる。日本のように負担と給付の公平性が議論となることはなく、「マクロレベルで投入した公費に応じた価値ある給付となっているか、VFMが問われている」との指摘は評者も理解できる説明である。

考察2は、「公私役割のあり方」についてである。著者は、本書の記述から「第二次世界大戦後、国営医療保障制度として誕生したNHSが、1990年代以降の度重なるNHS改革により、公私ミックスが進むと同時に公私の境界そのものが緩やかなシステムに移行している」ことを明らかにした。供給については、多様な経営主体が参入可能になると同時に、NHS傘下病院の中心が国立からNHSトラスト、ファウンデーショントラストに移行する中で、政府から独立性が高まりつつあることを示した。また、極めて稀なケースとして、

「NHSトラストからファウンデーショントラストに変更できない病院の中には、民間委託が経営改善手法として採用されるなど、公私責任が不明瞭な事例もみられるようになった」と述べている。

一方、医療費の配分を決める診療報酬の支払いについても、従来の予算を画的に配分する仕組みから、サービス提供の実績等に応じて診療報酬を支払う仕組みに段階的に変わりつつある。その診療報酬体系についても、国がすべてを決定するのではなく、テクノロジー・アセスメントや医療サービスのEBM (evidence-based medicine) を進めるNICE (National Institute for Health and Care Excellence, 国立医療技術評価機構)¹⁾ が関与することになり、これまで以上に科学的根拠およびガイドライン策定プロセスに関わる国民や患者の声が反映されるようになっていく。著者は、「個々のサービス提供機関と『疑似保険者』とでも言うべき、地域のコミッショナーとのサービス提供、料金を個別に契約することも可能になっており、地域性が反映される仕組みとなっている」と評価している。この点は評者も正しいと考えるが、評者らの2015年秋の訪問調査からは、コミッショナー次第でサービス提供に地域差があることを実感している。このことを著者も「政策的示唆」の中で、「ポストコード・ロッテリー」と揶揄されていることを紹介し、受けられるサービスやケアの水準における地域差の問題を指摘する。NHSが租税を主たる原資とした公共サービスであると考え、公平性の視点からは是正すべき問題である。分権と患者の選択の推進をセットで論じる問題でもある。行政の介入をより少なく、より分権する方向で改革が進められているが、こうした改革は結果として地域差を拡大させる可能性もあり、どこまで地域差を格差ではなく、積極的な意味での地域性として許容できるかが今後の課題でもある。著者のこの指摘は正しいと考える。

ここでひとつ考えなければならぬことは、「Devolution (デボリューション)」である。「デボリューション」とは、中央政府(国)から政府の下部組織(地方自治体)や民間に責任と権限が委譲されることで、海外では極めて一般的な用語である。これに対して日本では、デボリューションと政府間関係の変化を区別することなく、分権化とい

う言葉で議論を展開する機会が多い。しかし、デボリューションは集権・分権という政府間関係とは独立の概念で、デボリューションが促進されつつ中央集権化が進む場合もある。そして民営化については、デボリューションが促進されつつ中央集権的要素が強まるというのが、欧米の共通理解になりつつある。

「公」の感覚も、国内外で大きく異なる。Habermas (1975) は、社会をシステム（資本主義的経済システムと官僚的国家行政システムから成る）と生活世界（私的領域と公共領域）に分け、市民的公共圏は生活世界の公共領域に存在すると想定した。この公共圏概念は、「官－民」「行政－営利－非営利」といった社会組織の区分に必ずしも対応していないが、官僚的国家行政システムはシステムの一部であって、公共圏は主に民間のものと考えられ、とりわけアメリカではその傾向が顕著だといえる。そしてそのような文脈で公的サービスとは、行政サービスに限らず、一般市民の誰もが必要とするサービスという意味になる。こうすると、民営化という言葉のニュアンスもわかってくる。公的サービスの民営化が市民の自らの責任と極限の復興と同義に解釈される背景に、民間主体の「公」の感覚がある。このような中で、「公＝行政」といった日本の文脈で議論を組み立てたり、あるいは民営化を行政の責任放棄だと論じても、そのままでは、海外では理解されにくい。

考察2では、NHS 制度における政府の役割は、直接供給ではなく、「Enabling Authority（条件整備国家）」として、医療機関に対する規制・監督はモニターという機関、および質に関してはCQC（Care Quality Commission, ケアの質委員会）という機関が担い、コミッショニングに対する規制・監督は、NHS イングランド、診療報酬についてはNICEが中心的な役割を担っているというものである。

こうした流れをもって、NHSの民営化、自由市場化が進展していると結論付けるのは早急である。公的な管理規制下の「内部市場（ないし準市場）」（ルグラン 2008）における公私ミックスが進んだというのがより厳密な理解である。内部市場の枠組みを決定する法律・制度設計そのものが

「Enabling State（条件整備国家）」としての、政府の役割として残っている。このような著者の認識は妥当なものであり、医療（病院）の民営化（民間移行）が進行しているかのような言説は、状況を的確に理解していないと評者は考える。

考察中での評者の問題意識は、相変わらずの待機問題である。著者は、「待機問題はNHSの構造問題であり、完全な解決は容易ではないが、改善に向けた動きはある。問題は患者や国民に対しアカウントビリティを果たしているのか、国民が政策決定の中に意思を反映させる機会があるのかと考えている」と述べている。評者の観察では、国民が政策決定の中に意思を反映させる機会があるとは思われない。そして同時に、NHSの現在の構造の中で、コミッショニング機能が重要な役割を果たすと考えている。

著者は、「コミッショニングと疑似保険者機能」について、「プライマリケアトラストやCCG（Clinical Commissioning Groups, 臨床委託グループ）の保有する機能は、日本の保険者機能のあり方を考える上で参考になる」と述べ、「プライマリケアトラストは、コミッショニング機能は十分に果たせていなかったかもしれないが、医療、介護、公衆衛生など異なる組織間・多職種間の連携を図る上での橋渡しの役割を担う組織として少なからず機能してきた。その中で、退院遅延や緊急入院予防、インターミディエイトケアの共同事業の実施やツール開発、地域独自のケアパスウェイの開発など地域のニーズにあったサービスが生まれてきたと考えられる」とも述べ、メゾレベルで学べることは少なくないと評価している（240頁）。評者も同じ考えであり、コミッショニング機能に問題解決のインセンティブを組み込んで強化することが必要とも考えるが、この考えが正しいかどうか確信があるわけではない。あくまで、訪問調査からの感触であり、明確なエビデンスがあるわけではない。

次に、市場の問題について述べる。キャメロン政権の競争促進政策を「アメリカ化」と捉える論者もいるかもしれないが、「支払い能力によって受けられるサービスに差を設けない、原則無料というNHSの理念を放棄していないことを考えると、マクロ・システムでみる限り、アメリカ化と

は言えない」との著者の指摘は正しい。市場の意味が全く違う。NHSの内部市場はあくまで政府によって管理された疑似市場であり(駒村2004)、アメリカの市場とは意味が違う。

評者がむしろ著者に問いたいのは、「イギリスのNHSは、マクロ・システムでは、公的財源、非営利病院を中心とした提供体制の日本の医療保障のあり方に近づいていると考えることもできる」との文脈である。「医療保障の枠組みは異なるが、社会環境の変化への対応パターンは共通項があるというのが本書の暫定的な結論である」とも述べている。著者は、20年間の制度改革で日本は立ち位置を変えていないことから、ここではイギリスが近づいていると解釈している。「二次医療を受けるにはGP(General Practitioner, 一般家庭医)の受診を前提とするアクセス方法に大きな相違があるなどマイクロレベルの相違は依然として残るものの、日本でも導入が検討されている総合医をGPとして捉え、医療機能分化と連携が日本でもイギリス並みに進んでいけば、日本とイギリスの相違は、さらに小さくなるだろう」と述べる。

この点では、真野俊樹も、先進国の医療提供体制は収斂する部分が多いと指摘する。「英国ではNHSの病院はNHSトラスト病院(独立行政法人)となり、さらなる民営化が模索されて」いるとも述べ(真野 2013: 260)、医療提供における公私の役割分担を指摘している。片桐由喜も、「現在、イギリスではプライベート診療病院が増加傾向にある。これらの病院ではNHS病院と機能が重複する医学的必要性のある診療のみならず、美容整形外科等の非治療型の医療行為、ストレスカウンセリング、あるいは産業保健サービスなど、多種多様な医療サービスを提供している」と述べている(片桐 2015: 207)。著者とは主張が異なることは興味深い。

他国の医療政策を学ぶのは、自国の医療政策を改善するためである。イギリスでは積極的に自国の制度に取り入れてきたということであろう。評者も日本の医療制度と似てきているようにも思われるが、民営化が進んでいるとは考え難く、あくまで限られた範囲でしかなく、著者同様に、これからの動向に注目すべきと考えている。

3. 公私ミックス論と経路依存性

以上を踏まえて、本書が提示する「政府はどこまで医療に介入すべきか——イギリス医療・介護政策と公私ミックスの展望」について、公私ミックス論と経路依存性から考えてみる。

公的医療制度が発達している場合には、私保険の活用は限定的であり、公医療制度による給付が十分とはいえない場合や、一定のサービスの給付が公医療制度から除外されている場合などに限られる(OECD 2004)。ただし、医療では、特にイギリスなどの税に基づく医療機構のある国において、サービス供給体制における公私ミックスが盛んに議論されてきた(Maynard ed., 2005)。ここでは、供給体制における市場的機構の導入や民間事業者への委託が議論されてきた。福祉サービスの他の分野を含めて、こうした議論は福祉ミックスあるいは福祉多元主義といわれてきた(Johnson 1987; 丸尾 1996)。

公的な医療サービスや福祉サービスは、その適用範囲や規制のあり方によって、制度内容やアウトカムは国や制度類型に応じて多様である。その結果、公私ミックスにおける公の役割には各国ごと、あるいは制度類型ごとに違いが生じている。評者は、公私ミックス論を検討する際に、国家でもなく私人や企業でもない、フランスの共済組合や非営利組織といった中間組織を組み込む必要性を考える。実際、イギリスにおいても、ソーシャルサービスにおいては、私企業だけでなく非営利組織は非常に大きな役割を果たしている。

イギリスには多種多様な非営利団体(ボランティアやチャリティー団体)が存在する(評者は、2012年9月にイギリスのチャリティー団体調査を実施している)。イングランドとウェールズでチャリティー団体として登録をしている約18万8千、スコットランドや北アイルランドの団体や、非登録団体、教会等を含めると60万以上とも言われている。地域ケアの推進には、これらの非営利団体の支援がなくてはならない存在であることを誰もが認めている。何より、福祉サービス提供主体を自治体やNHSの直営から民間や非営利団体に移すことを強く押し進めようとする国の政策も影響している。具体的には、長年社会サービス部で提供してきた介護サービスの種類はどんどん縮

小され、現在ではパーソナルケア（家事援助の全てと身体介護の一部を指す）は民間と非営利団体が提供することになっている。そして、認知症高齢者とその介護者の地域生活もこういったチャリティー団体に支えられる場面が多い（門田2005）。

国ごとに、政策分野によって多様な公私ミックスが構築されてきた。こうした公私ミックスが構築されてきた背景には、各国の初期のサービス供給形態に応じて、その後の発展が決まるといった経路依存性（Path Dependency）が指摘できる。経路依存性とは、ある時点の政策はその前の時点で成立した政策に規定されているということであり、政策策定において政策決定者が利用可能な選択肢は、予め存在する制度構造によって決められていることを意味する。Arthur（1988）は、経路依存性が生じる理由を、①政策学習効果（Policy learning effects）、②情報効果（Information effects）、③ロックイン効果に整理している。この点から考えると、著者が言うように、例え日本とイギリスの医療政策・制度が似通ってきているとしても、公私ミックスの変容は経路依存的にしか進まないと考えられる²⁾。しかし、鎮目真人が言うように、「各国における公私ミックスは経路依存性により、政治的要因や社会経済的な要因が変化したとしても直ちに变化するとは考えにくい、それは、中長期的タイムスパンで見ても、大きな変化が生じないということの意味するものではない」（鎮目 2016：250）。

現在、経済のグローバル化やポスト工業化といったメガトレンドによって、どの福祉国家も「競争志向の福祉国家」化への圧力にさらされている。医療に限らず年金や介護分野においても、公私ミックスを伴う国民に不人気な改革がすでに実行されてきている。「政府はどこまで医療に介入すべきか」を検討する際に大事なことは、政策立案者は、どの階層にどんな負担を課すのかといった、公私ミックスの変化の動態分析が必要なことである。

以上、本書の概要と論評を記した。浅学な評者による誤解や誤読が生じていたならば、ご寛恕乞う次第である。本書は総合的な研究書であるが、イギリスのNHSの政策が変化する様子を時間軸と政策トピックで説明してくれている点で、幅広

い読者に一読をお勧めしたい好著である。

注

- 1) 1999年創設時は、National Institute for Clinical Excellence (NICE) であったが、現在は、NICE という略語は変わらないが、National Institute for Health and Care Excellence が正式名称である。NHSにおける最良の「費用対効果」を提供する医薬品、治療方法、製品などを判定するための、証拠に基づく指針となる「ガイダンス」を示す機関であり、今日、NHSでのサービスを検討する際に極めて重要な役割を果たしている。キャメロン改革により創設時よりも権限・機能が拡大している。
- 2) 本稿執筆中の11月1日に、Brady D, et al.2016, Path dependency and the politics of socialized health care. *Journal of Health Politics, Policy and Law*, 41 (3), 355-392. の文献を知る機会を得た（二木立の医療経済・政策学関連ニューズレター、148号、p.11）。二木によると、本論文の新しさは、各国の医療政策には強い経路依存性があることを、医療費についての国際時系列データを用いて定量的に再確認したことにある。ただし、総医療費のシェアのみを指標にした場合、社会保険方式の国と公費負担方式の国との違いは無視されることになり、医療政策研究としては問題があると指摘する。

文献

- Arthur, W. Brian, 1988, "Self-Reinforcing Mechanisms in economics," P. Anderson, K. Arrow and D. Pines (eds.), *The Economy as an Evolving Complex Systems*, New York : Addison-Wesley, 9-31.
- Habermas, J., 1975, *Legitimation crisis*. Boston : Beacon Press. (初出：Habermas, J., *Legitimationsprobleme Spätkapitalismus*. Suhrkamp Verlag, 1973.)
- Johnson, N., 1987, *The Welfare State in Transition*, Brighton : Wheatsheaf Books. (青木郁夫・山本隆訳, 1993, 『福祉国家のゆくえ——福祉多元主義の諸問題』法律文化社)
- Maynard, A. (ed.), 2005, *The Public-Private Mix for Health : Plus ça change, Plus c'est la même chose?*, Oxon : Radcliffe Publishing.
- OECD, 2004, *Private Health Insurance in OECD Countries*, Paris : OECD Publishing.

- 片桐由喜, 2015, 「第3章 イギリスにおける医療制度改革」松本勝明編著『医療制度改革 ドイツ・フランス・イギリスの比較分析と日本への示唆』旬報社、191-221、(特に、「第3節 NHSに関する改革」205-221)。
- 門田直美, 2005, 「第3章 認知症高齢者とその介護者の生活を支えるチャリティー団体の活動」『イギリスにおける認知症高齢者ケアマネジメント』日本障害者リハビリテーション協会情報センター。
- 駒村康平, 2004, 「第9章 擬似市場論——社会福祉基礎構造改革と介護保険に与えた影響——」渋谷博史・平岡公一編『福祉の市場化を見る目 資本主義メカニズムとの整合性』ミネルヴァ書房、213-236 (特に、219-221)。
- 鎮目真人, 2016, 「終章 社会保障の公私ミックスのゆくえ」松田亮三・鎮目真人編『社会保障の公私ミックス再論——多様化する私的領域の役割と可能性——』ミネルヴァ書房、243-254。
- 真野俊樹, 2013, 『比較医療政策 社会民主主義・保守主義・自由主義』ミネルヴァ書房。
- 丸尾直美, 1996, 『市場指向の福祉改革』日本経済新聞社。
- ルグラン, ジュリアン (後房雄訳), 2010, 『準市場 もう一つの見えざる手』法律文化社。
- (こいそ あきら、法政大学現代福祉学部・大学院公共政策研究科兼任講師、『文化連情報』編集長)

報告書

非営利・協同総研いのちとくらし／全日本民医連／保健医療研究所共催 イギリスの医療・福祉と社会的企業視察報告書

248p、頒価500円、ISBN 978-4-903543-14-7

発行日 2016年6月15日

発行 特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし

2015年10月31日(土)～11月8日(日)実施のイギリス視察報告と、ロンドン認知症ケア視察の報告も入っています。

ロンドン、サンダーランドにおけるNHS医療と介護の関係や、社会的企業が提供する社会サービス、子ども・若者支援など、現地内容と論考によってイギリスの状況を知ることができます。(表紙2色、本文モノクロ)。

【目次】

- ・日程概要(事務局)
- ・イギリスの医療・福祉と社会的企業視察の総括

●第1部 医療・福祉視察

1. イングランドのNHSファンデーション・トラストの構造
2. 英国の医療・介護の動向
3. ガイズ・アンド・セント・マス病院—National Health Service (NHS) 制度における当事者の参加—
4. 資料：サウス・ロンドン・アンド・モウンズリー NHS-FT
5. (1) サンダーランド市民病院トラスト (Sunderland City Hospital & Colleagues)
(2) サンダーランド市民病院 (院内見学)
6. 英国のGPクリニック 視察報告
7. エイジUK ルイシャム・アンド・サザーク ストーンズ・エンド・デイ・センター (Age UK Lewsham and Southwork Stones End Day Centre)
8. イギリスのアルツハイマー研究の最先端と日本の治験研究—アルツハイマー病治療剤の臨床試験と医師主導治験

八田英之

石塚秀雄
高木幸夫
馬渡耕史
山田 智
小磯 明
小磯 明
村口 至
竹野ユキコ・熊倉ゆりえ
小磯 明

●第2部 社会的企業視察

- ・イギリス社会的企業研究20年を振り返って
- ・イギリスの感想
- ・女性による女性のためのコミュニティ・ビジネス Account 3 (アカウント3)
- ・非営利住宅供給会社とコミュニティ開発—イングランド、サンダーランドのジェントウー Gentoo の事例—
- ・英国社会的企業のインフラストラクチャー組織 SES (Sustainable Enterprise Strategies) の現況
- ・英国・従業員所有企業の展開—Sunderland Home Care Associates Ltd. の事例—
- ・就労支援と学校教育—イギリスと日本との就労支援の在り方とその背後にある思想に着目して—
- ・イギリス社会における非営利セクターの存在意義

中川雄一郎
志藤修史
二上 護
石塚秀雄
熊倉ゆりえ
熊倉ゆりえ
走井洋一
杉本貴志

○第2部資料編 視察インタビュー記録

1. アカウント3 (Account 3)
2. サンダーランド・ホーム・ケア・アソシエーツ (SHCA)
3. ジェントウー (Gentoo)
4. フラワー・ミル (Flower Mill)
5. ボックス・ユース・プロジェクト (The Box Youth Project)
6. スペース・ツー (Space 2)
7. サステイナブル・エンタープライズ・ストラテジーズ (SES)

○感想その他

- ・マルクス・エンゲルス、英国の社会調査
- ・東ロンドン見学とトインビーホール

小磯 明
竹野ユキコ

●補論：2015年9月ロンドン認知症ケアの視察報告

(いずれも小磯明)

1. サウス・ロンドン・アンド・モウンズリー NHS-FT- キングス・ヘルス・パートナーズの取り組み—
2. 継続的ケア・ユニット—グリーンベール・スペシャリスト・ケア・ユニット
3. クロイドン・メモリー・サービス (サウス・ロンドン・アンド・モウンズリー NHS-FT)
4. サットン・ケアラーズ・センターとアドミラルナースの連携
5. デイメンシア UK- アドミラルナースの貢献—
6. 認知症診断率の改善



医療・介護の情勢動向について

山本 淑子

はじめに

安倍暴走政治がとどまるところを知らずに突き進んで、国民生活のあらゆる分野に攻撃を仕掛けています。財政健全化に向けてとりわけ「最大の課題は社会保障分野」だとして、社会保障費の「自然増」さえ認めず、2016年度から18年度までの3年間で1.5兆円程度の伸びに抑制しようとしています。2017年度予算編成に関する「建議」では社会保障関係費の伸びを5,000億円に抑制することを改めて強調し、「経済・財政再生計画改革工程表」（工程表）に掲げた項目を「できる限り前倒し」して実現することを要求しました（表1）。

本稿ではすでに実施された改悪も振り返りなが

ら、この「工程表」に沿って2017年に医療・介護の負担増と給付削減はどこまで推し進められようとしているのか、そして引き続きどのような改悪が目論まれているのか見ていくことにします。

はじめに社会保障制度改革の経過を振り返ります。2012年、民主党政権のもとで「社会保障・税一体改革」の3党合意による関連法成立後、同年12月、第2次安倍政権が発足、「戦後レジームからの脱却」を掲げ、一気に「戦争する国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」をめざして、岩盤規制の医療を破壊する「改革」を加速します。その改革の理念は2012年に出された自民党改憲草案に下支えされており、ポイントは「家族や社会全体の助け合い」という自助・互助の強調

（表1）今後の社会保障「改革」の工程表

分野	検討項目	工程
医療・介護	介護療養病床の廃止	17年度までに予定通り廃止
	一般病床の居住費（水道光熱費）の患者負担化	17年通常国会に法案提出
	かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担	17年通常国会に法案提出
	高齢者の高額療養費・高額介護サービス費用の上限引き上げ	16年末までに結論・政令改正
	65歳～74歳の介護保険の利用者負担を2割負担	17年通常国会に法案提出
	75歳以上の医療・介護の原則2割負担	できるだけ早期に具体化
	介護保険軽度者の生活援助、福祉用具貸与・住宅改修自己負担化	17年通常国会に法案提出
	要介護1・2の通所介護の地域支援事業（自治体）への移行	17年通常国会に法案提出
	介護保険の補足給付と同様のしくみ（預貯金の保有）を入院時療養費用に適用	16年末までに結論・実施
	マイナンバー活用で金融資産の保有状況を考慮した負担の仕組み	預金口座への付番後3年を目途
年金	物価・賃金の低下の場合もマクロ経済スライドによる調整を実施	可及的速やかに制度改正
	年金支給開始年齢の更なる引き上げ	次期財政検証後、法案提出
	一定の水準以上の年金の支給停止	17年通常国会に法案提出
	公的年金控除を含めた年金課税のあり方の見直し	税制調査会で議論
生活保護	能力に応じた就労をしない生活保護受給者の保護費用減額	18年通常国会に法案提出
	雇用保険の国庫負担の停止	速やかに検討

※「骨太方針2015（経済財政運営と改革の基本方針2015）」にもとづく社会保障分野における44項目の検討事項についての「改革工程表」から抜粋（2015年10月9日財政制度等審議会財政制度分科会提出の財務省資料より）

と社会保障に対する国の責任の放棄です。

2013年8月に社会保障制度改革国民会議がとりまとめた「最終報告」は、「自助・自立」を土台に据えて、公的給付の徹底的削減と重点化・効率化をはかり、それらの実施責任を医療は都道府県、介護は市町村に押しつけるものでした。同年12月には改革の工程を決める「プログラム法」が成立し、これに従って2014年通常国会で「医療・介護総合確保法」、2015年通常国会で「医療保険制度改革関連法」がいずれも強行採決で可決されました。「プログラム法」によって2025年の「医療・介護の将来像」への道筋が示され、都道府県の医療計画において地域医療構想を策定することや、医療提供体制を管理するための都道府県の権限が強化されました。そして「医療保険制度改革関連法」では、国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県に移すことや、入院時食事代の段階的引上げ、紹介状なしの大病院受診時の定額負担導入や70～74歳の一部負担金の2割負担化、患者申出療養制度の創設などが行われました。

安倍政権はこれらの「改革」によって、都道府県に病床数や病床機能など医療提供体制をコントロールさせて医療費削減、社会保障費削減を推し進めるシステムを完成させ、さらにいっそうの負担増と保険給付削減で、十分な在宅の医療や介護の受け皿もないまま、患者・利用者を「川上から川下へ」押し流すように、病院・施設から在宅へ追い出そうとしています。「骨太方針2015」は、「工程表」に基づいて2016～18年度を「経済・財政再生計画」の集中改革期間と位置づけ、一気に改悪が推し進められようとしています。

同時に、「歳出改革」で削減した公的な医療・介護分野は、「成長戦略」のために営利企業の参入による医療・介護の営利化・産業化がねらわれています。TPPは先行きが不透明ですが、日本の財界は新たな有望成長市場の創出として「世界最先端の健康立国へ」を掲げ、保険外サービス活用促進や医療・保健部門でのグローバル市場の獲得をねらっており、規制緩和の要求が今後いっそう強まることは必至です。

1. 「工程表」に沿ってすでに実施された医療・介護改悪

このように社会保障改革プログラム法に従って順次個別の「改正案」が提出・可決、実施されています（表2）。

国民生活はこの間の国民年金の減額にはじまり、生活保護老齢加算の廃止、年金特例水準の引き下げ、マクロ経済スライドの導入による実質削減、生活保護の住宅扶助や生活扶助、冬季加算などの削減と高齢者や低所得者などの生活を直撃する改悪が実施され、いっそう格差と貧困が深刻化しています。2016年の臨時国会では年金の受給要件が見直される成果もありましたが、抱き合わせで社会保障費増大を抑えるために会期末ぎりぎりに年金カット法案も強行採決されました。

先行して改悪が実施されている介護分野ではさまざまな影響が出ています。全日本民医連の介護福祉部が実施した介護利用料2割負担化影響調査（238事例）では、「一部サービスの利用を減らしたり、中止した事例」は98件（41.2%）、「介護保

（表2）すでに実施、または実施が決定した主な医療・介護の負担増や給付削減など

分野	項目	実施時期
医療	段階的に入院給食260円を360円、460円へ	2016年度～2018年度
	紹介状なし大病院受診は定額負担5,000円	2016年～
	患者申出療養制度	2016年～
	国民健康保険財政運営を都道府県に移管	2018年度～
介護	一定以上の所得者の介護利用料負担を1割から2割へ	2015年8月～
	予防給付の見直しで介護給付からはずして市町村事業へ	2015年4月～（3年経過措置）
	特養入所基準を原則要介護3以上に	2015年4月～
	低所得者に対する補足給付の要件を厳格化	2015年8月～

※厚労省社保審各種部会等資料から作成

険の利用そのものを取りやめた事例」は6件(6.5%)、「利用を減らせず、家族の介護負担や家計に影響が生じている事例」が100件(42.0%)と、8割以上に影響が出ています。残りの34件も、現在影響は生じていないが今後に不安を抱えていることが指摘されています。

医療の分野でも、毎年全日本民医連が実施している「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」には、高い国保保険料や窓口負担から起こる受診抑制などによって、尊いいのちが失われた事例が寄せられています。今以上の医療・介護の負担増や給付削減は、まさにいのちの切り捨てにつながります。

2. 2017年通常国会は「社会保障解体国会」

2017年通常国会はまさに社会保障解体国会となります。2017年度「建議」は、財政健全化には一刻の猶予も許されず、「最大の課題は社会保障分野」と強調し、予算編成の課題は「計画の『目安』に沿って、一般歳出の伸びを5,300億円に、社会保障関係費の伸びを5,000億円に確実に抑制」することとしています。その結果2017年度予算は、軍事費は5.1兆円と5年連続増加となる一方で、社会保障費は概算要求で6,400億円だった自然増分をさらに1,400億円圧縮されました。「骨太方針2015」にそった「5,000億円削減ありき」の機械的抑制です。麻生財務大臣は12月22日の記者会見で、「所得のある方は『すみません、もうちょっと負担いただけませんか』という話」と強調しました。本来「負担いただく」べきは、史上最高の経常利益をあげ、内部留保も386兆円に上る大企業ですが、優遇税制等により2017年度予算でも法人税収の伸びは低く抑えられています。税金の集め方、使い方を改めなければ、国民のいのちと健康、暮らしは守れません。

(1) 今後の医療・介護改悪の方向

「骨太方針2015」「工程表」なども踏まえ、12月8日には医療保険部会、12月9日には介護保険部会が相次いで今後の制度見直しの方向性のとりまとめを行いました。しかし、医療保険部会では、

負担増による医療へのアクセスの阻害が重症化を招くことを指摘する意見が出され、介護保険部会でも「介護保険制度の崩壊につながる」との危惧や、医療も介護も負担増になる中で「生活全体を見渡した負担の在り方を検討してほしい」といった意見も出ていました。

介護保険をめぐるっては、全国の自治体から要介護1、2の保険はずし中止を求める意見書や、福祉用具・住宅改修の自己負担化に反対する意見書があがり、福祉用具に関連する業者団体からも強い反対の声が出されました。同時に、与党内からも解散総選挙含みで負担増の影響を危惧する意見も出されました。12月2日の毎日新聞は、「自民から異論続出 介護・医療改革案 選挙への反発恐れ」と題して、党内から反発が続出し、「衆議院解散の観測が出る中で、国民負担増につながる案に抵抗感が強い、公明党からも異論」「特に批判が集中したのが、高額療養費に関する70歳以上の一般所得者の外来受診の引き上げ。対象者が1240万人と多く、影響が大きいので、議員から『選挙があるかもしれないのに高額療養費でこんなに引き上げるのは無理』『(医療制度改革が)政権交代の原因になったこともある』』といった懸念が出た」と報じています。12月15日の朝日新聞にはその外来負担上限について、「厚生労働省は外来特例の上限を2万4,600円に倍増させる案をまとめたが、公明党が強く反発」したため、引き上げ幅を圧縮し、年額上限を設ける調整をしたとの記事も掲載されています。

こうした政府与党内の思惑などを背景に、厚労省と政府与党との最終見直しの協議、調整を踏まえて出された内容をみていきます(表3)。

(2) 2017年通常国会に予算関連法案等の提案を行い実施予定の項目

①医療

1) 70歳以上の高額療養費制度の見直し

「世代間・世代内での負担の公平」と「負担能力に応じた負担」を理由に、高齢者の外来特例措置を廃止し、入院・外来を通じて、所得水準に応じて高齢者の自己負担の月額上限を現役世代と同じ水準に見直します。2017年8月、18年8月と段階的に引き上げられ、70歳以上の少なくとも60%

以上が引き上げの対象になる負担増です。

住民税非課税以下は据え置かれます。また、前述のように与党内に国民の批判をかわしたいとの思惑もあり、年収約370万円未満の人については一定の調整が図られましたが、負担増となることに変わりありません。

2) 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し

2017年度から原則的に本則に戻し、廃止されます。後期高齢者医療制度導入の際に大きな反対の世論に押されて実施した軽減特例であり、これが廃止されるとなれば再び高齢者の大きな怒りを招くことは必至です。

激変緩和策として、現行の5割軽減は2017年4月から2割軽減、18年4月に廃止します。また現行の8.5割軽減、9割軽減は、実施時期は未定ですが、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて7割軽減を経て本則に戻すこととしています。実施時期を先送りしても、負担増に見合う収入増があるわけではなく、保険料滞納者の増加など、高齢者の医療にかかる権利が奪われかねません。

3) 入院時の居住費（光熱水費相当額）に係る患

者負担の見直し

在宅との公平性という理屈による値上げです。現行の療養病床の居住費は、「療養病床は住まいとしての機能があり、入院医療の必要度が低い医療区分Ⅰ」に負担を求めましたが、今回は医療区分Ⅱ、Ⅲについても新たに居住費徴収が拡大され、段階的に実施されます。

医療区分Ⅰは2017年10月に320円／日から370円／日に引き上げ、医療区分Ⅱ、Ⅲは17年10月に200円／日、18年4月から370円／日の負担が求められます。なお、一般病床や精神病床等への拡大は、今回は見送られました。

4) 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直し

「ニッポン一億総活躍プラン」において見直しが提案されており、2018年から見直されることになりました。しかし、対象は未就学児までに限定され、各自治体に対しては見直しにより生じた財源をさらなる助成の拡大に使うのではなく、他の少子化対策の拡充に充てるよう求めています。国の責任で就学まで、さらには中学卒業までと無料化をと願う自治体や住民の要求に応える内容には

(表3) 社保審 医療保険部会の議論の整理・介護保険部会見直しに関する意見

分野	検討項目	2016年12月20日社保審医療保険部会より	実施時期
医療	高齢者の高額療養費制度の見直し	70歳以上 ●現役並み所得者（年収370万円以上）は現役世代と同様に細分化した上で、同様の負担限度額を設定 ●一般所得者（住民税課税、年収約370万円未満等）は段階的に引き上げ、年額の上限も設定 ●低所得者は据え置き。外来上限特例は現役並み所得者は廃止。	17年8月から限度額引き上げ、18年8月から外来特例廃止・所得区分細分化
	後期高齢者の保険料軽減特例の見直し	原則的に本則に戻す（廃止）	17年から段階的に実施
	入院時の居住費（光熱水費相当額）に係る患者負担の見直し	医療区分Ⅰは段階的に引き上げ。Ⅱ、Ⅲについても新たに徴収を拡大	17年10月から段階的に実施。本格実施は18年4月
	子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直し	見直し対象は未就学児までに限定	18年から実施
分野	検討項目	2016年12月9日社保審介護保険部会より	実施時期
介護	利用者負担の在り方を見直し	現役並み所得者（単身・年金収入383万円以上など）の自己負担3割に引き上げ	18年8月から実施
	高齢者の高額介護サービス費用制度の見直し	一般区分（単身・年金収入383万円未満等）の上限額を4万4,400円に引き上げ	17年8月から実施
	40～64歳の介護保険料に「総報酬割」を導入	大企業の健保組合、公務員の共済組合の保険料負担増	2017年8月から段階的に実施
	生活援助の給付の在り方を見直し	人員基準の見直し	介護報酬で検討
	福祉用具等の給付の在り方を見直し	貸与価格等の見直し	18年10月から実施
	介護療養病床の廃止	※1 慢性期の医療・介護ニーズに対応する要介護高齢者の長期療養・生活施設として、新たな施設類型を創設。介護療養病床の転換の経過措置を検討	17年度までに廃止の予定を見直すが、実施時期は検討中

※1 第7回社保審療養病床の在り方等に関する特別部会資料より

なっていません。

②介護

1) 利用者負担の在り方の見直し

現役並み所得（単身世帯で年金収入だけで383万円以上）者については3割引き上げることが提案されました。医療では既に一定所得のある高齢者は3割負担であり、医療と介護がそろふこととなります。

2) 高額介護サービス費（利用者負担の上限）の引き上げ

現役並み所得（単身世帯で年金収入だけで383万円以上）者について、現在の上限3万7,200円を4万4,400円に引き上げる提案です。これも医療保険の現役並み所得者と同じ水準にそろえます。

3) 40～64歳の介護保険料に「総報酬割」を導入

現役並み所得者の自己負担3割引き上げと引き換えで、介護保険料の「総報酬割」導入が提案されました。2017年度から段階的に実施され、介護保険料が大企業の健保や公務員共済などで上がり、協会けんぽでは下がるが見込まれます。これにより、国が補助する協会けんぽの負担軽減分を削減できるとしており、高齢者だけでなく現役世代にも負担増を押しつけようとしています。

(3) 引き続きの検討課題と「工程表」に沿った17年度以降の検討事項

①医療

1) かかりつけ医普及の観点からの外来受診時の定額負担の導入

まず17年度末までに、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負担の対象を見直し、18年度末までにはかかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入や、かかりつけ医普及の方策、外来時の定額負担の在り方が検討されます。

2) 市販品類似薬に係る保険給付の見直し

市販品類似薬（湿布薬、目薬、ビタミン剤、うがい薬、漢方薬など）の保険はずしについては、「市販品の適正使用」促進等の観点をもふまえ、18年度末までに対象範囲を含めて検討されます。

3) 入院時療養費用に資産要件（預貯金等）を適用

審議会では「高齢者は、現役と比べて、平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。しかし、高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない」との意見が出され、18年度末までにマイナンバーを活用して金融資産も考慮に入れた負担を求めることが引き続き検討されます。

②介護

1) 要介護1、2の訪問介護などを地域支援事業（自治体）へ移行

軽度者に対する生活援助を原則自己負担化が検討されていましたが、市町村の総合事業の実施状況が広まらない状況のもとで、今回は見送られました。しかし引き続き、19年度末までに実施できるよう検討されます。

2) 福祉用具等の給付の在り方の見直し

軽度者の福祉用具貸与、住宅改修を原則自己負担にすることは見送られました。しかし18年10月には国が商品ごとに全国平均貸与価格を公表、貸与業者にその全国平均額と当該業者の貸与価格の両方を利用者に説明し、あわせて機能や価格帯の異なる複数商品を提示することが義務づけられます。価格も「全国平均貸与価格+1標準偏差」を上限に設定されます。

3) ケアマネジメントの有料化

制度創設当初、要介護者等が積極的に介護保険を利用できるように、ケアマネジメントは10割給付と位置付けられましたが、これまでも何度も利用者負担が議論されてきており、今回は見送られました。引き続き検討課題とされています。

4) 生活援助の人員基準引き下げ

介護サービスを提供する人材不足から、生活援助中心にサービス提供を行う場合の人員基準の緩和が検討され、2018年の介護報酬改定時に検討されることとなりました。

5) 要介護認定を抑制した自治体への財政優遇

各市町村のとりくみ実績の評価として、要介護状態の維持・改善などをアウトカム指標にして公表するとともに、それらに対し財政的なインセンティブを設けることなどが引き続き検討課題とされました。

3. 社会保障解体を許さない総がかりを

2016年12月21日に内閣府の経済・財政一体改革推進委員会が示した「経済・財政再生アクション・プログラム2016」では、引き続き「600兆円経済の実現」と2020年度の財政健全化目標達成に向けた新たなとりくみを明確化しています。中でも主要分野として、社会保障分野では医療・介護提供体制の適正化で地域医療構想策定の次の段階として、都道府県に対し、実効性ある病床機能分化・連携を主導し、一人当たりの医療費の地域差半減実現へのとりくみを強化することを求めています。今回は第7次医療計画と各都道府県の地域医療構想の策定状況や、療養病床の在り方についての議論などには触れることができませんでしたが、改めて各都道府県の策定内容を分析し、地域

から医師会や医療・介護関係者、市町村関係者、患者・利用者、地域住民とともに対案を押し上げていく運動が求められます。

今回みえてきた医療・介護の改悪をストップさせるためには、その内容を広く知らせ改悪を許さない世論を巻き起こす必要があります。高齢者への狙い撃ちにとどまらず、今、日本の医療・介護保険制度そのものを根底から破壊し、憲法25条の理念を変質されかねない重大な攻撃に対して、あらゆる世代が手を携えて反撃に踏み出す時です。私たち国民のいのちや暮らしに対する安倍政権の攻撃への憤りをエネルギーに、自己責任論を突破して当事者、主権者としてたたかう「社会保障の総がかり」の運動を起こしましょう。

(やまもと よしこ、全日本民医連事務局次長)

住民の願いに寄り添う地域医療をめざして

～広島県地域医療構想案についての広島民医連の見解～

藤原 秀文

○はじめに

県は、「広島県地域医療構想骨子案」（以下「構想案」）を発表（2015年12月14日）しました。広島民医連は直ちにその内容を検討し、「広島県地域医療構想案についての広島県民医連の見解」（以下「見解」）として発表しました。そして「住民の願いに寄り添う地域医療をめざして」という表題にして、パブリックコメントとして提出（2016年2月17日）しました。

その「見解」の内容を紹介し、問題点と課題を明らかにします。

1. 「広島県地域医療構想案」が示すもの

（1）基本理念（目指す姿）が強調している点

「構想案」は、基本理念として2点を強調しています。

第一は、「病床の機能の分化と連携」です。それは、「これまでの限りある医療と介護の資源を効率的に活用し、医療供給体制の面で切れ目をつくらず、高い質を保つ」というものです。これまで以上に人も物も金もかけずに効率化を図れば、必要な病床は削減できるという考えです。「病床の機能の分化と連携」の整備と、住民の中にある今日の医療矛盾の解決とは、別次元の問題です。

第二は、『病院完結型医療』から『地域完結型医療』への移行です。「身近な地域で医療・介護のサービスが受けられ、居宅等での療養生活・介護を可能にする、住み慣れた地域で暮らし続けることができる」としています。確かに、超高齢化社会と高度先進医療の発展の中で、医療機関は住み分け（機能分担）と連携が求められています。しかし地域住民の医療要求も多様化してきていま

す。また一方で医療機関側の計画や事情と住民側の医療要求との間に乖離があるのも事実です。供給側への単なる押しつけでは、地域住民が納得できない問題も生じてきます。

つまり「病床の機能の分化と連携」と「地域完結型医療への移行」によって、供給側の合理化を図ることができ、必要病床数は削減が可能であり、医療費を抑制するという視点から策定されていると言えます。

（2）病床の必要量（*図表参照） ※注 数字については、「骨子案」の段階のもの。

「必要病床数（暫定推計値）」は、国の示す「ガイドライン」のまま推計され、それだけが前提となる「構想案」になっています。

「見解」では、広島県全体と7つの各圏域について検討を行っていますが、字数の都合上、県全体のみ示し、7圏域については割愛します（*文末資料参照）。

○広島県全体について

平成25年の病床数は35,248床で、一般24,416床（69.3%）、療養10,832床（30.7%）です。必要病床数は28,614床以上とされ、最大6,634床（18.8%）の削減計画です。

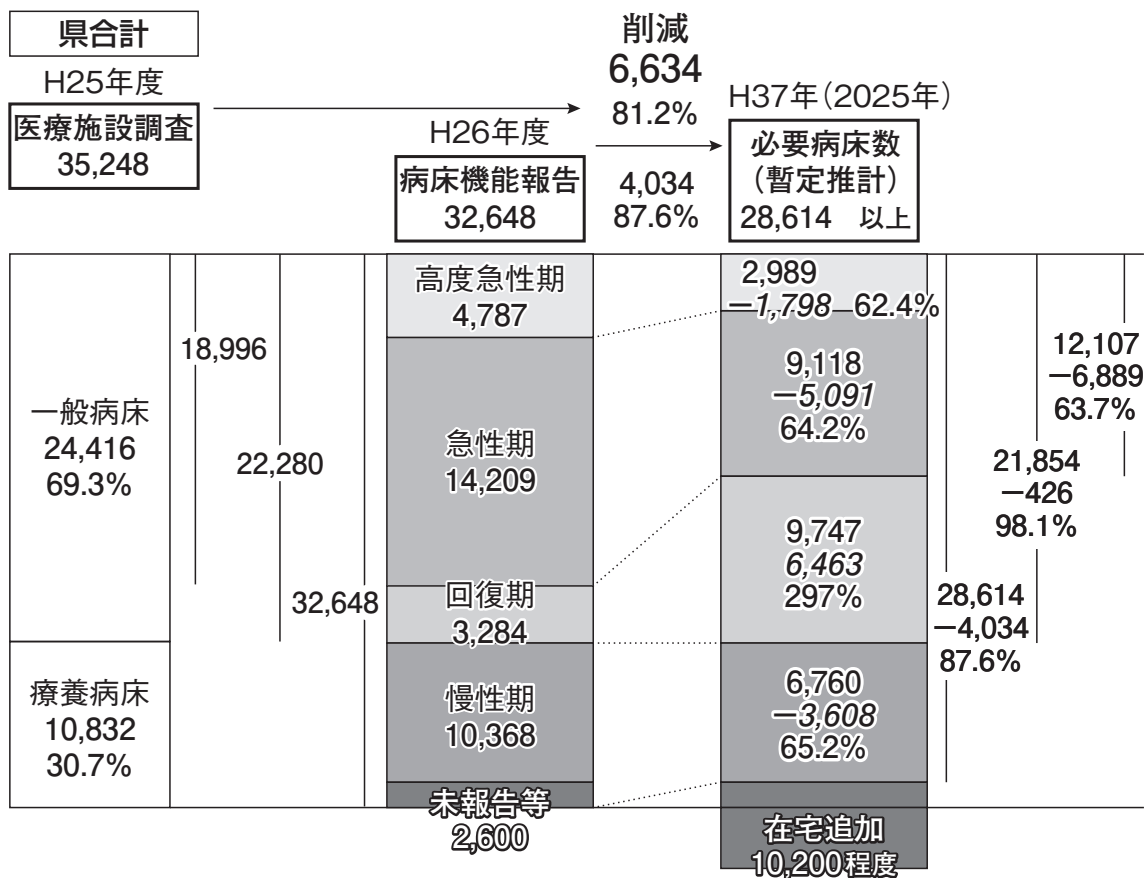
高度急性期病床については、4,787床が2,989床へと1,798床（37.6%）の削減です。また急性期は、14,209床を9,118床へと5,091床（35.8%）削減です。結果として、高度急性期と急性期の合計18,996床が6,889床（43.0%）削減されます。

回復期は、現行3,284床が6,463床増加され、9,747床（297%）となりますが、一般（高度急性期+急性期+回復期）については、22,280床が21,854床（426床減）とほぼ同数と横ばいです。

現行の療養病床は10,832床であり、病床報告上

広島県地域医療構想骨子（案）

平成37（2025年）における病床の必要量（必要病床数：暫定推計値）



の慢性期は10,368床でほぼ同等ですが、必要病床数は、慢性期6,760床にとどまり、3,608床（33.3%）が削減となります。そこで新たに在宅部分が位置付けられ、10,200人程度とされています。

されるのではなく、集計の数値と目標数値との対比で、構想の達成を目指すために、最終的には知事権限で強制力を発揮して実現させるというのは大きな問題です。

（3）構想を実現するための手立て

この構想は、「地域医療構想調整会議」（以下、「調整会議」）で協議して進めていきます。「調整会議」は、年度毎の各医療機関の病床機能報告に基づき、「集計内容と地域医療構想の必要病床数の比較等」で、あくまでも「構想達成を推進する方策を協議」します。「関係者は、協議が整った事項について、その実施への協力に努めなければならない」と、合意の上での強制力を暗示しています。

地域の様々な実情、住民の医療要求などが反映

2. 「広島県地域医療構想案」の問題点

今回発表された「構想案」の問題点を、以下5点にまとめました。

第一に、地域住民の思いが置き去りになっていることです。医療を受ける主体である地域住民の声をどのようにして反映させていくのか、その保証の場は設置されていません。県は「調整会議」が住民の意見を受け入れる場と言っていますが、過疎・無医地区の意見の反映の場はありません。

北海道について2番目に無医地区の多い広島県で、住民の意見を無視した医療改編は、地域の崩壊に繋がります。

第二に、国の指針を機械的に導入していくだけでは地域住民の医療要求に応えることはできません。それは結果的に地域の医療崩壊を招く恐れがあります。地域の特性や歴史的な経過で築きあげられた地域の医療を担ってきた開業医と地域住民との関係を安易に崩すことはできません。

第三に、県の「調整会議」では、大病院あるいは地域の基幹病院の意向が重視され、中小病院やとりわけ開業医の小規模病院・有床診療所は軽視されることが危惧されます。そもそも国は公的な責任を放置し、自由開業医制というもとで地域医療を担わしてきた開業医に対して、新たに「機能分化と連携」という名のもとで、国が介入・干渉しようというものです。そして結果的に、再編(改編)と称して国からの医療の統制が図られようとしています。

第四に、慢性期や在宅医療としての受け皿は、主に地域の中小病院あるいは開業医に任せられる構図になっています。しかしこれらの医療機関が十分にその役割を果たせる条件にあるかが問題です。官僚統制したとしても、その役割を地域の医療機関全体で分担し合えるかどうかは、それぞれ様々な問題を抱えており、容易ではありません。

第五に、新たな「専門医制度」は、医師数と偏在、診療科目を統制するものであり、地域医療の崩壊を招く恐れがあります。この問題との連動で考えると、日本の医療の大きな転換期に、すべての医療機関に同じ考え方を共有化させ、強制させるにはかなり無理があると思います。本当にすべての医療機関が、この「構想案」を受け入れることができるのか大きな疑問を感じます。

3. 新たな「地域医療構想」の策定の視点について

この「構想案」は、国の考え方と数値目標を上位下達的にすすめる発想しか見えてきません。しかし大切なことは、「住民の願いに寄り添う地域医療」をめざす医療構想づくりです。新たに策定されるべき「地域医療構想」の視点は、以下の3

点と考えます。

第一に、地域住民の声を重視し、その医療要求を尊重し、応えていく姿勢で県地域医療構想を組み立てることで。

第二に、地域住民と信頼関係を構築している医療機関の役割を理解し、その医療実践を尊重しながら、連携を強化する中で、より効率的な医療を追求することです。

第三に、地域崩壊や地域医療の崩壊を防止し、生活権が保障される観点からの医療改編に取り組むことです。

4. 今後の課題と取り組みのあり方について

これまでの問題点と視点から、以下のような具体的な取り組みをすすめることが求められます。

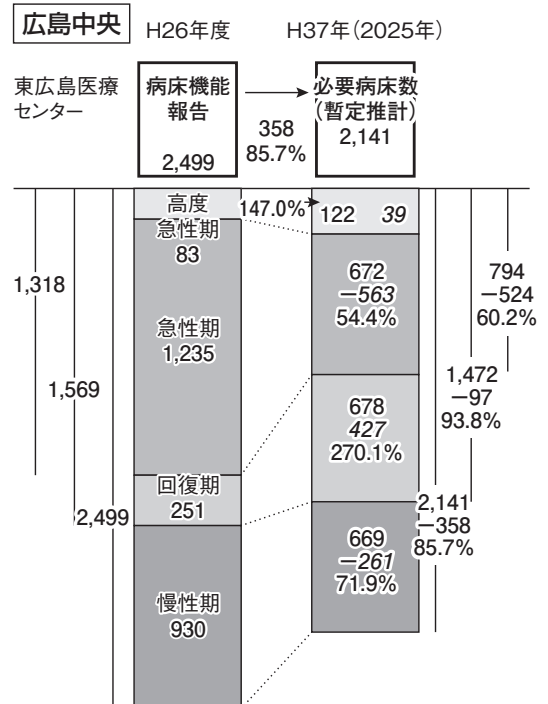
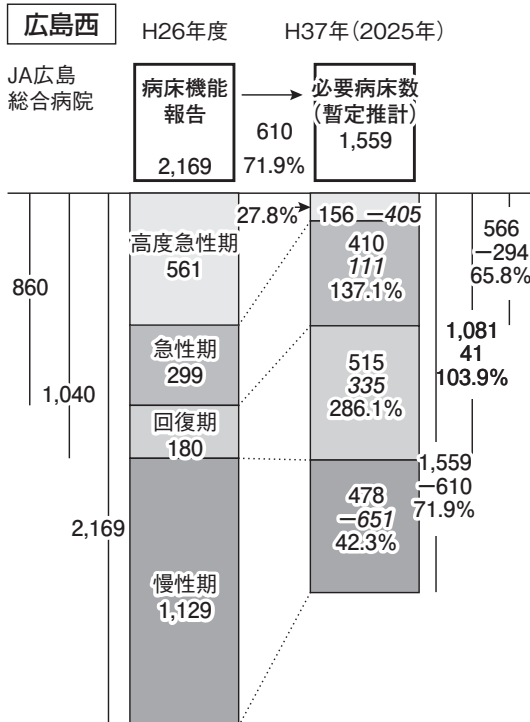
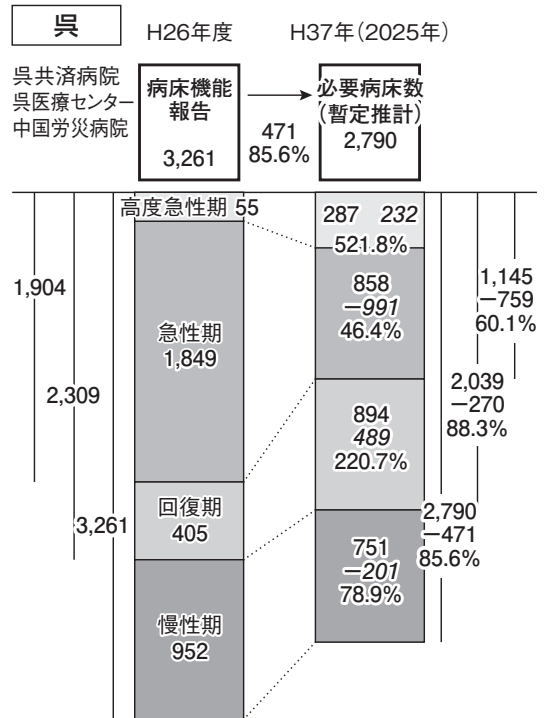
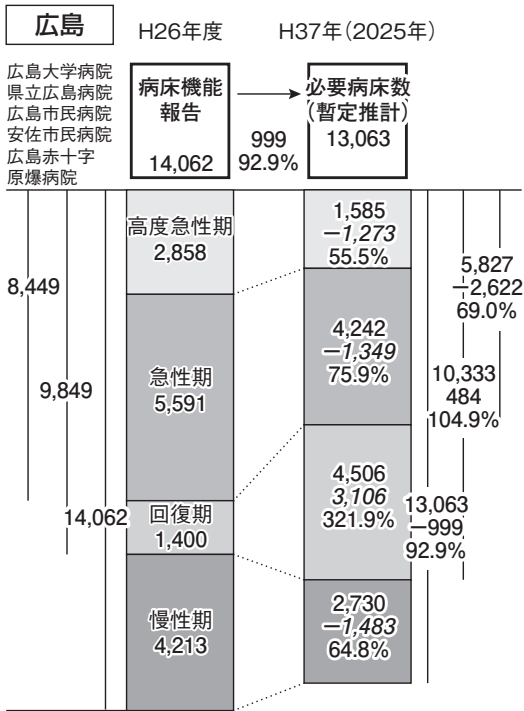
- ①「骨子案」の公表から策定までの期間があまりにも短期間です。素案内容とその問題点を、早急に広範囲な医療関係諸団体あるいは住民諸団体に知られていくことが必要です。とりわけ地方医師会での協議の場を、改めてつくる必要があります。
- ②そして2月中に取り組みされる「パブリックコメント」では、その問題点や将来生じかねない深刻な問題を、県に積極的に訴える必要があります。
- ③「調整会議」の機能や知事権限を明らかにし、住民参加のしくみづくりを提案していくことが求められます。
- ④そして病床削減ありきが前提ではなく、また一方的な病床機能の改編(変更)ではなく、住民本位の地域医療のあり方を、地域住民を含めて深く協議し、住民の願いに寄り添う地域医療づくりをすすめていくことです。

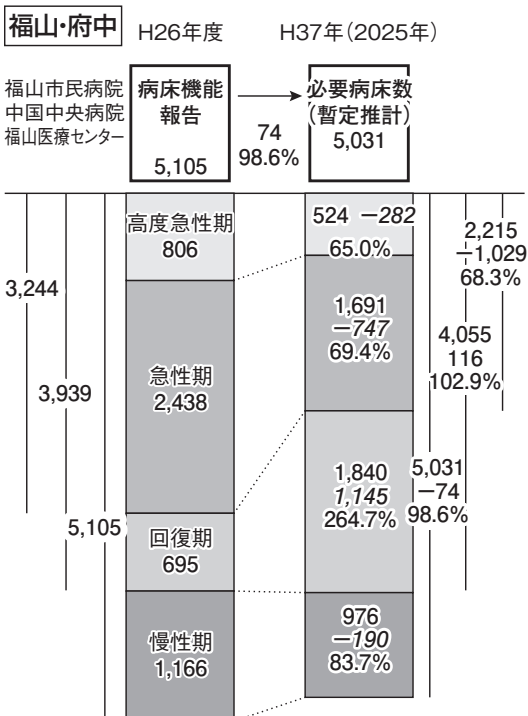
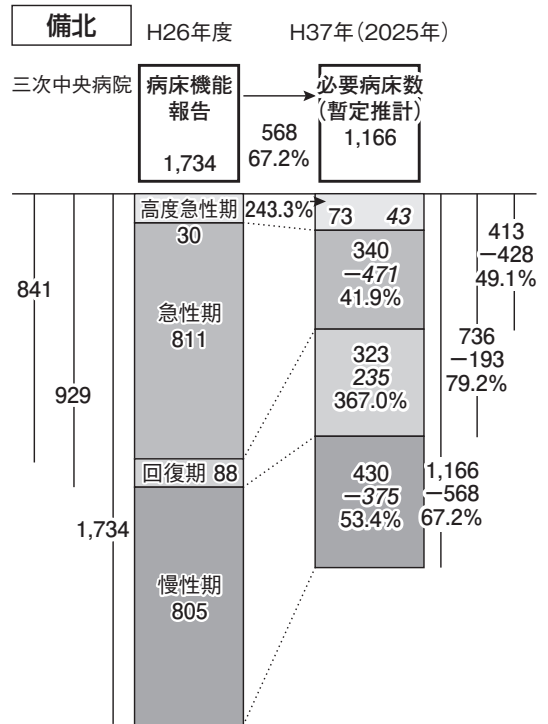
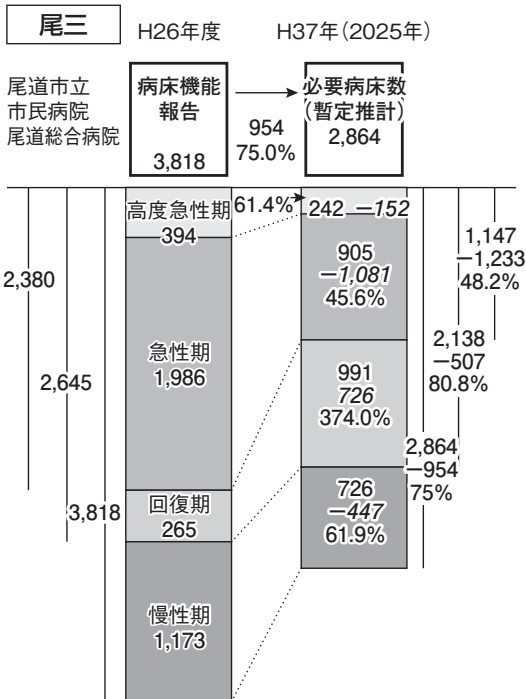
○おわりに

2014年に成立した「医療介護総合確保法」の具体的な提起として、各県で「地域医療構想」が策定されています。各県の民医連をはじめ、社保協などの諸団体は、「地域医療構想」が、「住民の願いに寄り添う地域医療をめざしたもの」になるよ

うに、地域の住民にその実態と問題点を明らかにして、地域から県の行政に働きかける運動にしていけることが大切であると思います。

(ふじわら ひでふみ、広島民医連副会長、広島中央保健生協理事長)





報告書等の発行一覧

詳細はウェブサイトの出版情報をご覧ください

視察報告書、翻訳

タイトル	著者名	発行日	備考
『「スウェーデン・福祉の国づくりを 探るツアー」報告書』	全日本民医連・総研い のちとくらし編	2006年3月1日	全日本民医連・総研 いのちとくらし共催
『「スペイン・ポルトガルの非営利・ 協同取材」報告書』	角頼保雄・坂根利幸・石 塚秀雄他	2006年3月1日	いのちとくらし別冊 No.2
『フランス 非営利・協同の医療機関・ 制度視察報告書』	非営利・協同総合研究 所のちとくらし編	2008年3月31日	全日本民医連・総研 いのちとくらし共催
『キューバ・メキシコ視察報告書—キ ューバ憲法・ポリクリニコ一般規則全 訳付—』	非営利・協同総合研究 所のちとくらし編	2010年2月20日	全日本民医連・総研 いのちとくらし共催
『ドイツの非営利・協同の医療と脱原 発の地域電力事業視察報告書』	非営利・協同総合研究 所のちとくらし編	2013年3月31日	(在庫無、ウェブサ イトでPDF公開)
『イタリアの非営利・協同の医療福祉 と社会サービスの視察報告書』	非営利・協同総合研究 所のちとくらし編	2014年6月14日	
『イギリスの医療・介護と社会的企業 視察報告書』	非営利・協同総合研究 所のちとくらし編	2016年6月15日	総研いのちとくらし ・全日本民医連・保 健医療研究所共催
『スペイン社会的経済概括報告書 (2000年)』(翻訳)	J.バレア、J.L.モンソ ン著 佐藤誠・石塚秀 雄訳	2005年4月15日	いのちとくらし別冊 No.1

ワーキンググループ報告書、ワーキングペーパー

タイトル	著者名	発行日	備考
『公私病院経営の分析—「小泉医療制 度構造改革」に抗し、医療の公共性を まもるために—』	医療経営比較ワーキン ググループ	2006年3月1日	ワーキンググループ 報告書 No.1
『地域の医療供給と公益性—自治体病 院の経営と役割』	地域医療再編と自治体 病院ワーキンググルー プ	2015年4月30日	ワーキンググループ 報告書
『Red Store、Yellow Store、Blue Store and Green Store:The Rochdale Pioneers and their Rivals in the late Nineteenth Century』	Takashi SUGIMOTO (杉本貴志)	2006年11月8日	ワーキングペーパー No.1
『友愛社会とは何か—ヨーロッパから 学ぶ社会像』	富沢賢治	2010年3月1日	ワーキングペーパー No.2
『地域医療と自治体病院をめぐる住民 運動』2013/09 第一報	八田英之	2013年10月15日	ワーキングペーパー No.3
『東日本大震災からの復旧・復興事業 の取り組みと課題に関する研究—気仙 沼市の復興状況を事例として—』	小磯明	2015年3月31日	ワーキングペーパー No.4
『TPP・共済問題研究会報告要旨集 TPPと共済規制問題』	中川雄一郎	2016年8月31日	ワーキングペーパー No.5

日本の皆保険制度を支えてきた開業保険医

垣田 さち子

1. 日本の医療制度に対する評価

日本の医療制度が、国民皆保険制度で全ての国民に平等に医療提供を行う優れた制度として、世界の注目を浴びている。

2000年にWHOが“World Health Report”を発表し、健康達成度総合評価で日本の医療制度は世界一とお墨付きをもらった。16年前のデータではあるが、この後に同様の調査はなく、このランキングが今もいきている。

この評価の基準となった項目は、①健康寿命、②健康寿命の地域格差、③患者の自主決定権や治療への満足度などの達成具合、④地域や人種などによる患者対応の差別の程度、⑤医療費負担の公平、である。今、上記5項目で再調査が行われたとしても、おそらく日本が最も良い結果を得られるのではないだろうか。

2011年にはアメリカの雑誌 Newsweek が、世界の成長力・幸福度ランキング・健康部門で、世界191ヶ国中日本を第1位に選んだ。

同じ年に、イギリスの医学雑誌 THE LANCET が日本特集号「国民皆保険達成から50年」を出した。さまざまな角度から分析、論評を加え、50年も前に皆保険を達成し、高品質低コスト医療で高い平均余命を誇り、これから高齢化社会を迎える世界の高齢化先進国の医療提供のお手本になると論じた。

2. 医療の指標としての平均寿命

2015年の日本人の平均寿命は男性が80.79歳、女性が87.05歳で、いずれも過去最高を更新した。戦後間もない1947年には男性が50.06歳、女性が53.96歳だったのと比べて、その後70年の間に30歳以上も寿命が伸びた。

この要因として以下の点が指摘されている。

1) 高度経済成長を成し遂げ経済大国となり国民

生活にゆとりができた

2) 和・洋・中華・エスニック料理など多彩な食生活（グルメの国）

3) 清潔志向の国民性（毎日の入浴習慣、土足厳禁の住まい方、公園などの公共施設まで温水洗浄器付きトイレが設置 etc.）

4) 世界一の識字率を誇る教育水準の高さから常に健康を意識して暮らす生活スタイルが定着している（ラジオ体操、乾布摩擦、減塩運動等ダイエット etc.）

5) 高齢者就労率の高さに見られる高齢者を排除しない社会の在り方

そして、何より強調すべきは、世界一の医療制度を持ち、戦争で人が死ぬことのない平和な国を作り上げてきたことだろう。

3. なぜ世界一の医療制度といえるのか

医療の良否を論じる際に用いられる3つの指標、医療の質、医療へのアクセス、医療費は、日本では次のような特徴を持ち、それぞれ高い評価を受けている。

1) 世界一の平均寿命と健康寿命が日本の医療の良さを示している。この結果を生み出す乳児死亡率の低さは、2015年は1.9（対1000人比）死亡数1,916人で、1955年に39.8、死亡数6万8,801人もあったのと比較すると、格段の違いが分かる。生活水準が上がって環境が整ったことが主な要因であろうが、日本の周産期医療の進歩、普及が大きく貢献しているのは間違いない。

癌をはじめとする各種疾病の生存率の高さなど（大腸癌5年生存率はOECD中トップ）、日本の医療の質を示す指標は多い。

CT、MRIなど先進医療機器の普及率も医療提供体制の充実度を表している。

2) 医療へのアクセスは、1961年に国民皆保険制

度を達成し、国民は保険証を提示すれば「いつでも、どこでも、誰でも」自分の選択した医療機関を受診できるアクセス権が保障されている。

3) 日本の医療費は、一人当たり総保健医療支出、そのGDPに占める割合のいずれもOECD平均より低い。医療費については世界的な課題でありコストパフォーマンスの観点からも様々に論じられている。日本の国家予算に占める医療費の割合が高くないことは明らかで、にもかかわらず、医療実績が高い評価を受けていることは世界の注目を集めている。

4. 日本の医療の質を支える開業保険医

1) 開業保険医が誕生から看取りまでを診る“かかりつけ医”“家庭医”機能を果たしていることが、日本の医療の質を担保している。開業医の多くは職住一体の形態をとり、同じその地域の環境の中で生活を共にし、日常的に病気やけがの治療を行い、自然にメンタルも含めた健康相談機能を果たしている（時には人生相談まで）。長いスパンで患者さんと付き合うことになるので、顔を診ただけに必要な検査の要不要を判断できたり、経験的にその人特有の薬の効き方などの把握ができているので、無駄のない的確な治療が可能である。患者さんの懐具合も分かるようになるので、経済状況を推し量ってできるだけ負担の少ない診療計画を立てることも可能になる。結果として、コストパフォーマンスの良い医療提供を行っている。

2) ライフステージ毎に網羅されている公的健診制度があり、誰もが低い費用で健診を受けることが可能である。

- ①誕生時：母子手帳を交付、産婦人科で誕生
- ②乳・幼児期：定期乳幼児検診、公費予防接種制度（定期・任意）
- ③学童期：学校健診（内科、眼科、耳鼻科、歯科等）
- ④青年期：青年期健康診査（18～39歳）
骨粗相症予防健康診査（18～70歳）
- ⑤成人期：職域健診、特定健診、人間ドッグ、
がん検診（胃、大腸、肺、前立腺、
乳房、子宮）

妊婦検診

- ⑥老年期：74歳までは特定健診、75歳以上は健康診査

これらの健診、検診を担うのは地域の開業医である。各種がん健診委員会の委員は地区医師会から派遣しているし、地域の特定健診の担当医、保健センター協力医、園医、学校医、産業医など、忙しい日常診療の合間を縫って地域の保健活動を当たり前のこととして行っている。

3) 障害者福祉制度、介護保険制度など多くの保健福祉制度があり、制度認定のための審査等を担当するのも地域の開業医である。

4) 小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科などの単科専門医が充実した設備を揃えて地域で開業しているの、大学病院などの大病院に行かなくても、近くで手軽に高機能な診療がいつでも受けられる。

5) 保健センターの相談医や警察医、監察医など行政機関と連携し、公衆衛生の向上を図るべく協力を惜しまないのも地域の開業医である。

5. 日本の医療のフリーアクセス

1) 受診回数の多い日本

「OECD Health Statistics 2013」による2011年の調査では、日本の年間外来受診回数は13.1回で韓国に次いで多い。オランダ6回、スウェーデンは3回だ。後期高齢者では、日本は45回となり極めて多い。

国際比較調査グループ ISSP (International Social Survey Program) 報告によると1年間の受診率は31ヶ国中最多である。この受診率の高さを「人々は、必要以上に利用している」と回答した日本人は54%で、スイス80%、フランス71%と比べても低いぐらいである。日本の受診率は高いが、医療を必要以上に利用しているという意識は高くないのである。

治療を受けられなかった理由として「医療費が支払えなかった」「自宅周辺で治療を受けられなかった」との回答が日本で4%あり、「順番待ちが多かった」はノルウェー、スウェーデン、フィンランドで約15%あるが、「仕事や用事で治療を受けられなかった」という答えが日本で21%あり、

若年層に絞ってみると41%と世界に抜きん出て多い結果となっている。

日本では皆保険制度による負担の低さとアクセスの良さで、医療へのアプローチが保障されているとはいえ、特に若年層で長時間労働に追われる余裕のない生活実態が、医療へのアプローチを阻害していることが分かる。

2) 日本の医療では自覚症状のない受診が可能

「平成25年我が国の保健統計1-19自覚症状(平成23年厚労省受療行動調査)」によると、外来患者の約4分の1が、受診時に「自覚症状なし」。

自覚症状なし受診の理由としては「健康診断(人間ドッグを含む)で指摘された」37.1%、「他の医療機関で勧められた」20.0%と答え、胃癌の49.9%、肺癌の54.9%、前立腺癌の53.8%が自覚症状なしで受診して診断に至っている。

検診結果から自覚症状がなくても受診し、精密検査を受けて早期診断を得、早期治療が始められる医療へのアプローチの良さは特別だ。その背景には患者さんの相談にのり、治療計画を示して後方医療機関と連携しながら闘病を支える地域の開業医の存在がある。

6. 日本の開業医医療の特徴

1) 自由開業制

日本の医師は、保険医登録すれば、いつでもどこでも保険診療ができる。医師は、生涯設計を立てて開業する地域を選び、自己責任で資金を調達し、自分の理想とする医療提供施設を開設し、専門職としての能力を発揮して医療を提供し、社会に貢献しようとする。より良い自己実現を達成するためには、より多くの受診患者さんを得て、より多くの症例を集め、診療を行うなかで学びながら能力を磨き、より成果を上げたいと願っている。そして、個々の患者さんの様々な要求に答えられる能力を常に磨いて自己研鑽を怠らない。自分の行った診療に対して不満な患者さんは受診しなくなるが、再受診してくれる患者さんは自分を信頼してきてくれるので有り難いし、大切に精一杯良い診療を行い期待に応えようと努力する。自分の培った力で診療し、患者さんに喜んでもらえるのが何よりうれしい。

自分の患者さんの健康と幸せを常に願う医師が地域で医療を提供しているので、患者さんの健康と幸せを阻害する医療の課題、地域の課題、国の課題には、敏感に反応し取り組まざるを得ない。医療は、国の社会保障政策の根幹であり、医療制度を守り発展させる課題はまさしく政治の課題である。ここに保険医運動の原点がある。

2) 皆保険制度・現物給付、出来高払い制

日本の開業医は、国民皆保険制度の保険医として、受療権を持つ被保険者である全ての患者さんの医療要求に応えるべき責任を自覚している。規定の保険診療を提供すれば(現物給付)、診療報酬は保障されている(出来高払い制)。保険診療として認められている範囲内という縛りはあっても、提供する医療を自分で選べる裁量権が保障されているので、個々の患者さんに最もふさわしいと判断した医療を提供できる自由がある。そのため、自分の提供する医療が保険診療としても妥当であるかの確認を怠らない。医療行政の一翼を担う立場を自覚し、専門職として最新の医療情報を更新しながら、国の医療提供体制のあり方・方向性にも常に目を光らせ医療に従事している。

3) 皆保険制度の担い手としての日本の開業医

日本の皆保険制度は、保険診療の有り難さを自覚する保険医が患者さんと共にさまざまな医療要求運動を闘いながら制度を守り発展させてきた歴史を持つ。

かつて、保険で認められる診療が限定されていた頃には「制限診療撤廃運動」が中心であった。京都では、国民皆保険が成立した1961年、保険診療を充実させるために全てのレセプト(診療報酬請求書)を100点(1点単価が10円)以上にしようと「3桁の会」が結成され、保険でまともな医療が提供できるように運動が組織された。今も、2年毎の改定の度に複雑さを増している制度運用の中で、実際の診療現場でしか分からないさまざまな齟齬に対して、「不合理保険点数改善運動」が取り組まれ、細かい地道な努力が重ねられている。

患者さんの医療要求に応じて自分の診療内容を向上させるためには、保険で提供できる診療内容を高め保険制度の更なる充実を目指す運動へと向かわざるを得ない。

7. 新専門医制度と総合診療専門医

2017年度からのスタートが決まっていた新専門医制度に対して、反対論が噴出し実施が1年延長された。懸念された「地域医療への配慮」を第一の改定ポイントにして実施に向けた議論が進められているようである。

京都府保険医協会は、医師養成課程を変更することは、日本の医療制度自体が大きく変えられていく可能性が極めて高いにもかかわらず、現場からの意見が全く届かない枠組みでの議論に終始していることに異議を申し立てた。2年間の初期臨床研修を終えた医師は、内科、外科、小児科、産婦人科などの19領域の専門コースを選択し、さらに3年間の研修を受けねばならない。3年後の2021年からは、日本の医師はほとんど何らかの専門医になる訳である。

地域の開業医のような「何でも診てくれるお医者さん」は総合診療専門医が取って代わるのかどうか。人によってこの新領域のイメージもバラバラである。議論の途中からは、医師偏在問題に中心論点が変わったりし混迷を極めた。

指摘しておきたいのは、この新制度によって、医師の動向は全て掌握され管理下におかれるのは間違いない。地域偏在、専攻科偏在、施設間偏在など医師の偏在解消が喫緊の課題になっている時、何より大切な専門職の自由度がどこまで守れるだろうか。

8. 開業医医療の復権を目指して

国民皆保険制度を定め、国家が管理する保険診療である以上、公的に運営されるのが本来の姿であろうが、日本では医療提供は民間に任せられ、低医療費政策の下、医療者の献身的な努力の積み重ねで持ちこたえてきた。

経営者でもある医師が、患者さんの求めに敏感に反応して、制度のコスト管理も請け負いながら医療提供を行っているので、結果として低い医療費で良い医療を提供することができている。

超少子高齢社会となり、今までのような地域の普通の生活が成り立ちにくくなっている社会の中で、「地域包括ケアシステムの要」として開業医にかかる期待は増しているようであるが、実態に即した議論からはほど遠い。

今の日本の医療の何が良くて、何が足りないのか。医師養成の新しい方向が模索されている時に、医療現場から生の声を届けて積極的に議論に参加していきたい。

追記

全国保険医団体連合会（以下、保団連）の医療研究フォーラムが、2016年秋の京都で開かれ、京都府保険医協会が主務地として運営を担った。本稿は準備段階で議論してきた内容をまとめたものである。

主催は保団連だが、開催テーマ、2日に渡るプログラム内容の構成、学術集会としての研究発表の形式決定、案内・募集、応募演題の査読、振り分けと仕事が多々あり、開業医が中心の保険医協会の役員は、学会発表では応募する側にいる人がほとんどで、久しぶりの運営側の仕事というので、若かりし頃を思い出しつつ新鮮な気分で参加することができた。本職の診療業務で忙しい理事達を支え全ての煩雑な業務をこなされた事務局の皆さん、ご苦労様でした。

日頃から「日本の皆保険医療を守り発展させるために」運動を続ける医師達と、その生き方に共鳴して事務局員となった人々が力を合わせて仕事をしている保険医協会という組織の値打ちを改めて確認する良い機会になった。京都だけでなく、近畿の各協会が当初から実行委員会を組織し、役員、事務局を派遣して会議を重ね、運営に参加されたことが本大会成功の大きな要因となった。集団の力の素晴らしさを、関わった全ての人が胸に刻んだことと思う。

参加者、650人、演題発表者150人、北海道から沖縄まで一県を除き全都道府県からご参加いただき、皆様、本当にありがとうございました。

（かきた さちこ、京都府保険医協会理事長）

オランダ社会が目指す新たな働き方

久保 隆光

はじめに

グローバル化によって資源の最適化が行われている。これにより市場が拡大し需要が喚起される一方で、市場経済の効率化のために競争が日々繰り返され、コスト削減のもと多くの仕事が低賃金労働化されている。日本においても昨年、非正規労働の割合は4割を越えた。それに加えパートタイム労働の基幹化が進んでいる。それにも関わらず、正規労働との処遇格差は温存され、その帰結として社会格差はますます拡大している。

こうした不安定雇用である非正規労働の増加の一方で、職が保障されている正規労働も転勤や残業など拘束性が高く、また人件費削減によって労働力が厳選され過重労働による労働強化が進んでいる。正規雇用もその働き方そのものが問われている。

この日本と対極にあるのがオランダである。たとえば、OECD（2013年）によれば一人当たりの平均年間実労働時間数は、日本が1746時間であるがオランダは1328時間である。また週49時間以上働く労働者の比率は、日本が21.6%、男性に限定すれば30.5%であるが、オランダは8.6%、男性は13.6%である。オランダの週平均労働時間は約28時間である。仕事に埋没し長時間働くのではなく、ゆとりある働き方、暮らし方を追求している。オランダでは、不安定雇用と言われているパートタイム労働を積極的に選択しワーク・ライフ・バランス（WLB）を推進している。ワークを優先

しライフを置き去りにし、生活のすべてが仕事に支配されているきらいのある日本とは異なる社会の構築を目指している。

では、なぜパートタイム労働を活用した働き方によってワーク・ライフ・バランスが遂行できるのか？どのような取り組みがオランダ特有の働き方を構築させたのか？オランダのワーク・ライフ・バランス政策の意義はどこにあるのか？それらの背景を法律の枠組みから概観する。そして、オランダ統計局（CBS）のデータからオランダの労働者が働く上で重要視している要素を抽出し、オランダ社会が目指す新たな働き方を検討する。

1. 労働時間の柔軟化

オランダのワーク・ライフ・バランスの第一のポイントは、労働時間の調整が可能なことである。労働時間の柔軟化を可能にさせている最大の基軸が、1999年に成立した労働時間調整法¹である。同法では「労働者が、職務において労働時間の増減を開始しようとする日の直前に、少なくとも1年間、現在の使用者の下で働く場合には、労働者は、労働契約又は公法上の任命に基づく労働時間の増減を使用者に請求できる²」と法規している。つまり、労働時間の増減に関する権利を労働者自身に委ねる法律である。

労働時間調整法の最大の意義は、労働時間編成の権利を労働者が獲得したことである。つまり、「いつ」そして「どれだけ」働くか、始業時間、

1 労働時間調整法の詳細については、以下を参照していただきたい。

井田敦彦「オランダにおけるワークシェアリング」『外国における立法』211号、国立国会図書館、2000年。

大和田敢太「オランダの労働時間法規制改革におけるフレキシキュリティー理念と平等原則」『日本労働研究雑誌』590号、2009年。

2 井田敦彦、同上書、55頁。

終業時間および労働時間数の設定にかかわる労働時間編成の裁量権を、労働者が得たことを意味する。労働時間の柔軟化を図ることで、労働者が自己都合に合わせ「いつでも」働ける環境を法的に整備している。

そして、「いつでも」働けるとは、逆にいえば「いつでも」家庭生活のために時間を設けることができることである。労働時間の調整を通じてワーク・ライフ・バランスのジェンダー・バランスの是正を図ろうとしている。つまり、男性を中心に労働時間の長い労働者は、労働時間を「短縮」し家庭生活に回帰させ、逆に、女性を中心に労働時間の短い労働者は、労働時間を「延長」し就労機会を拡大させ、男女間のバランスの均衡を図ろうとしている。これらの含意が、労働時間の「短縮」と「延長」の2つの意味を集約した「調整」という言葉に表れている。

また、労働時間の柔軟化を促進させたほかの法律に、2001年の「労働とケア」法がある。この法律は、出産休暇、育児休暇、父親休暇、短期介護休暇、臨時休暇、養子縁組休暇、多生児のための追加的育児休暇、休暇貯蓄、休暇の執行期間の延長の休暇条項³から成り、労働とケアの両立を目的とした法律である。厳密に言えば、労働時間調整法が労働時間の柔軟化であったのに対し、「労働とケア」法は、休日取得の多様化といえよう。「労働とケア」法によって、ワーク・ライフ・バランスのための法的環境整備がさらに進展した。

以上のことから、労働時間調整法ならびに「労働とケア」法は、労働時間の柔軟化のための法的根拠となり、ワーク・ライフ・バランスのため自己都合に合わせ「いつでも」働ける環境、多様な働き方を推進する基盤を整えた。

2. 就業形態の多様化

オランダのワーク・ライフ・バランスの第二のポイントは、就業形態の多様化を図り「どんな」働き方でも、安定して働くことができるように法的環境を整備していることである。それには、労働時間差別禁止法と「柔軟と保障」法の2つの法律が関連している。

1996年に成立した労働時間差別禁止法は「使用者は、差別が客観的に正当化されている場合を除き、そのもとに労働契約が締結され、継続し、および終了する労働条件において、労働時間の違いを理由として、労働者間に差別を設けてはならない⁴」と定めた。つまり、労働時間数の違いによる労働者間の待遇格差を禁止し、フルタイム労働、パートタイム労働に関わらず、同一価値労働・同一賃金の徹底を法規している。これにより、法定労働時間週36時間を境界としていたフルタイム労働とパートタイム労働の待遇格差は是正され、パートタイム労働も正規労働となった。また、同一価値労働・同一賃金だけではなく、時間比例により各種の社会保障、福利厚生、ボーナス等も適用され、均等待遇がパートタイム労働にも履行されるようになった。

そして、就業形態の多様化をさらに加速させたのが1999年の「柔軟と保障」法である。この「柔軟と保障」法は、労働力の柔軟化と雇用契約の保障化を図った2つの側面があるが、紙幅の関係上、本論の主眼である雇用契約の柔軟化にのみ焦点を絞る⁵。その雇用契約の保障化とは、派遣労働、有期雇用、オン・コール労働の不安定労働の要素であった雇用契約を厳正化し、安定した雇用保障を図ったことである。

これまでの派遣労働では、派遣労働業者を使用者とみなすかどうか不明瞭であった。そこで同法では、派遣労働契約は「使用者の職業あるいは事

3 詳細については、以下を参照していただきたい。

厚生労働省『世界の厚生労働2004』TKC 出版、2004年、63-64頁。

4 井田敦彦、前掲書、57頁。

5 「柔軟と保障」法の労働力の柔軟化(解雇規制の緩和)については以下を参照していただきたい。

大和田敢太「オランダにおける労働市場の規制緩和と労働者の保護『柔軟と保障法(1999年1月1日法)の紹介』『彦根論叢』第313号、滋賀大学経済会、2001年。

業の遂行の枠内において、労働者が、第三者によって使用者に認められた業務の遂行によって、第三者の監督および指揮のもとで、労働を遂行するために、使用者によって、第三者に委ねる契約である⁶⁾と法規した。また、雇用契約を繰り返して不安定な地位を助長させていた連鎖契約を防止するため、26週を越える派遣労働契約は有期労働契約の定めのない労働契約への転換が適用され常用雇用に転換されることを図り、同時に26週を越える場合の即時解雇の無効と解雇予告期間の設定を定め、派遣労働の雇用契約の保障化を図った。

また有期雇用においても、連鎖契約を防止するために「同一当事者間において、期間の定めのある労働契約者が、36ヶ月以上にわたって、最大3ヶ月の間隔を置いて、繰り返した時から、最終の労働契約が、その時点から、期間の定めのないものとして、発効したとみなされる⁷⁾」と契約期間を制限すると同時に「同一の当事者間において、3回を越えて期間の定めのある労働契約が、3ヶ月を越えない間隔において、繰り返した時から、最終の労働契約が、期間の定めのないものとして、発効させる⁸⁾」と更新回数を制限し常用雇用への道をひらき、有期雇用の雇用契約の保障化を図った。

オン・コール労働においても、労働者ではなく独立自営業者とみなしその地位を不安定化させていた雇用契約を「他人の利益のために、連続する3ヶ月の間、毎週、あるいは月に20時間を下回らない時間、他人から報酬を受け、労働を遂行するものは、労働契約に服する労働を遂行するものとみなされる⁹⁾」と法規した。また「労働契約が少なくとも3ヶ月存続する場合には、契約された労働時間数は、どの月でも、直前の3ヶ月の月平均労働時間数に等しいものとみなされる¹⁰⁾」と労働

時間の算定基準を定め、「週当たり15時間以下の労働時間が約定され、そして、労働が遂行されなければならない時間帯が特定されていない場合には、労働者が労働で遂行した時間数が3時間以下の場合の各期間中について、労働者は3時間の労働を遂行したならば得たであろう賃金の権利を有する¹¹⁾」と1コールでも最低3時間分の賃金支払いの義務を命じている。

「柔軟と保障」法の意義は、非正規労働の不安定化要素を是正しながらも「柔軟性を放棄せずに非標準労働を標準化する¹²⁾」ことを図ったことである。コスト削減のために正規労働を柔軟化するのではなく、また不安定で非標準的な働き方である非正規労働を標準的な働き方にするのではなく、逆に非正規労働を標準的な働き方である正規労働に転化させるため待遇を是正している。標準的な働き方である正規労働へ道をひらき、正規労働への集約化を図る法律である。

したがって、労働時間差別禁止法により均等待遇を敷き、「柔軟と保障」法により非正規労働の雇用契約の保障、待遇の改善を法文化し、どのような雇用契約でも安定した働き方ができるように取り組んでいる。つまりそれは、「どんな働き方」でも可能な社会の構築を試みているといえよう。

3. 勤務場所の多様化

オランダにおけるワーク・ライフ・バランスの第三のポイントは、勤務場所の柔軟化を図り「どこでも」働くことができるように環境を整備していることである。それが、在宅勤務とICTを活用したテレワークである。オランダにおける在宅勤務とは、少なくとも週1時間以上自宅で働くことであり、残業時間はこれに含まれないと定義さ

6 大和田敢太、同上書、258頁。

7 大和田敢太、同上書、257頁。

8 大和田敢太、同上書、257頁。

9 大和田敢太、同上書、254-255頁。

10 大和田敢太、同上書、254-255頁。

11 大和田敢太、同上書、254-255頁。

12 中野聡「EUのフレキシキュリティ政策」社会政策学会誌『社会政策』第3巻第2号、ミネルヴァ書房、2011年、54頁。

れている。この在宅勤務やテレワークに関しては、これまでのように関連法案を制定し、促進させているわけではない。2003年の中央の労使の政策諮問機関である労働財団によって「テレワークに関する勧告」、また2009年の「移動可能性とテレワーク勧告」が出され、労働協約により個別企業の取り組みによって行われている¹³。とりわけ、「テレワークに関する勧告」のなかで、労働者のテレワークのメリットとして「①就業場所と働く時間帯の選択の自由度が高まることで、個人の事情に合わせて働きやすくなるため、仕事の満足度が高まること、②WLBが取りやすくなること、③仕事を以前よりも効率的に計画し、集中して行うことができるので、生産性が向上すること¹⁴」などを列挙し、テレワークによる労働時間、勤務場所の柔軟化がワーク・ライフ・バランス（WLB）に寄与することを指摘している。

2012年のオランダ統計局CBS調査によれば、オランダでテレワークをしている労働者は約33%、また、少なくとも労働者を10人以上雇っている企業でテレワーカーを雇っている企業は、約25%（2004年）から約60%（2012年）に倍以上に増加している。在宅勤務時間も、週5.5時間（2005年）から週6.2時間（2010年）へと若干の増加が見られる。また、男性の約30%、女性の約25%、また25歳以上の労働者の約30%が在宅勤務をしている。在宅勤務、テレワークの導入が企業で進み、これらの制度を利用する労働者も増えている。勤務場所の柔軟化を図ることで、「どこでも」働くことができる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを図ろうとしている。

4. 「いつでも」「どこでも」「どんな」働き方¹⁵でもできる社会の構築を目指して

オランダにおけるワーク・ライフ・バランスを構成している要素は、上述したように労働時間、勤務場所、就業形態の柔軟化、多様化である。つまり換言すれば、労働時間の柔軟化とは「いつでも」働くことができる環境、また勤務場所の柔軟化とは「どこでも」働くことができる環境、そして就業形態の柔軟化とは「どんな働き方でも」働くことができる環境のことである。これらを集約すれば、「いつでも」「どこでも」「どんな働き方でも」できる社会の構築をオランダは目指している。

こうした背景には、オランダの労働市場では職の保障ではなく雇用の保障があるからである。つまり、同一企業において長期に職が維持され解雇から保護されている職の保障ではなく、就労継続や労働移動によって同一企業にかかわらず労働市場に留まることができる雇用の保障が担保されているからである。その要素が、労働時間差別禁止法による均等待遇であり、「柔軟と保障」法による雇用契約の保障であり、また労働時間調整法による柔軟な労働時間調整である。パートタイム労働のように労働時間調整が可能でありかつ短時間勤務でも正規雇用が均等待遇によって確保されているから就労継続が可能であり、派遣労働のような非正規労働でも雇用契約の不安要素が是正され安定した雇用が確保されているから労働移動が可能である。

「オランダの場合は、出産などのライフイベントを機に就労時間を減らしたいと考えても、雇用期間の定めのないフルタイム正社員から有期雇用のパートタイム労働への転換、つまり正規から非

13 権丈英子「オランダにおけるワーク・ライフ・バランス」RIETI Discussion Paper Series 11-J-030、独立行政法人経済産業研究所、2011年、22-25頁 参照。

14 同上書、24頁。

15 中谷文美『オランダ流ワーク・ライフ・バランス』世界思想社、2015年、192頁において、中谷は、de Volksrant紙とNRC Handelsbad紙、2010/12/28を参照に、「オランダに特徴的な部分があるとすれば、それは『新しい働き方』というコンセプトの枠内でも、働き手が「いつ、どこで、どのように働くか」を決められるという選択の自由が重視されている点であろう。……(de Volksrant紙、2009/7/7：NRC Handelsbad紙、2010/12/28)」と記載している。

正規への身分転換を迫られるわけではない。パートタイム王者と自ら呼ぶオランダ人の働き方を論じるときには、まさにこの点が要となる¹⁶。身分転換すなわち処遇格差を伴うフルタイム労働とパートタイム労働の二重労働市場間の労働移動ではなく、労働時間数による待遇格差を気にすることなく、均等待遇つまり正規労働化された同一労働市場での労働移動が実現できるようになった。労働時間数を気にすることなく「いつ」、「どれだけ」働くか、処遇格差を気にすることなくフルタイム労働、パートタイム労働のどちらでも選択でき「どのような働き方」をするのか、そして在宅勤務、テレワークの拡大によって「どこで」働くのか、その選択肢と裁量の余地が広がっている。

そして、その労働者の選択肢の広がりや裁量権の拡大は、雇われて働く者のこれまでの働き方の在り様を変えるひとつの転換点であるともみることができる。つまり、労働時間や勤務場所に関して、これまでの画一的、集団的管理から、自己都合に合わせた個別対応が行われるようになった。労働時間や勤務場所の個人化が可能になっている。そして、フルタイム労働だけが唯一の働き方ではない。多様な働き方が提示されている。「パートタイム労働がこれほどまでに普及した結果、オランダ

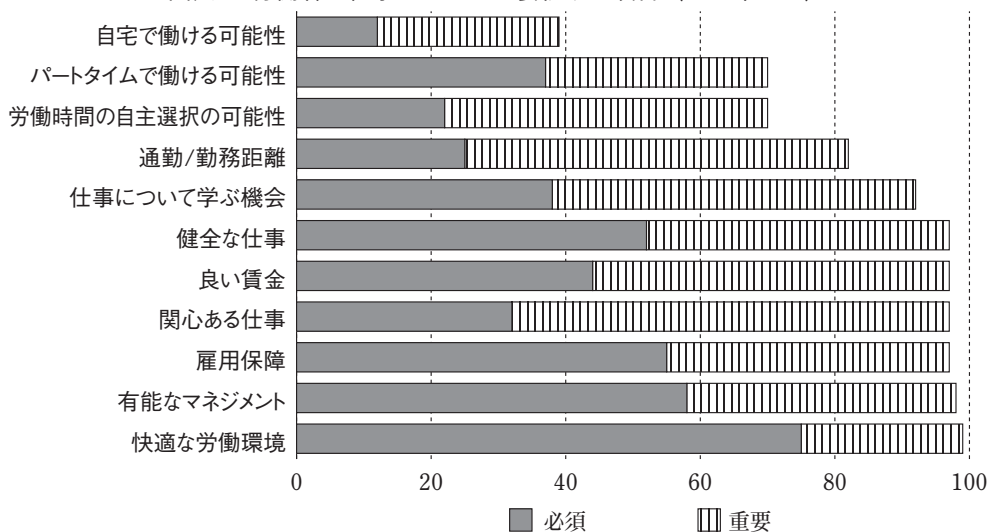
社会は経済だけではなく、人々の生活の隅々にいたるさまざまな側面において一たとえば日本社会のフルタイムの常用雇用のみを標準的働き方として、パートタイム労働を周知的・補助的働き方とする社会とは異なる—大きな特徴が見られる¹⁷。

オランダのワーク・ライフ・バランス政策が示していることは、新しい働き方の在り様である。雇われて働きながらも、より主体的な働き方ができる社会への前進である。管理された働き方から自律した働き方への転換である。「いつ」、「どれだけ」、「どこで」、「どんな働き方」をするのか、自主裁量に委ねられている。自らの働き方を決定できる社会を目指している。つまり、オランダにおけるワーク・ライフ・バランスの追及とは、「いつでも」「どこでも」「どんな」働き方でもできる社会の構築であり、それは雇われて働く者の主体的かつ自律的な働き方を創造することでもある。

5. オランダの現状

そして、労働者が「いつでも」「どこでも」「どんな働き方でも」できる社会を望んでいることがオランダ統計局CBSのデータからもわかる。図表1は、オランダの「労働者が仕事について重要

図表1 労働者が仕事について重要視する項目（2012年：％）



(出典) CBS / TNO (2012年)

16 同上書、43頁。

17 権丈英子「パートタイム社会」『社会政策における福祉と就労』社会政策学会学会誌16号、20026年、104頁。

視する項目」について調査したものである。この調査において非常に興味深いのが、質問項目自体である。日本と共通する項目もあるが、「やりがい」、「仕事の満足度」など日本で見られる項目はなく、「自宅で仕事をする機会」、「パートタイムで働ける可能性」、「労働時間の自主選択の可能性」の項目が存在する。非常に特徴的な項目である。これらの項目が、すでに社会的に認知され、定着し始めていることの証拠である。こうした働き方の選択肢やまたその機会があることの裏返しである。

図表1によれば、まず「自宅で仕事をする機会」は、「必須」と「重要」併せて計が約40%に達していることから、在宅勤務、テレワークを重要視していることがわかる。また、「通勤／勤務距離」の項目の値の高さも合わせて考慮すれば、自宅から近い勤務場所を重要視していることがわかる。つぎに、「パートタイムで働ける可能性」は、「必須」と「重視」が併せて計約70%近くが重要視している。この値の高さからすれば、フルタイム労働で働くことがオランダでは唯一の働き方として絶対視されていないことがわかる。むしろ、パートタイム労働で働くことが一般的である。オランダでは、積極的にパートタイム労働を選択し、定着していることが伺える。

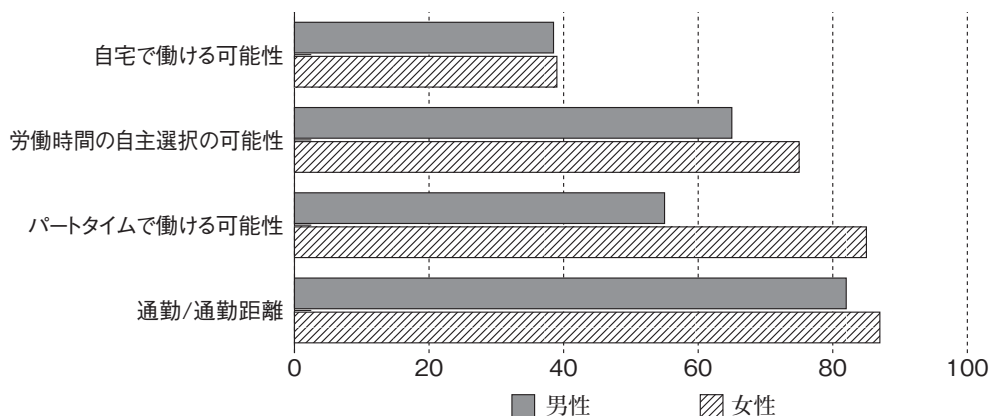
そして「パートタイムで働ける可能性」とは、

労働時間の調整の可能性と同義である。自己都合による労働時間の調整のニーズが高いことが示されている。またそれは「労働時間の自主選択の可能性」の値からも再確認できる。「必須」と「重要」併せて計約70%という高い値からすれば、オランダでは「労働時間の自主選択の可能性」があることがすでに前提となっている。この背景には、労働時間調整法の存在があることは言うまでもない。パートタイム労働で働くことが一般的であるように労働時間の調整が可能であることが一般的になっている。非常に特徴的な社会である。

これらの結果から再確認できることは、「自宅で仕事をする機会」と「通勤／勤務距離」は、「どこで」働くかという勤務場所つまり「どこでも」働ける環境を要望している。また、「パートタイムで働ける可能性」は、「どんな」働き方をするのかという就業形態の柔軟性つまり「どんな」働き方でも可能な環境を要望している。そして、「労働時間の自主選択の可能性」は、「いつ」、「どのくらい」働くかという労働時間の柔軟性つまり「いつでも」働ける環境を要望している。したがって、先に言及した「労働時間」、「勤務場所」、「就業形態」の柔軟性を重要視し、「いつでも」「どこでも」「どんな」働き方でもできる環境をオランダ社会が求めていることが改めてわかる。

しかし、図表2の「労働者が仕事について重要

図表2 性別による労働者が仕事について重要視する項目（2012年：％）



(出典) CBS / TNO (2012年)

視する項目」を性別ごとに検討すると、別の背景が浮かび上がる。4項目すべてにおいて、男性より女性のほうが割合が高い。とくに「パートタイムで働ける可能性」の男女差は約30%あり、男女間の温度差が大きい。男性は女性に比べてみるとフルタイム労働を希望している者が多い。それに比べ、女性は約85%近くがパートタイム労働で働ける可能性を求めており、ほとんどの女性がパートタイム労働での就労を希望している。

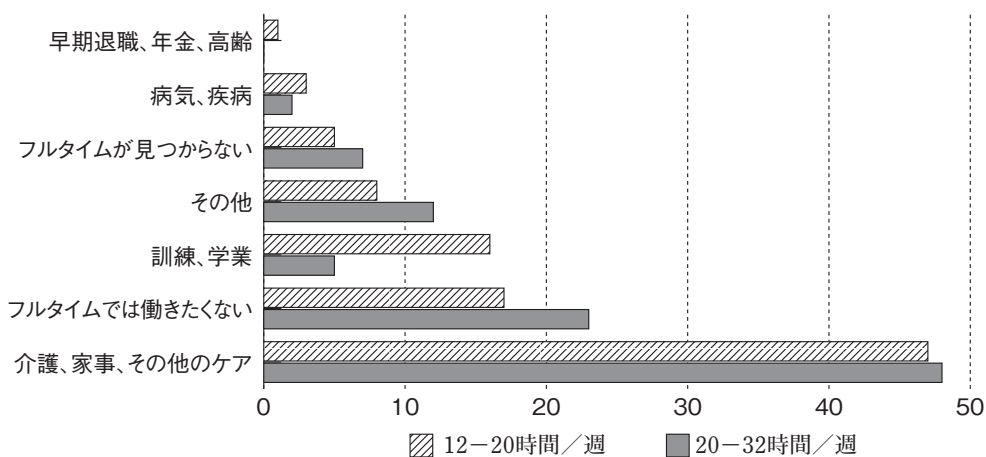
では、なぜ女性は「労働時間の自主選択の可能性」、「パートタイムで働ける可能性」を重視しているのだろうか？図表3の「パートタイムを女性が選択する理由」から、その理由がわかる。つまり、女性がパートタイム労働を選択する最大の理由は、「介護、家事、その他のケア」である。半数近くの女性が、家事、介護、育児等を理由としてパートタイム労働を選んでている。図表2より約半数の男性がフルタイム労働を希望しており、逆に女性の約85%がパートタイム労働を希望していることを併せて考えてみれば、男性はフルタイム労働で働き、女性は家事、介護、育児のためにパートタイム労働で働くという性別役割分業の経路依存がまだ残存している。

また、オランダ統計局CBS（2013年）の「労働時間ごとの労働参加率」の調査から、男性がフルタイム労働で働き、女性がパートタイム労働で働くという組み合わせは明確である。フルタイムに相当する週35時間以上働く男性は約80%であるが女性は約30%である。逆に、パートタイム労働の時間数に相当する週20-34時間では、男性は約15%、女性は約55%、週12-19時間では男性は約4%、女性は17%である。主として男性がフルタイム労働、女性がパートタイム労働で働いていることが再確認できる。

こうした働き方の組み合わせ、とくに女性がパートタイム労働で働くことに異論がないわけではない。たとえば、「2006年3月には、労働党の副代表を務めていたシャロン・ダイグスマンが、経営者団体の雑誌インタビューのなかで、高等教育を受けたのち専業主婦になることを選んだ女性たちを指して、『人的資本の浪費（kapotaalvernietiging）』と批判¹⁸」している。他方で、「オランダ人女性にもっと就労時間を増やし、出世意欲を持つように促すが、実のところ、女性たち自身は出世も長時間労働も望んでいない。自分たちが働きたい時間だけ働きに出、残りの時間は家庭生活やその他の自分自身が価値を活動に費やしているのだから、その結果として得られる職業上の地位や経

営時間ごとの労働参加率」の調査から、男性がフルタイム労働で働き、女性がパートタイム労働で働くという組み合わせは明確である。フルタイムに相当する週35時間以上働く男性は約80%であるが女性は約30%である。逆に、パートタイム労働の時間数に相当する週20-34時間では、男性は約15%、女性は約55%、週12-19時間では男性は約4%、女性は17%である。主として男性がフルタイム労働、女性がパートタイム労働で働いていることが再確認できる。

図表3 パートタイムを女性が選択する理由（時間区分ごとに分別）（2011年：%）



(出典) CBS (2012年)

18 中谷文美、同上書、152頁。

済的報酬に差があったとしても、それは納得ずくというほかない。女性の出世を阻む『ガラスの天井』や女性を家庭に押しとどめる社会的圧力が存在するわけではない¹⁹⁾との反論もある。女性がパートタイム労働に就くことを、「ガラスの天井」がある「制限された自由」と批判する立場と自らの生き方と働き方にあわせた「選択の自由」の帰着であると肯定する立場、賛否両論ある。

過去との比較によって明確なことは、オランダ統計局CBS（2012年）によれば、1998年から2012年にかけて、男性の労働参加率は約78%で横ばいにもかかわらず、女性の労働参加率は52.5%から65.0%へと約12.5%上昇し社会参加が進んでいる。また、夫婦・カップル間での所得稼得モデルの形態の推移を見てみると、フルタイム労働（有償労働）と無職（無償労働）の組み合わせは、46%から23%へと23%減少しているが、フルタイム労働とパートタイム労働の組み合わせは、39%から54%へと15%増加している。また、両方ともにフルタイム労働の組み合わせはわずか8%である。無職であった女性たちが、パートタイム労働を通じて労働市場に参入し社会進出している。

しかも、図表3の「フルタイムが見つからない」からパートタイム労働を選択している女性は約5%程度と少なく、消極的な選択でない。またOECD（2009年）の調査でも、非自発的な理由でのパートタイム労働の選択比率は、アメリカ8.1%、ドイツ18.3%、スウェーデン22.7%、日本23.8%、フランス28.7%に対し、オランダは4.4%である。つまり、95%近くの人々が肯定的にパ

ートタイム労働を選んでいることがわかる。

これらを考慮すると、オランダにおけるパートタイム労働の選択は、性別役割分業という経路依存が残るなかで、オランダの社会的慣習と労働者の価値観が合致した働き方であろう。「オランダでとられた道は、社会民主的な価値観や諸制度が社会的において支配的であったことの帰結である。そうした価値観や制度が、非典型労働（特にパートタイム労働）の拡大を奨励する法律や労働協約を生み出し、また典型労働と非典型労働を平等に扱うための法制度を生み出す公約を引き出した²⁰⁾」。これまでの伝統的な価値観と進歩的な価値観の妥協の結果としてパートタイム労働が選択され拡大した。性別役割分業と女性の労働市場参入、その均衡こそがパートタイム労働である。そして、それは仕事に埋没せず、ワーク・ライフ・バランスを実現しようとするオランダ社会の価値観が投影された働き方であるといえよう。

おわりに

こうしたパートタイム労働を活かしたワーク・ライフ・バランスについて政労使の見解について最後に若干触れたい。そもそもパートタイム労働の拡大の経緯は、1980年代のオランダ病によって多くの男性の正規労働者が職を失い、その所得の損失を埋めるため家計補助として、これまで家事・育児に専念していた女性がパートタイム労働者として労働市場に参入し、拡大したという背景がある。当初、労働組合はパートタイム労働の拡大に

19 元出典：Stellinga, Marike van het 2009 De mythe Glazen plafond, Amsterdam: Balans.

出典：中谷文美、同上書、154頁。

20 コレット・ファーガン、ケビン・ワード「イギリスとオランダの非典型労働」、大沢真知子、スーザン・ハウスマン『働き方の未来』日本労働研究機構、2003年、86頁。

なお、コレット・ファーガン、ケビン・ワードは、同書60-63頁にて、オランダにおける非典型労働を下記のように定義している。

「非典型的な労働とは、期間の定めがない『典型的』なフルタイム雇用契約とは異なる労働形態のことである。パートタイム労働は非典型的な働き方の1つの形であり、フルタイムより労働時間が短い働き方と広義に定義されている」。パートタイム労働のほかの非典型労働として、有期雇用、派遣労働、そして「事業者が仕事を下請けに出すことによって生み出された、新しい形の自営業」の例として「契約労働者(contract workers)、従属的自己雇用(dependent self-employed)、フリーランスの労働者が含まれる」と定義している。詳細については、コレット・ファーガン、ケビン・ワード(同書60-63頁)を参照していただきたい。

反対していたが、予想を上回る拡大によって方針を転換し、パートタイム労働そのものに反対するのではなく、パートタイム労働の労働条件を改善していくことに焦点をあて、その後の方針とした。また、使用者も労働力を柔軟にでき、女性の社会進出を促し女性の高い能力を活かす機会を提供できるとして、パートタイム労働を活用していく。こうした労使の見解の一致の流れを受け、政府もパートタイム労働を支援していくことを決定し、その後、政労使の利害調整を行いながらこれまで見てきたような各種の関連法案が制定されている。自発的かつ積極的な選択であること、また生産性が高いことから労使ともにパートタイム労働の活用を肯定的に受け止めている。

ただし、先に言及した性別役割分業の経路依存について、政府は改善を試みようとしている。2010年に社会雇用省は、パートタイム労働者とりわけ女性パートタイム労働者の労働時間を延長・増加する（プラス）する「パートタイム・プラス」を、一方でフルタイム労働者とりわけ男性労働者の労働時間を短縮・削減する「フルタイム・マイナス」を提唱する報告書を提出した。「パートタイム・プラス」と「フルタイム・マイナス」によってワーク・ライフ・バランスに関する男女間の負担の平準化を図ろうと政府はしているが、現段階では大きな進展はみられてない。既に男女間の負担の調整を行った結果であるのか、今後まだ改善の余地があるのか、さらに検討を加える必要であろう。

さて、本論文の課題は、オランダのワーク・ライフ・バランスの成立要因を分析しながら、労働者が働くうえで重要視している要素を抽出し、オランダのワーク・ライフ・バランスの意義を検討することであった。オランダでは、労働時間調整法、「労働とケア」法、労働時間差別禁止法、「柔軟と保障」法の4つの法律によって、労働時間、就業形態、勤務場所の柔軟化が図られ、「いつでも」「どこでも」「どんな働き方」でもできる社会の構築を目指している。オランダのワーク・ライフ・バランス政策が示していることは、新しい働き方の在り様である。雇われて働きながらも、より主

体的な働き方ができる社会、自らの働き方を自主決定できる社会を目指している。つまり、オランダにおけるワーク・ライフ・バランスとは、「いつでも」「どこでも」「どんな」働き方でもできる社会の構築を図ることであり、それは雇われて働く者の主体的かつ自律的な働き方を創造することであると結論付けできる。

【参考文献】

- 井田敦彦「オランダにおけるワークシェアリング」『外国における立法』211号、国立国会図書館、2000年。
- 大和田敢太「オランダにおける労働市場の規制緩和と労働者の保護『柔軟と保障法（1999年1月1日法）の紹介』」『彦根論叢』第313号、滋賀大学経済会、2001年。
- 大和田敢太「オランダの労働時間法規制改革におけるフレキシキュリティー理念と平等原則」『日本労働研究雑誌』590号、2009年。
- 権丈英子「パートタイム社会」『社会政策における福祉と就労』社会政策学会学会誌16号、20026年。
- 権丈英子「オランダにおけるワーク・ライフ・バランス」RIETI Discussion Paper Series 11-J-030、独立行政法人経済産業研究所、2011年。
- 厚生労働省『世界の厚生労働2004』TKC出版、2004年。
- コレット・ファーガン、ケビン・ワード「イギリスとオランダの非典型労働」、大沢真知子、スーザン・ハウスマン『働き方の未来』日本労働研究機構、2003年。
- 中谷文美『オランダ流ワーク・ライフ・バランス』世界思想社、2015年。
- 中野聡「EUのフレキシキュリティー政策」社会政策学会誌『社会政策』第3巻第2号、ミネルヴァ書房、2011年。

【参考 URL】

オランダ統計局, CBS, StatLine, <http://www.cbs.nl> (2016年11月8日アクセス確認)

(くぼ たかみつ、明治大学商学部助教)

〈医療政策・研究史〉(15)

学習展開と著作

野村 拓

●数字は読めても、漢字が...

前回紹介の第1回国勢調査(1920)の報告書は、(おそらくはソロバン集計のせいもあって)1928年から1929年にかけて3分冊(合計、ほぼ1,000頁)の形で出された。解析の仕様によっては、研究テーマの宝庫たりうるが、今回は余談的に、外国名の漢字表記をとりあげてみたい。若い世代は全く歯が立たず、後期高齢者にとっても難問が多いからである。

(図1)は国勢調査時に日本在住の外国人統計を貼り合わせたものである。総数35,569人で、男25,711人、女9,858人、まではわかるが、国別となれば、〈漢字表記〉が読めない人が多いのではないか。

〈1段目〉左から右へ、「支那」「シヤム(タイ)」「イギリス」「フランス」
 〈2段目〉「ドイツ」「ロシア」「スウェーデン」「ノルウェー」「フィンランド」
 〈3段目〉「ポーランド」「(チェコスロバキア)」「デンマーク」「オランダ」「ベ

ルギー」「スイス」

〈4段目〉「イタリア」「ギリシャ」「スペイン」「ポルトガル」「(アメリカ)」「メキシコ」「パナマ」

〈5段目〉「コロンビア」「ブラジル」「アルゼンチン」「チリ」「(ボリビア)」「ペルー」「その他」となる。

これは大正9(1920)年段階だが、明治19(1886)年段階までさかのぼると、さらに「難度」は高まる。

(図1) 第1回国勢調査報告書に登場する外国名

外国人										
総数		支那人		暹羅人		英吉利人		佛蘭西人		
種数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
35,569	25,711	9,858	17,616	4,811	17	7	2,770	1,418	431	243

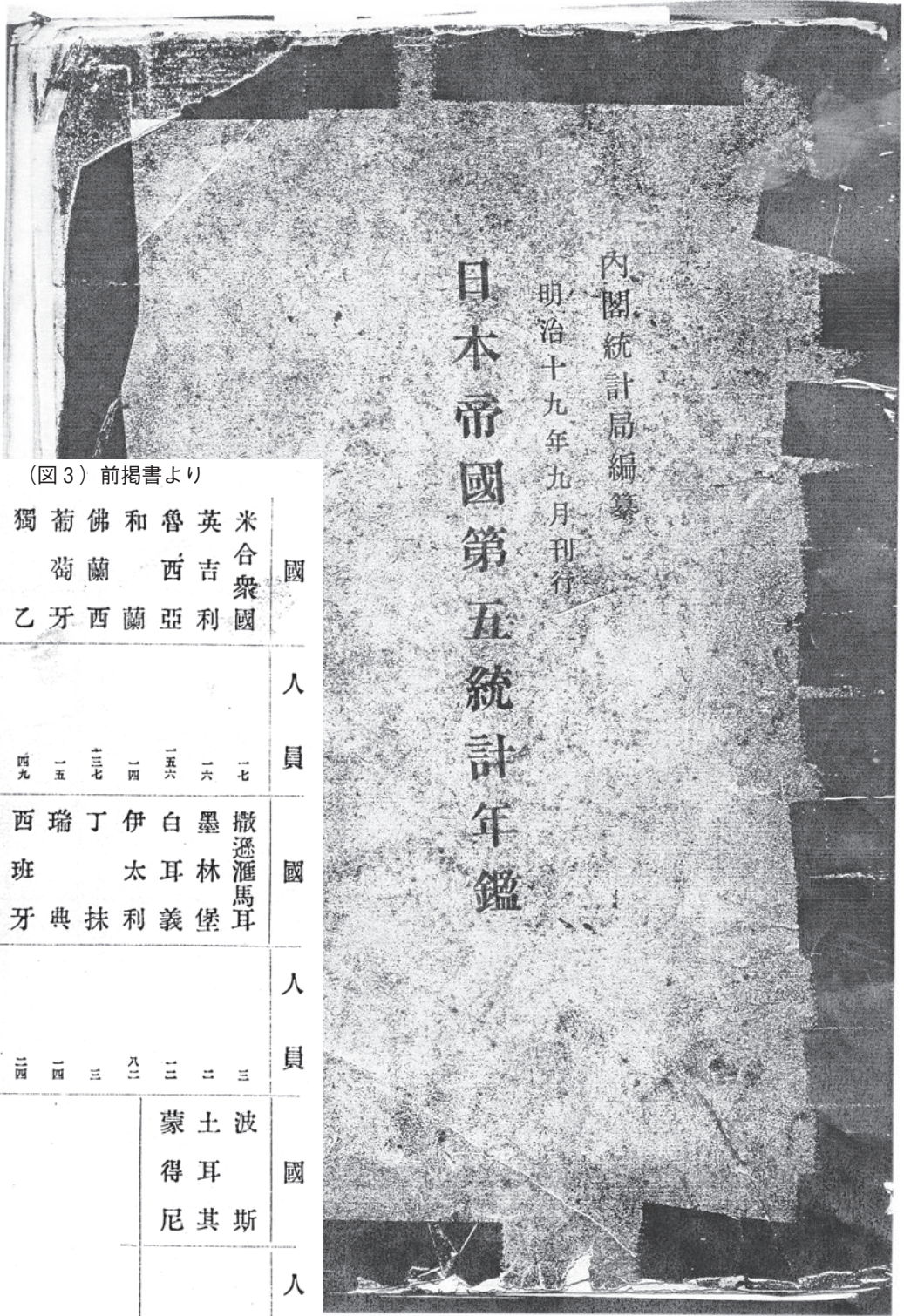
外国人									
獨逸人		露西亞人		瑞典人		諸島人		芬蘭人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
399	231	923	791	93	34	52	21	19	

外国人											
波蘭人		チエツクスロバキヤ人		丁抹人		和蘭人		白耳義人		瑞西人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
115	101	20	11	89	49	142	81	21	25	109	62

外国人													
伊太利人		希臘人		西班牙人		葡萄牙人		北米合衆國人		墨西哥人		巴拿馬人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
68	53	34	7	62	26	169	117	2,297	1,669	9	6	2	1

外国人													
哥倫比亞人		白刺西爾人		亞爾然丁人		智利人		カリブ人		秘魯人		其他ノ外國人	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
4	—	10	6	7	4	16	8	—	1	6	6	211	61

(図2)『日本帝国第五統計年鑑』(1886)



(図3) 前掲書より

米合衆國	英吉利	魯西亞	和蘭	佛蘭西	葡萄牙	獨逸	普魯西	撒遜	人員	國
一七	一六	一五六	一四	一三七	一五	四九	四六	一四		
撒遜馬耳	墨林堡	白耳義	伊太利	丁抹	瑞典	西班牙	奧地利	布哇	人員	國
三	二	二	八	三	一四	二四	三三	二〇		
波里斯	土耳其	蒙得尼	人員	國						
一三	五	二								

(図2)は明治19年に出された『日本帝国第五統計年鑑』だが、ここには、外国人で勲章をもらった人の数がかげられている(図3)。読み方を難しくしているのは、ドイツ帝国統一(1871)から15年も経っているのに、プロシヤ、ワイマル、ザクセンなどが独立国のような顔をして、ちゃっかり勲章をもらっているからである。

しかし、ちゃっかり組も、日本の近代に影響を与えているので、読めなければ社会政策史の学習はできない。例えば桑田熊蔵『工場法と労働保険』(1909、隆文館)には「丁抹は共済組合の発達をもって名あり」などと書かれてある。丁抹(デンマーク)が読めなければ話にならない。

漢字表記の外国名への踏み込みはこれぐらいにするが、「地名」についてもミニマムの知識は必要である。拙著『時代を織る』(2007、かもがわ出版)(図4)では「地名漢字初級コース」の問題として、次の問題を示した。

- 「羅馬の休日」
- 「巴里の屋根の下」
- 「伯林フィルハーモニー」
- 「霧の倫敦ブリッジ」
- 「紐育ヤンキース」
- 「維納の森の物語」

上から順に、ローマ、パリ、ベルリン、ロンドン、ニューヨーク、ウィーンを当てはめればいいわけで、少し、難度を上げれば「巴威」(バイエルン)、「海牙」(ハリファックス)などが登場することになる。

●グローバルに展開すれば

ところで、前記『時代を織る』の「帯」には次のように書いてある。

「記憶量は書いた量に比例する、というのが私の仮説である。……朝、起きてから朝食までに、短い連載ものの1回分ぐらいは書く。これを自己流に「1単位」と呼ぶことにしているが、まず、朝食までに1単位という心掛けが必要ではないか。……朝、何もせずに出勤して、雑用で1日が終わった時の空しさは何ともやり切れない。せめ

(図4)『時代を織る』(2007)



て、出勤前に1単位の仕事でもやっておけば100%空しくはないだろう。……この朝型スタイルは現在も続いている。……「書くことを面倒がらないようにしよう」、これが——私の若い世代へのメッセージである。」

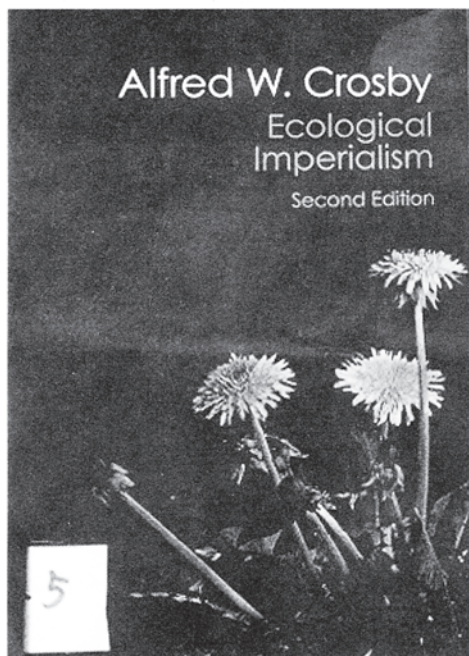
学習をグローバルに展開するのであれば、朝、起きて、朝食までに「海外新刊紹介」を「1単位」書いておくことで、100回分たまれば次のようになる。

〈海外新刊紹介〉

(『くらしと福祉・北九州』に連載、2008.2. ~ 2016.5.)

- (1) 中国と途上国
- (2) 19世紀アメリカの家族生活
- (3) 北欧のモラル
- (4) グローバル医療
- (5) 系列ネットワーク経済
- (6) 多国籍企業への挑戦
- (7) トヨタ式医療
- (8) 「対人サービス労働」の価格
- (9) ナチスと映画
- (10) ビスマルク

- (11) ツアー・ロシアの戦争史
- (12) 第2次大戦と「イギリス医学」
- (13) トヨタ・システムを採用した「スリムな病院」
- (14) 性産業の政治経済学
- (15) 医療用の映画とテレビ
- (16) ナチ・ドイツ時代の自殺
- (17) 戦争までアウト・ソーシング
- (18) 「新ロシア」
- (19) 建艦競争と社会ダーウィニズム
- (20) キューバの保健医療史
- (21) 公的責任忘却症 マネジド・ケア
- (22) テロリズムの歴史
- (23) 第2次世界大戦の地図
- (24) 公衆衛生看護
- (25) マルクスとコココーラ
- (26) ダービーの哲学者たち
- (27) 社会科学と軍事
- (28) 『日本戦時帝国、1931-1945』
- (29) 台風と看護
- (30) 中・印ライバル物語
- (31) 『社会政策、労働市場そして母性』
- (32) まだ やぶけたまま アメリカの医療制度
- (33) 移民の学習
- (34) 「世界の工場」・中国 国民党時代の経済発展 (1912-1949)
- (35) 「マクドナルド化」
- (36) 東アジアの福祉危機
- (37) 帝国主義と貧困 イギリスの場合
- (38) 世界のセックス商売 先進国も途上国も
- (39) 医師と病院との連携 アメリカ・HMOの場合
- (40) オバマの医療改革
- (41) イスラム医学
- (42) 医療マーケティング
- (43) 軍・産複合体
- (44) 移民の歴史
- (45) ナチと独占体
- (46) 医療ツーリズム
- (47) インドの人口
- (48) オーストラリアの地域看護
- (49) アクション・リサーチ・看護
- (50) 軍事経済学
- (51) 現代ホームレス
- (52) ドイツ医療・再考
- (53) 201種の専門看護師
- (54) ドイツ植民地・小史
- (55) タイタニック号の悲劇
- (56) 世界人口・略史
- (57) 看護師のための社会政策
- (58) 英人・日本紀行
- (59) 医療供給チェーンの戦略管理
- (60) 百年前の日本論
- (61) イギリス市民社会の看護史
- (62) グーグル時代のマーケティング
- (63) インド経済史
- (64) アメリカの医療政策学
- (65) 米海軍の建艦計画
- (66) 医療改革とグローバリゼーション (a)
- (67) 福祉国家ハンドブック
- (68) 医療改革とグローバリゼーション (b)
- (69) アメリカにおける「医療の運用」
- (70) 大英帝国の福祉
- (71) 退役軍人の医療
- (72) 反グローバリズム
- (73) 第1次世界大戦と看護
- (74) 草の根社会保障
- (75) 福祉国家の健康不平等
- (76) 比較医療政策
- (77) オランダ商社と将軍
- (78) グローバルに考える
- (79) 医療の社会地理学
- (80) 第1次世界大戦時の看護婦－連合国側
- (81) 労働組合対グローバリゼーション
- (82) シルクロード再発見
- (83) イタリアと日本
- (84) 労働移民と多国籍企業
- (85) モデルいろいろ
- (86) 移民の介護労働者
- (87) 移民と健康
- (88) 参加型アクション・リサーチ
- (89) ツーリズムと政治的国境
- (90) グローバル保健イノベーション
- (91) 腹貸し・世界市場
- (92) 保健要求しないインド
- (93) 公衆衛生とアメリカ陸軍



**海外
新刊
(100) 紹介 拓**

野村

拓

生態学的帝国主義

「海外新刊紹介」の最終回は何にしようかと迷ったが視野の広いこの本(Alfred W. Crosby: Ecological Imperialism. 2015. Cambridge Univ. Press.)をとりあげることにした。

この本の扉にはアダム・スミスの『諸国民の富』(1776)、チャールズ・ライエルの『地質学原理』(1832)、チャールズ・ダーウィンの『ビーグル号航海記』(1839)、カール・マルクス、フリードリッヒ・エンゲルスの『共産党宣言』(1848)からの4つの引用文が掲げられている。

本の副題は「ヨーロッパの生物学的拡張、900-1900年」となっているため、植民地支配のプロセスにおける生態学的変容が書かれているわけだが、いま、かつての植民地支配国は移民・難民という人類生態学的な波に洗われつつある。これを「植民地支配のツケ」としてとらえるような「史観」を持ちなさい、そして「植民地を持たず、戦



争をしない国の皆保険」という視野を持ちなさい、ということ若い世代相手の話に入れるようにしている。

1986年の初版以来、版を重ねているこの本には、それなりの見識が感じられるが、活字が大きくて読みやすいのも取り柄のひとつである。(この項終わり)

(のむらたく/元北九州医療・福祉総合研究所長、元大阪大学)

(「海外新刊紹介」終了後は新連載『洋書古本市』をはじめようと思う。ヘルマン・ヘッセは青少年期、エッケンパウアー書店の店員として勉強したそうだが、野村拓氏の超高齢期には洋書古本市の店番がふさわしいのではないか。)

(図6) 政府統計の「刊行書目」(1937年段階)

昭和十二年四月

刊行書目				東京統計協会 法人 東京市東區根元三丁目一五番 電話 口語(56株) 一六一七 電報(四七) 九四四			
編纂	圖書名	定價	送料	編纂	圖書名	定價	送料
内閣統計局	大正九年國勢調査報告			内閣統計局	第五十五回日本帝國統計年鑑	三冊	同
	全國の部				昭和十二年日本帝國統計摘要	七五冊	同
	第一卷 人口、性別、出生、死亡、移動、結婚、離婚、國籍	1.00	二三		昭和十一年日本帝國統計摘要	七五冊	同
	第二卷 職業、世帯	1.00	一二		昭和十年日本帝國統計摘要	七五冊	同
	第三卷 普通世帯の構成	1.50	一三		昭和九年日本帝國統計摘要	七五冊	同
	大正九年國勢調査統計圖				第一回國際統計摘要	二冊	同
	大正九年國勢調査記述編	1.50	一〇		列國國勢要覽 昭和二年版	二冊	同
	大正九年國勢調査報告府縣編	1.50	一〇		列國國勢要覽 至昭和十二年版	各二冊	各五
	(一〇) 大 府	1.00	同		父母の年齢と出生との關係	一冊	〇五
	(一一) 大 府	1.00	同		企業の發展と資本の集積	一冊	〇五
	(一二) 大 府	1.00	同		昭和五年國富調査報告	一冊	〇五
	(一三) 大 府	1.00	同		昭和五年國民所得調査報告	一冊	〇五
	(一四) 大 府	1.00	同		昭和十年全國市町村別面積調	一冊	〇五
	(一五) 大 府	1.00	同		昭和九年人口動態統計	二冊	〇五
	(一六) 大 府	1.00	同		昭和十年人口動態統計	二冊	〇五
	(一七) 大 府	1.00	同		日本帝國人口動態統計記述編	各三冊	各六
	(一八) 大 府	1.00	同				
	(一九) 大 府	1.00	同				
	(二〇) 大 府	1.00	同				
	(二一) 大 府	1.00	同				
	(二二) 大 府	1.00	同				
	(二三) 大 府	1.00	同				
	(二四) 大 府	1.00	同				
	(二五) 大 府	1.00	同				
	(二六) 大 府	1.00	同				
	(二七) 大 府	1.00	同				
	(二八) 大 府	1.00	同				
	(二九) 大 府	1.00	同				
	(三〇) 大 府	1.00	同				
	(三一) 大 府	1.00	同				
	(三二) 大 府	1.00	同				
	(三三) 大 府	1.00	同				
	(三四) 大 府	1.00	同				
	(三五) 大 府	1.00	同				
	(三六) 大 府	1.00	同				
	大正十四年國勢調査報告					昭和七年人口動態統計記述編	二冊
第二卷 記述編	1.00	同		昭和八年人口動態統計記述編	二冊	〇五	
第四卷 府縣編	1.00	同		昭和九年人口動態統計記述編	二冊	〇五	
(一) 大 府	1.00	同		第五回生命表	一冊	〇五	
(二) 大 府	1.00	同		大正九年及國勢調査產業別人口の比較	一冊	〇五	
(三) 大 府	1.00	同		昭和五年國勢調査產業別人口の比較	一冊	〇五	
(四) 大 府	1.00	同		就死と診察書の死因及職業記入力に	一冊	〇五	
(五) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(六) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(七) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(八) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(九) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一〇) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一一) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一二) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一三) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一四) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一五) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一六) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一七) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一八) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(一九) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二〇) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二一) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二二) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二三) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二四) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二五) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二六) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二七) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二八) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(二九) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三〇) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三一) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三二) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三三) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三四) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三五) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三六) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三七) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三八) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(三九) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
(四〇) 大 府	1.00	同		農林省統計局報告	各三冊	各六	
大正十四年失業統計調査報告				昭和六年農作物被害統計表	一冊	〇五	
第一卷 記述編	1.00	同		昭和六年農作物被害統計表	一冊	〇五	
昭五年國勢調査報告				昭和六年農作物被害統計表	一冊	〇五	
第一卷 人口、出生、死亡、移動、結婚、離婚、國籍	1.00	同		昭和六年農作物被害統計表	一冊	〇五	
第一卷 出生、死亡、移動、結婚、離婚、國籍	1.00	同		昭和六年農作物被害統計表	一冊	〇五	
第一卷 出生、死亡、移動、結婚、離婚、國籍	1.00	同		昭和六年農作物被害統計表	一冊	〇五	

第二卷 職業及産業	二七〇	昭和二年	昭和二年會社統計表	二七〇	同
第三卷(上) 従業の場所	五〇〇	昭和三年	昭和三年會社統計表	二七〇	同
第三卷(下) 同	一〇〇	昭和四年	昭和四年會社統計表	二七〇	同
第四卷 府縣編	一〇〇	昭和五年	昭和五年會社統計表	二七〇	同
山形縣	一〇〇	昭和六年	昭和六年會社統計表	二七〇	同
鳥根縣	一〇〇	昭和七年	昭和七年會社統計表	二七〇	同
昭和十年國勢調査報告	〇〇〇	昭和八年	昭和八年會社統計表	二七〇	同
第二卷 府縣編	〇〇〇	昭和九年	昭和九年會社統計表	二七〇	同
富山縣	〇〇〇	昭和十年	昭和十年會社統計表	二七〇	同
鹿兒島縣	〇〇〇	大正十三年工場統計表	大正十三年工場統計表	二七〇	同
青森縣	〇〇〇	大正十四年工場統計表	大正十四年工場統計表	二七〇	同
東京府	〇〇〇	昭和元年工場統計表	昭和元年工場統計表	二七〇	同
大阪府	〇〇〇	昭和十年工場統計表	昭和十年工場統計表	二七〇	同
新潟縣	〇〇〇	昭和元年卸賣物價統計表	昭和元年卸賣物價統計表	二七〇	同
湯野縣	〇〇〇	昭和十年卸賣物價統計表	昭和十年卸賣物價統計表	二七〇	同
第三卷 市町村別人口	〇〇〇	昭和五年小買物價統計表	昭和五年小買物價統計表	二七〇	同
昭和五年國勢調査質疑解答	〇〇〇	昭和七年物價統計表	昭和七年物價統計表	二七〇	同
昭和十年國勢調査質疑解答	〇〇〇	昭和八年物價統計表	昭和八年物價統計表	二七〇	同
昭和十二年家計調査報告	一〇〇	昭和九年物價統計表	昭和九年物價統計表	二七〇	同
第一卷 記述の部	五〇〇	昭和十年物價統計表	昭和十年物價統計表	二七〇	同
第二卷 給料生活者及部の部	六〇〇	昭和十一年物價統計表	昭和十一年物價統計表	二七〇	同
第三卷 労働者の部	一〇〇	昭和五年綿織物及絹織物年表	昭和五年綿織物及絹織物年表	二七〇	同
第四卷 農業者の部	一〇〇	昭和六年綿織物及絹織物年表	昭和六年綿織物及絹織物年表	二七〇	同
第五卷 商業に関する統計表	一〇〇	昭和七年綿織物及絹織物年表	昭和七年綿織物及絹織物年表	二七〇	同
昭和七・八年家計調査報告	一〇〇	昭和八年貨銀統計表	昭和八年貨銀統計表	二七〇	同
昭和八・九年家計調査報告	一〇〇	昭和九年貨銀統計表	昭和九年貨銀統計表	二七〇	同
昭和九・十年家計調査報告	一〇〇	昭和十年貨銀統計表	昭和十年貨銀統計表	二七〇	同
大正三年労働統計實地調査報告鐵山の部	一〇〇	昭和十一年貨銀統計表	昭和十一年貨銀統計表	二七〇	同
大正三年労働統計實地調査報告工場の部	一〇〇	昭和二年商工省統計工場統計會社統計	昭和二年商工省統計工場統計會社統計	二七〇	同
第二卷	一〇〇	商工統計摘要 自昭和六年至昭和九年	商工統計摘要 自昭和六年至昭和九年	二七〇	同
昭和二年労働統計實地調査報告第一卷の記述	一〇〇	昭和十年商工統計摘要	昭和十年商工統計摘要	二七〇	同
昭和二年労働統計實地調査報告第二卷の記述	一〇〇	商工統計質疑應答集	商工統計質疑應答集	二七〇	同
昭和二年労働統計實地調査報告第三卷の記述	一〇〇	工業經營狀況調	工業經營狀況調	二七〇	同
昭和二年労働統計實地調査報告第四卷の記述	一〇〇	第一卷 絹織、綿織、玻璃織器	第一卷 絹織、綿織、玻璃織器	二七〇	同
昭和二年労働統計實地調査報告第五卷の記述	一〇〇	第二卷 同	第二卷 同	二七〇	同
昭和五年労働統計實地調査報告第一卷の記述	一〇〇	第三卷 陶磁器	第三卷 陶磁器	二七〇	同
昭和五年労働統計實地調査報告第二卷の記述	一〇〇	第四卷 コム靴及コム底布靴	第四卷 コム靴及コム底布靴	二七〇	同
昭和五年労働統計實地調査報告第三卷の記述	一〇〇	第五卷 電球	第五卷 電球	二七〇	同
昭和五年労働統計實地調査報告第四卷の記述	一〇〇	第七卷 銃鏡、鏡物	第七卷 銃鏡、鏡物	二七〇	同
昭和五年労働統計實地調査報告第五卷の記述	一〇〇	日本帝國統計全書	日本帝國統計全書	二七〇	同
昭和八年労働統計實地調査報告第一卷の記述	一〇〇	模範統計圖集	模範統計圖集	二七〇	同
昭和八年労働統計實地調査報告第二卷の記述	一〇〇	産業及職業分類の方法	産業及職業分類の方法	二七〇	同
労働統計要覽 昭和三年版	一〇〇	大禮記念全國統計大會講演録	大禮記念全國統計大會講演録	二七〇	同
労働統計要覽 昭和四年版	一〇〇	産業統計の理論及實務	産業統計の理論及實務	二七〇	同
労働統計要覽 昭和五年版	一〇〇	統計集誌(月刊)	統計集誌(月刊)	二七〇	同
労働統計要覽 昭和六年版	一〇〇	統計集誌總目録	統計集誌總目録	二七〇	同
労働統計要覽 昭和七年版	一〇〇			二七〇	同
労働統計要覽 昭和八年版	一〇〇			二七〇	同
労働統計要覽 昭和九年版	一〇〇			二七〇	同
労働統計要覽 昭和十年版	一〇〇			二七〇	同
労働統計要覽 昭和十一年版	一〇〇			二七〇	同
第四十八回日本帝國統計年鑑	二五〇			二五〇	同
第五十三回日本帝國統計年鑑	二五〇			二五〇	同

東京統計協會

- (94) 介護職の社会学
- (95) ナチ占領下のオランダ
- (96) 戦間期間のシカゴ労働者
- (97) アメリカをケアする
- (98) 人生展望における兵役
- (99) 臨床管理
- (100) 生態学的帝国主義

参考までに、第100回目を（図5）に掲げた。

では、「グローバル」をキーワードとした展開はこれぐらいにして、国勢調査の性格に立ち戻った歴史的、統計的展開を考えてみよう。

●統計的、歴史的に展開すれば

先にも述べたように、ソロバン集計の第1回国勢調査は、報告書作成に8、9年かかり、その間に、第2回国勢調査（1925）も行われ、報告作業はオーバーラップされることになる。そして、やがて戦時の混乱時代、統計空白時代（1944-46）を経て戦後を迎えることになるのだが、この間の

政府統計をもっともコンパクトに示したのが、東京統計協会の機関誌『統計集誌』（No.670、1937.4）に挟み込まれた表「刊行書目」（図6）（pp.50-51参照）である。

1938年1月から厚生省がスタートする直前のもので、この時期から戦後にかけて、ここに掲げられた「内閣統計局」の統計は「総理府統計局」と「厚生省大臣官房統計調査部」に移されたと考ええていいだろう。しかし、戦争、空襲という混乱期を通して生き残った資料については、厚生省大臣官房調査部資料室『蔵書目録 昭和28年3月末現在』というガリ版155頁の文書があり、（図7）のように、国勢調査報告も記載されている。

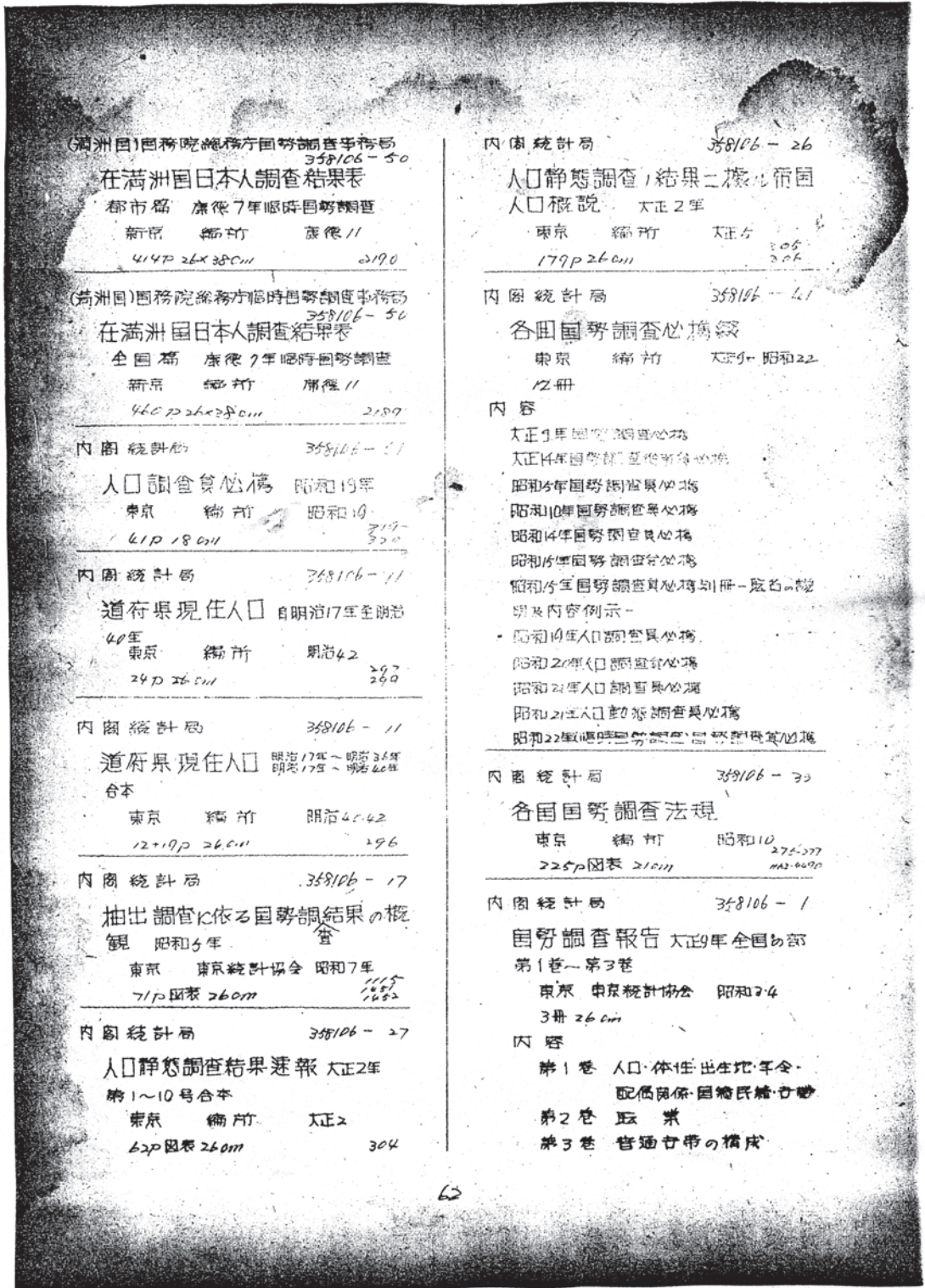
この蔵書目録は政府統計だけではなく、一般図書も含まれているので、いろんな利用法が考えられる。

しかし、「第1回国勢調査報告」も「刊行書目」も「蔵書目録」も、どちらかと言えばクロスセクション・データなので、タイムシリーズ資料や歴史的資料で補強する必要があるので、参考資料をいくつか、次に掲げる。



ライフ・ステージと「本」（その1）

(図7) 厚生省大臣官房調査部資料室「蔵書目録」の一部(1953年段階)



まず、第1回国勢調査より8年前の1912年に出された光岡安芸『国勢調査論』（隆文館）。ここでは、国勢調査先行例として、アメリカにおける1790年センサスの内容が紹介されている。前回紹介した江戸中期の人口統計の出典はこの本だが、職種（？）別に踏み込んだ統計が天明7（1787）年の「江戸町数改」で

人数	1,285,300人
（内 男	587,800余人
女	697,500余人）
座頭	3,840余人
吉原人別	14,500余人
（内 男	8,200人
女	6,300人
此内	2,500人 遊人）
出家	53,430人
山伏	7,230人
神主	3,580余人

となっている。およそ生産的でない人間をこれだけ養っていたのだから、民・百姓は大変だったと思われる。

次にタイムシリーズ型政府統計として『明治三十三年乃至昭和四年・賃銀統計表』（商工大臣官房統計課昭和五年二月刊行）を挙げたい。

これは、1900年から1929年までの賃金統計であり、20世紀最初の30年間の状況が示されている。例えば明治34年の女工（綿力機）の日給は20銭というように。

賃金も物価も第1次大戦時のインフレで上昇するが、大正9年（1920）から昭和4年（1929）までは横這いしないジリ貧傾向になる。前記の女工（綿力機）を例にとれば、

大正9年	103（銭）
10年	120
11年	103
12年	107
昭和3年	87
4年	93

となっている。

なぜこんな統計を掲げたかといえば、この時期に制定、施行された健康保険の単価（1点20銭）

との関係を考えてみたかったからである。

明治初期の慈恵的医療の相場は、1日分の薬代＝女工1日分の賃金＝米1升＝5銭であった。そして、やがてはじまる健康保険制度における診療費は、いわば社会政策的相場とでもいべきものであり、その時代の賃金水準と密接な関係をもっていた。

●「本」とのつきあい方

政府統計以外のタイムシリーズ統計としては、明治35（1902）年から昭和30（1955）年まで、53年間にわたって家計簿をつけ続けた松倉九二の貴重な記録があり、戦争末期の食糧不足と体重減少の動向まで記載されている。

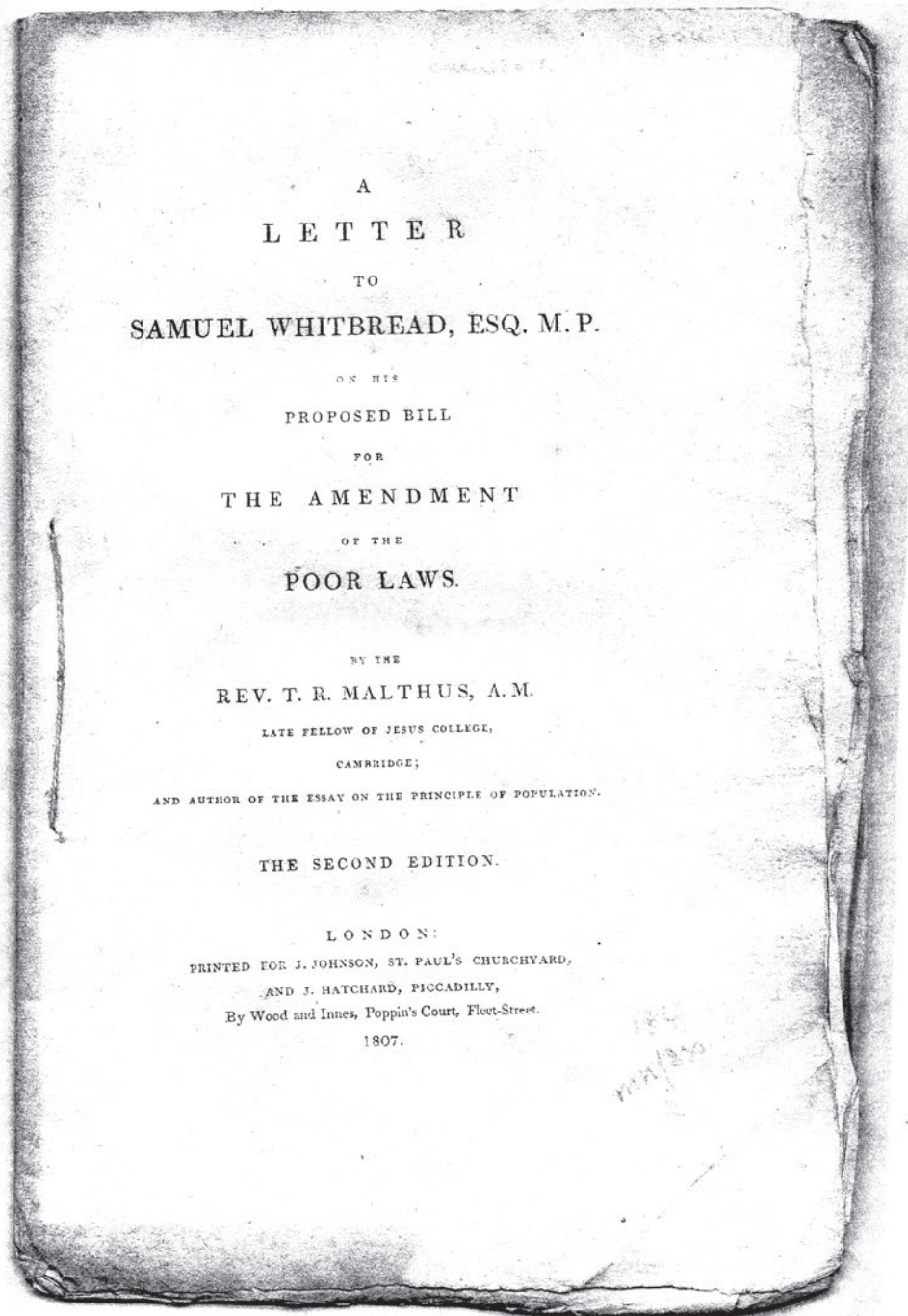
以上、歴史的、統計的、そしてグローバルな学習手続きについて述べたが、「本」は読むよりも、書く方が勉強になるのでは、と思いついた時期がある。この点に関しては『日本医療経済学会会報』（No.80, 2016）に「ライフ・ステージ別に著作を考える」を掲載したので参照されたい。

要するに、「下請け分担執筆」に始まり「序文書き」に終わる一生だが、「下請け分担執筆」の場合でも、編者の指揮能力を見極めることが大切であること、そして、自分が編者になったときの指揮能力の発揮方法など考えておくべきである。また、やがて「下請け分担」から「横並び分担」「共著」と昇格し、単著ということになるが、これには「書き下ろし」「寄せ集め」「連載から本へ」の3通りあり、どれを選ぶかは時間配分の問題である。このあたりから、人生下り坂に入り、育成型共著、編著を経て、序文・巻頭言書きでお仕舞いということである。

（図8）は1807年のマルサスの著書だが、その「肩書」のところに『人口の原理』の著者と書かれてある。「肩書」に使えるような「本」が書けたら、という願いをこめて、ここに紹介する。

もう一つ、『人口の原理』は「エッセー」だということである。逆に言えば、「エッセー」とは、「気宇壮大なスペキュレーション」であって、身辺雑記、花鳥風月の「随筆」ではない、ということ。そして、マルサスは「エッセー」にAnをつけたり、Theをつけたりしているが、どうやら、

(図8) An Essay と The Essay



AN ESSAY ON THE PRINCIPLE OF POPULATION; or, a View of its past and present Effects on human Happiness; with an Enquiry into our Prospects respecting the future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions.

By T. R. MALTHUS, A. M.

その時の気分のように、むかし、英語の教師が青筋を立てて説明したような問題は存在しない。だから、もっと気楽にグローバルな資料に取り組んでもらいたい。

マルサスの本などは、十分の敬意をもってお付き合いするべきなのだろうが、最近は「本」の相場がすっかり下落して「ディスポ化」してしまった。読み終わると電車の網棚に放置されたり、駅のゴミ箱に捨てられるものは「本」から区別して「ディスボン」とよぶべきだろう。

昭和のはじめ、「真理は万人によって…」のマニフェストの下に『岩波文庫』が発売されたとき「星ひとつ20銭」で、1927年スタートの健康保険の単価20銭であった。少し厚みのある『岩波文庫』星3つで60銭、健康保険の方は1回の受診が3点、60銭、これは女工の日当であった。

改造社の廉価本、いわゆる「円本」は1円で、熟練労働者の日当であった。要するに、廉価本であっても、消費生活を犠牲にしなければ購入できなかった。たらふく飲み食いした上で「本でも」という時代ではなかった。

「円タク」は贅沢な乗り物であったが、入院料は1日2-3円が相場であり、昭和初期、大阪日赤が「円床」（1日の入院料1円）を宣伝したこともある。

住み込み女中の1カ月のお手当が5円程度。小作人の息子で、兵隊にとられたものは、1カ月に3-5円程度のお手当の中から、実家に仕送りをしていた。部下の、そのような状況を知っている青年将校たちの短絡的蜂起が二・二六事件（1936）であったとも言える。

そんな時代の1円は、いまの8,000円から1万円に相当するだろう。これはちょうど、丸善から購入する洋書の平均価格に匹敵し、前掲の「海外新刊紹介」本も、ほぼその水準である。だから、消費生活を犠牲にして学習していることになる。

● 『ディスボン』から『リーダーズ・ファイル』へ

消費生活を犠牲にして「本」を購入して勉強し、「読み捨て・ディスボン」を書いても始まらない。やはり、ころころある人たちに、消費生活を犠牲にして読んでもらい、利用してもらおうというのが、

ルーズ・リーフ版の「リーダーズ・ファイル」で、2014年から2016年にかけて、次掲の33巻を作成した。これは「紙漉き原液」のもので、これから「ペーパー」を漉くのは、比較的容易と自負している。

〈リーダーズ・ファイル〉

- (1) 『自分史100話』
- (2) 『海軍史と医学史』
- (3) 『ショート・ストーリー・メイク』
- (4) 『語りうる〈限界時代〉と〈限界世代〉』
- (5) 『医療史の核・「日本医療団」』
- (6) 『医療・福祉職の世界史』
- (7) 『看護の社会科学』
- (8) 『健康保険スタート』
- (9) 『戦争に向かう医療』
- (10) 『「武見日医の25年」と逆風の1980年代』
- (11) 『占領・民主化・カオスの中の医療』
- (12) 『開業保険医のスタンス』
- (13) 『洋書分類学-読まずに強くなる』
- (14) 『反認知症的生き方』
- (15) 『「本」の社会科学』
- (16) 『グローバル薬味学』
- (17) 『研究的・評論的・編集的・エッセー的』
- (18) 『時間活用としての「連載」』
- (19) 『「日本医療団」と戦時法制』
- (20) 『エッセーから社会科学へ』
- (21) 『「学習アンテナ」と自分史座標』
- (22) 『私と医療経済学』
- (23) 『読んでもらう「語り」と「談」』
- (24) 『「はたらきかけ」学』
- (25) 『「格差なき医療」と開業医』
- (26) 『明治150年-「モデル追いかけ」が「モデル」に』
- (27) 『医療政策学校・学習手順』
- (28) 『ボタンタッチ文献学』
- (29) 『カラーとシェーマの医学史』
- (30) 『貧困・軍備・人口』
- (31) 『記憶術とメリハリ自分史』
- (32) 『「医療をトータルに語れる人」の養成』
- (33) 『情報連鎖用 BGM100曲』

そして、次の仕事としては、これらを組み合わせ、「医療・福祉よりの新しい社会科学」を構

築することであり、組み合わせ方の一例を示せば以下ようになる。

〈医療・福祉寄りの新社会科学を考える〉

1. 社会科学とは

運動体として社会をとらえ、制御の可能性、方向性を「人権」とのかかわりにおいて研究する学問

(Vol.21.)『エッセーから社会科学へ』

(Vol.7.)『看護の社会科学』

(Vol.15.)『「本」の社会科学』

2. 社会科学の特徴（自然科学との相違点）—対象としての「社会」のなかに研究主体（自分）がふくまれる

社会との交渉としての「自分史」が大きな意味を持つ。

(Vol.19.)『研究的・評論的・編集的・エッセー』

(Vol.22.)『私と医療経済学』

3. 自分史座標と情報のとりこみ（記憶）

自分史座標に貼りついた情報が「記憶」

(Vol.1.)『自分史100話』

(Vol.14.)『反認知症の生き方』

(Vol.31.)『記憶術とメリハリ自分史』

4. 連鎖情報と単品情報

「情報の連鎖化」としての「ストーリーメイク」

(Vol.3.)『ショート・ストーリー・メイク』

(Vol.21.)『「学習アンテナ」と自分史座標』

5. 学習内容と「手ごたえ」のとりこみ

文献の学習内容だけではなく、運動・はたらきかけの「手ごたえ」も「自分史座標」にとりこむ

世界史的事項を自分史座標に取り込む場合に「中間項」をもうける

「語りかけ」を通じて「学習内容」の曖昧さを知る

(Vol.2.)『海軍史と医学史』

(Vol.4.)『語り売る〈限界時代〉と〈限界世代〉』

(Vol.23.)『読んでもらう「語り」と「談」』

(Vol.24.)『「はたらきかけ」学』

6. 歴史構成力の養成

(Vol.6.)『医療・福祉職の世界史』

(Vol.26.)『明治150年－「モデル追いかけ」が「モデル」に』

(Vol.8.)『健康保険スタート』

(Vol.9.)『戦争に向かう医療』

(Vol.5.)『医療史の核・「日本医療団」』

(Vol.19.)『「日本医療団」と戦時法制』

(Vol.11.)『占領・民主化・カオスの中の医療』

(Vol.10.)『「武見日医の25年」と逆風の1980年代』

(Vol.12.)『開業保険医のスタンス』

(Vol.25.)『格差なき医療と開業医』

7. 総記憶量は総執筆量に比例

(Vol.18.)『時間活用としての「連載」』

8. 総記憶量のフラッシュ

(Vol.13.)『洋書分類学－読まずに強くなる』

(Vol.16.)『グローバル薬味学』

9. フラッシュしやすい情報に

(Vol.29.)『カラーとシェーマの医学史』

10. 社会科学的思考実験とフラッシュ能力

(Vol.32.)『「医療をトータルに語る人」の養成』

11. 日常、これ社会科学的思考実験

(Vol.25.)『バトンタッチ文献学』

(Vol.30.)『貧困・軍備・人口』

12. 「強記一閃」（ゆたかな記憶量のフラッシュ）

(Vol.33.)『自分史フラッシュ用 BGM100曲』

情報のゴミダメに接続してトロトロと検索するよりはさわやかに人生を歌おう

以上の内容を、「医療政策学校」などでの検討を受け、補足・修正して行きたい。

(2016.10.11.)

(のむら たく、医療政策学校主宰)



ライフ・ステージと「本」(その2、その3)

◎ TPP・共済問題研究会報告要旨集 TPP と共済規制問題

ISBN 978-4-903543-16-1

著者 中川雄一郎

発行日 2016年8月31日

頒価 500円

執筆者名簿 (原則として報告順)

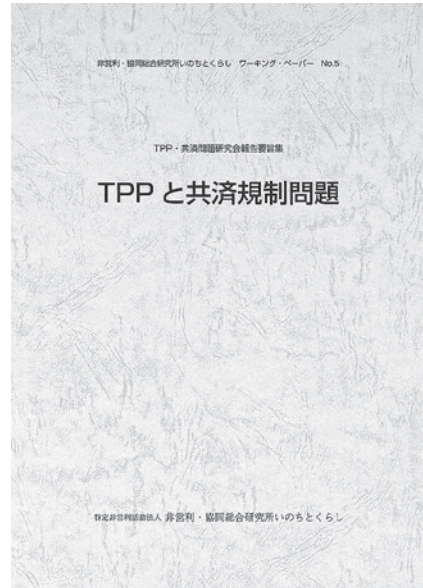
- 中川雄一郎 明治大学教授
 今尾 和実 JA 共済総合研究所元理事長、JA 共済連元理事長
 橋本 光陽 全国保険医団体連合会 (保団連) 事務局次長
 関 英昭 青山学院大学名誉教授
 藤木 千草 ワークアズ・コレクティブ及び非営利・協同支援センター
 田中 誉人 NPO 法人アビリティクラブたすけあい職員
 小塚 和行 公益財団法人 生協総合研究所研究員、コープ共済連元執行役員
 高橋 信一 全労連共済前専務理事
 前川 雄司 弁護士 東京合同法律事務所
 小林 正春 全労連共済専務理事
 渡邊 文夫 民医連厚生事業協同組合前専務理事
 齊藤 真悟 公益財団法人 生協総合研究所研究員
 相馬 健次 日本協同組合学会会員、ロバート・オウエン協会会員

目次

はじめに (中川雄一郎)

第一部 TPP と共済事業

1. 共済制度の変遷と共済批判について (今尾和実)
2. TPP と共済—これまでの米国等からの要求について (橋本光陽)
3. TPP 協定の ISDS 条項について (関 英昭)
4. TPP と日本協同組合学会の対応 (藤木千草)



5. TPP と法曹界 (前川雄司)

第二部 法規制と共済事業の対応

6. これまでの共済規制立法とひとつの懸念事項 (相馬健次)
7. 保険業法による規制—少額短期保険業者への転換 (田中誉人)
8. 保険業法改定の経過と認可特定保険業者への転換 (橋本光陽)
9. 生協共済をめぐる法制度の動向と対応 (小塚和行)
10. 労働組合共済—とくに全労連共済の組織と事業 (高橋信一)

コラム

- ・労働組合共済は、一石三鳥!! (小林正春)
- ・共済の契約者保護機構について考える (齊藤真悟)
- ・相互扶助、経済と尊徳 (渡邊文夫)

研究会開催記録

乳産婦・幼児期の子どもをもつ母親の 食生活に対する意識に関する研究

—東日本大震災前後、及び地域比較—

吉井 美奈子

本研究は、東日本大震災によって引き起こされた原発事故からの放射能汚染に対する意識を、特に子育て中の保護者、とりわけ妊産婦、幼児期の子どもをもつ母親を対象に食生活に対する意識をインタビューし考察することを目的としている。特に、福島県に住む母親達と関東、関西地域に住む母親達の意識の違いを比較したいと考え、研究を行ってきた。

近年の最大級の震災であった阪神淡路大震災に関しては、長期にわたって研究がすすめられ、産業や地域の経済、衣食住を含めた生活復興が進んできた様子が明らかになっている。今回の東日本大震災は、規模においても、地震に津波や原子力発電事故が加わった複合災害という点でも、阪神大震災を上回る。

2013年9月～2014年1月の間に、21人の子育て中の母親にインタビューを行った。インタビュー対象者は、子どもの末子が18歳未満で、東日本大震災当時福島県、関東地域に住んでおり、A. 原子力の事故を受けても避難をしなかった、B. 一時自主的避難をしたが後に自宅に戻った、C. 避難をして、現在も避難をしている母親らに話を聞いた。聞き取りは半構造化面接法を用い、時間は1人30分～1時間半程度であった。できるだけ個別に聞き取りを行ったが、時間の都合や本人の希望などによりグループでインタビューを行った。インタビュー対象者は、知人や友人の紹介を通じて連絡の取れた方や福島市内にある子育て支援施設の利用者である。

インタビュー調査を通して、福島では、妊産婦・子育て中の親への具体的支援が不足し、特に未曾有の事故であった放射能汚染については、個々人で不安を抱えながらも、取捨選択する食品の種類

もなく生活している保護者がいることが分かった。更に、「風評被害」ということから、福島県の農産物を食べないこと自体が踏み絵になっている状態も感じられた。例えば、政府等からの情報で「検査をしているのだから、福島の食品は安全である」ということが出された場合であっても、検査基準自体に信頼を置くことができず、自分自身で食品を選択している保護者もいたが、その行為自体が批判の対象となっていることがあった。本来、食品は消費者がそれぞれの基準で選択し、購入するものであるが、福島県産の食品を食べないことや、子どもが保育所・幼稚園や小学校へ通っている給食等で使われる福島県産の食品に対して懸念する様子を見せることは、「復興の邪魔をしている」、「国の言うことを聞けない人（非国民）だ」、「面倒な人だ」というように捉えられ、消費者として自分の価値観で食品を選択することさえも、自由でないと感じている母親が複数いた。つまり、同じ福島県内であっても、お互いが素直に生活について語る事が難しく、食品の選択以外でも生活全般の話をし難い等の苦しさを感じた。

また、関東地方における妊産婦・乳幼児を育てる母親らへのインタビューでも、放射能への不安を持ちながら生活している者と、気にしないように生活している者との食生活に対する生活不安差が大きくみられた。福島県内の母親らとも共通するが、経済的余裕があれば、食品の産地（時には、居住地）を選択できるが、そうでなければできないという経済的格差も垣間見える。一方で、関西地区在住の妊産婦・乳幼児を育てる母親は、地域的に多くの種類の食品から取捨選択することが可能であることから、東北地方、関東地方の母親とは意識に乖離があるような傾向が見られた。また、

関西に避難されてきている福島や東北、関東地方の方々へのインタビューも行い、その避難についての規定要因を食の選択に注目して分析した。

主な結果をまとめると次の通りになる。避難をした母親たちは、自分たちの行動を肯定的に捉える傾向が見られた。自主避難であるケースも多く、その場合は経済的負担が多く、避難後も食品について気にしつつも肯定的に生活している。一時的に避難をして自宅に戻った母親たちは、多くが食品等に気を配りながら、一方では諦めのような意識を持ちつつ、他者からの評価も気にしている状況が伺えた。一方、避難を選択しなかった母親たちは、放射能による被爆の影響を気にしながら生活しているグループと、気持ちを切り替え、気にし過ぎないで生活しているグループに二分された。

被曝による影響を気にしながら生活をしている母親たちは、「避難しなかった（できなかった）」という自分の行動を常に省みており、自己否定的な発言が多く聞かれた。気にし過ぎないで生活している母親たちは、政府の情報を信じる傾向があるが、検査をしている食材なら大丈夫という肯定

的な発言が多かった。そして、現在も被曝を気にしながら生活していることに対して、周囲から否定的な言葉がけが行われることも多く、自分の存在や意識が震災復興を妨げるような発言によって傷つく母親たちもいた。

今回の研究で予定していた妊産婦について、十分な協力者を探すことが出来なかったため、調査の分析等については、（一部妊産婦も含む）子育て中の母親について行うこととした。本研究の成果の一部は、2015年6月に行われた日本消費者教育学会関西支部研究発表会をはじめ、同年10月に行われた日本消費者教育学会全国大会で発表した。また、研究結果については、『消費者教育』（2016年9月発刊）に掲載された。本研究において、震災後すぐに研究助成を受けられたことで、混乱の時期にあった母親らの話を聞くことができたことは、非常に有意義であった。本助成金を授与してくださったことに、厚く御礼を申し上げたい。

（よしい みなこ、武庫川女子大学講師）

研究助成報告(機関誌掲載など)

- 「非営利・協同に関する意識調査」(岩間一雄)『いのちとくらし研究所報』16号
- 「往診専門診療所の満足度調査」(小川一八)『いのちとくらし研究所報』17号
- 「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」(富岡公子、他)『いのちとくらし研究所報』22号
- 「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」(細田悟、沢浦美奈子、平松まき)『いのちとくらし研究所報』24号
- 概要報告「京都地域における大学生協の歴史的研究」(井上英之、他)『いのちとくらし研究所報』31号
- 概要報告「介護される人と介護する人の安全性・快適性向上を目指した介護・看護労働者の労働負担軽減に関する介入研究」(埜田和史、佐藤修二、田村昭彦、服部真、舟越光彦、山田智、北原照代)『いのちとくらし研究所報』32号
- 「脳卒中慢性期患者に対する座位保持装置(キャスパー・アプローチ)による効果の検証」(細田悟、福村直毅、村上潤)2010年第47回日本リハビリテーション医学会学術集会ポスター講演
- 「非営利組織の連携による生活困窮者の『食』の支援に関する基礎的研究報告書」(大友康博、大友優子)『いのちとくらし研究所報』36号
- 「北欧における高齢者のグループリビングと住宅協同組合に関する研究」(上野勝代、上掛利博、佐々木伸子、阪上香、奥野修、大塚瑞希、田鶴遼平)『いのちとくらし研究所報』42号
- 概要報告「老親を在宅介護するひとり介護者の介護に確かな未来を！」(久保川真由美、山岸千恵、浦橋久美子)『いのちとくらし研究所報』44号
- 概要報告「研究助成『津波被災地保健師100人の声』(宮城)プロジェクト報告及び『宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン』の検討」(村口至)『いのちとくらし研究所報』44号(別途報告書『津波被災地保健師100人の声』(宮城)報告))
- 概要報告「県、3市1町(船橋、我孫子、旭、一宮)の『防災計画とハザードマップの検証から学ぶ』(鈴木正彦ほか)『いのちとくらし研究所報』45号
- 概要報告「都市と農村が連携した共生経済の可能性の研究」(直田春夫ほか)『いのちとくらし研究所報』48号
- 概要報告「近年の最低生活費の算定方法に関する研究報告書」の概要(金澤誠一ほか)『いのちとくらし研究所報』50号
- 概要報告「『社会的包摂を目指す多層支援システムモデルに関する実証的研究』研究成果報告書」(川島ゆり子ほか)『いのちとくらし研究所報』51号
- 概要報告「旧日本軍遺棄毒ガス被害実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチ

チハル日中合同検診を通して一」(磯野理ほか)『いのちとくらし研究所報』51号 (全文はウェブサイトで公開)

●概要報告「民間研究所論～概要～」(鎌谷勇宏ほか)『いのちとくらし研究所報』52号

●「名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告」(松浦健伸ほか)『いのちとくらし研究所報』53号 (ウェブサイトでも公開)

●概要報告「諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究」(高山一夫ほか)『いのちとくらし研究所報』54号

●「中国農民專業合作社における信用事業の展開に関する一考察」(宋曉凱)『いのちとくらし研究所報』55号

●「臨床研修医は現場の医師から何を学び人生の糧としているのか?～いのちを守るための医療者養成の観点からロールモデル像とその影響の解明～」(菊川誠ほか)『いのちとくらし研究所報』56号

研究助成報告書(報告書・ウェブサイト公開)

●青木郁夫、上田健作、高山一夫、時井聰『米国の医療制度改革と非営利・協同組織の役割』
ISBN 4-903543-00-5 (978-4-903543-00-0) 2006年6月発行 (在庫なし、ウェブサイトでPDF公開中)

●Hugosson, Alvar Olof、神田健策、大高研道『地域社会の持続的発展と非営利・協同(社会的経済)の実践—スウェーデン・イエムランド地域の事例研究—』
2007年9月発行 ISBN 978-4-903543-03-1

●東京勤労者医療会歯科診療部メンテナンスプロジェクト(代表 藤野健正)『Supportive Periodontal Therapyの臨床的効果について—長期管理における有効性とトラブルの種類と発生率分析—』
2007年12月発行 ISBN 978-4-903543-02-4

●日野・市民自治研究所地域医療研究会『日野市立病院の現状と改革の方向—病院(医療従事者)と市民と行政の共同を—』
2010年6月発行 ISBN 978-4-903543-07-9

●磯野理ほか「旧日本軍遺棄毒ガス被害者実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチハル日中合同検診を通して—」
(概要は『いのちとくらし研究所報』52号掲載、全文はウェブサイトでPDF公開中)

●松浦健伸ほか「名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告」
(『いのちとくらし研究所報』53号にも掲載、ウェブサイトでPDF公開中)

●高山一夫、松田亮三、石橋修ほか『諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究』
2016年6月15日発行
ISBN: 978-4-903543-15-4 (概要は『いのちとくらし研究所報』54号に掲載)

会員短信

岩手の医療を視察してきました

11月24日から26日まで3日間の日程で、研究所自治体病院ワーキンググループのメンバー5名で県立病院を中心とした視察調査を行ってきました。岩手県立病院は病院数が20もあり、文字通り岩手県の医療の中核的役割を担っています。今回の調査で、有名な沢内村の地域医療に見られるような岩手県民の医療要求、それに応える行政側の姿勢、地域住民と病院との連携、東日本大震災への対応等感じる事が多くありました。これらは今後調査報告書を作成し、みなさんにその成果をお知らせする予定です。

ここでは、3日間の調査での雑感をいくつか述べたいと思います。(ただし、真面目な調査でほとんど自由時間等は無かったので、観光スポットの説明等はできません。)

まずは、岩手県は思いのほか近いということです。県都である盛岡まで、新幹線で東京から2時間強、仙台からは1時間足らずです。ちょっとした休みを使って岩手を訪れるのも十分可能だなと思います。みなさんにおすすめです。

ただし、そうはいつでも岩手県は広いです。我々の調査は盛岡で1日半を使い、残りは大震災(津波)被災地の山田町、大槌町を訪れたのですが、盛岡から山田町まで自動車での山越えで2時間半~3時間かかりました。面積は北海道を除いて一番広く、四国全県を合わせたものと同じとのことですが、そこに130万人弱しか住んでいません。岩手のどこで、何を見て、何をしたいのか、あらかじめ決めておかないといけないように思います。(山田町のホテルで、たばこを買いに行きたいとコンビニまでの距離を聞いたところ「7~8分」とのことだったのですが、歩いて歩いても全くその気配がなく、帰ってきてもう一度聞いたら「車で7~8分」とのことでした。)

次に食べ物と飲み物です。食べ物は何でもあり、盛岡では山菜(わらび等)、山田町ではきんきを食べましたが、どちらも美味です。また、メンバーの年齢構成からいってわんこそばを食べる自信がなく、盛岡冷麺とジャージャー麺を食べましたが、(これらが名物となっているのは、緯度が平壤やソウルと近いから?)冷麺はおすすめ、ジャージャー麺はかなり「個人的」で個人の好みといったところです。また、岩手は米どころで、飲み物はもちろん日本酒です。「みんな美味しい」との同行の八田副理事長の感想でした。

被災地は、がれき等はすでに整理されていましたが、津波を防ぐための高さ10m近い防壁工事が今も盛んであり、仮設住宅もまだ残っていました。訪れた山田町の被災した県立病院は9月に新築移転したばかりです。被災地はいまだ震災復興の途上であり、引き続き粘り強い支援が必要との思いを強くしてきました。

(根本 守)

日本医療経済学会とロバート・オウエン協会に参加しました

2016年12月3日、京都橘大学で開催された日本医療経済学会の第40回研究大会に参加しました。午前中は自由演題、午後は教育講演とシンポジウムでした。自由演題では国保の都道府県化をめぐる財政面の課題などについての発表の他、下記の著者から自著に関連する報告がありました。

- ・佐藤英仁『医師・看護師不足の現状と労働環境—統計分析から見えてくること』（ブイツーソリューション、2015年1月）
- ・神田敏史・長友薫輝『市町村から国保は消えない—都道府県単位化とは何か』（自治体問題研究社、2015年4月）
- ・松田亮三・鎮目真人編著『社会保障の公私ミックス再論：多様化する私的領域の役割と可能性』（ミネルヴァ書房、2016年3月）

午後は高山一夫先生の「TPP協定と医療制度」についての講演、シンポジウムのテーマは「地域医療構想を考える」、二木立（日本福祉大学）、芝田英昭（立教大学）、新家忠文（みえ労連副議長）の三氏から報告があり、議論がなされました。実践や研究がどのように関わるのかなど、興味深い話を伺えました。

また12月10日には四谷の生協総研でロバート・オウエン協会の研究集会があり、奇遇にも同じく書籍に関連して著訳者からの報告がありました。報告者二名の発行したものは下記の書籍です。

- ・石塚秀雄『カルリスタ戦争：スペイン最初の内戦』（彩流社、2016年8月）
- ・マーガレット・マクミラン著、真壁広道訳、滝田賢治監修『第一次世界大戦：平和に終止符を打った戦争』（えにし書房、2016年5月）

石塚報告は「カルリスタ戦争と同時代としてのマルクス主義」、真壁報告は「マーガレット・マクミランと第一次世界大戦」というタイトルでした。どちらも書籍の中では書ききれなかったテーマや、原著者の歴史観や前訳書などについても触れられており、より深く内容を知ることが出来たと思います。

詳細は学会誌・年報に掲載されると思うので省きますが、著作について著者に直接に伺えることはとても興味深い機会だと思った次第です。
(竹野ユキコ)

●「会員短信」原稿を募集●

皆様の近況などについて、お知らせ下さい

- ・字数：1,000字程度、写真等もOK
- ・締切：特になし（直近の機関誌へ掲載予定）
- ・事務局にて選択して掲載させていただきます
- ・送付先：研究所事務局（裏表紙裏を参照ください）

『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

第56号 (2016年9月) —— 【特集】2016年度定期総会記念シンポジウム——

- 巻頭エッセイ：マイケル・マーモットに会う（野田浩夫）
- 【特集】2016年度定期総会記念シンポジウム
 - ・基調講演「日米の医療セーフティネットを考える」（高山一夫）
 - ・個別報告①「日本における低所得者への医療保障の実態」（後藤道夫）
 - ・個別報告②「民医連における無料低額診療の現状」（内村幸一）
 - ・補足、質疑応答、会場からの補足
- 論文
 - ・千葉県の自治体病院の現状と地域ビジョン（八田英之）
 - ・EUの移民問題と社会的経済（石塚秀雄）
- シリーズ医療政策・研究史（14）人口政策と医療政策一問もなく国勢調査（1920）100年—（野村拓）
- 2013年度研究助成報告：臨床研修医は現場の医師から何を学び人生の糧としているのか？～いのちを守るための医療者養成の観点からロールモデル像とその影響の解明～（菊川誠ほか）
- 書評：岩永靖永・樋口恵子編『2050年超高齢社会のコミュニティ構想』（岩波書店、2015年）（今井晃）

第55号 (2016年7月) —— 【特集】非営利・協同組織の管理と運営——

- 巻頭エッセイ：東芝財務不正事件に思う（野村智夫）
- 【特集】非営利・協同組織の管理と運営
 - ・座談会：非営利・協同組織の管理と運営（小磯明、根本守、吉中丈志、司会：八田英之）
 - ・フランスの非営利・協同の医療社会サービスの運営—ウニオプス（石塚秀雄）
 - ・英国・従業員所有企業の展開—Sunderland Home Care Associates Ltd. の事例—（熊倉ゆりえ）
- 真の国民のための医薬分業とは～日本の医薬分業政策、調剤報酬の矛盾と課題～（高田満雄）
- シリーズ医療政策・研究史（13）明治150年の医療—「モデル追いかけ」から「モデル」に—（野村拓）
- 2010年度研究助成報告：中国農民專業合作社における信用事業の展開に関する一考察（宋曉凱）
- 投稿論文：貧困者・生活困窮者支援の在り方を考える—長野県民医連生活保護受給者実態調査の自由記述の分析から—（石坂誠）

第54号 (2016年3月) —— 【特集】共済、TPP、地域医療福祉の現況と課題——

- 巻頭エッセイ：今、民医連の看護学校で（窪倉みさ江）
- 【特集】共済、TPP、地域医療福祉の現況と課題
 - ・座談会：共済事業の今後とTPPの共済への影響（橋本光陽、相馬健次、高橋巖、司会：中川雄一郎）
 - ・成田市特区での医学部新設について（八田英之）
 - ・介護をめぐる諸問題～介護福祉士養成校の学生にみる貧困の諸相～（川口啓子）
 - ・「地域包括ケア」—その前提（上林茂暢）
 - ・山口県にみる地域包括ケア・システム構築の現況—断片的に（野田浩夫）
- 論文
 - ・19世紀欧州庶民銀行発生に係わる諸問題について（平石裕一）
 - ・非営利住宅供給会社とコミュニティ開発—イングランド、サンダーランドのジェントウ Gentoo の事例（石塚秀雄）
 - ・英国社会的企業のインフラストラクチャー組織「SES」の現況（熊倉ゆりえ）
- 書評 松本勝明編『医療制度改革—ドイツ・フランス・イギリスの比較分析と日本への示唆』旬報社 2015年3月（八田英之）
- 2012年度研究助成概要報告：諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究～米国ワシントン D.C. 現地調査を中心に～（高山一夫）
- シリーズ医療政策・研究史（12）「はたらきかけ」と自分史（野村拓）

●第53号（2015年12月）——【特集1】戦後70年と未来／【特集2】医療福祉と地域コミュニティ——

- 巻頭エッセイ：戦後70年と未来（朴賢緒）
- 【特集1】戦後70年と未来
 - ・非営利・協同の過去70年とこれからの70年（富沢賢治）
 - ・戦後70年と民医連運動の課題（藤末衛）
 - ・敗戦直後まで—いのちとくらし点描—（山口孝）
 - ・沖縄のこころ（野村秀和）
- 【特集2】医療福祉と地域コミュニティ
 - ・医療の市場化、「営利化」（角瀬保雄）
 - ・地域医療構想をめぐる北海道の現状と課題（太田美季）
 - ・地域医療ビジョンと地域包括ケアについて～千葉県の現状と課題～（加藤久美）
- 隠され続ける TPP 合意の真実（鈴木宣弘）
- 図書館の公共性と民営化についての論点（石見尚）
- 英国の社会的企業と社会サービスの現状と課題—協同組合の政治的自立性の発揮の視座から—（澤口隆志）
- シリーズ医療政策・研究史（11）グローバル医療政策学の構築—まわり道でも世界史を—（野村拓）
- 2012年度研究助成報告：名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告（松浦健伸ほか）

●第52号（2015年9月）——非営利・協同組織の社会的有用性と公益性——

- 巻頭エッセイ：新専門医制度のスタートを前にして（阿南陽二）
- 2015年度定期総会記念シンポジウム「地域のくらし連携について考える—鶴岡から学ぶ—」
 - ・鶴岡から何を学ぶことができるか（杉本貴志）
 - ・事業協同組合方式による「住み続けられるまちづくり」（岩本鉄矢）
 - ・社会福祉法人からみた地域のくらし連携（井田智）
 - ・生協共立社連邦運営の基本的考え方（松本政裕）
- 質疑応答
- 無差別平等の医療を貫いた60年、山梨勤医協の公益性とは何か（梶原祐治）
- 協同の事業組織の社会的有用性と公益性（柳沢敏勝）
- 介護保険制度をめぐる動向—介護報酬2015年改定、補足給付の見直しを中心に（林泰則）
- イングランドの NHS ファンデーション・トラストの構造（石塚秀雄）
- 書評：地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ報告書『地域の医療供給と公益性—自治体病院の経営と課題』（田岡康秀）
- シリーズ医療政策・研究史（10）グローバル医療政策へ（野村拓）
- 2011年度研究助成概要報告：民間研究所論～概要～（鎌谷勇宏）

●第51号（2015年6月）——医療供給の変化と課題——

- 巻頭エッセイ：協同の明日に希望を託して（大八木秀明）
- 座談会「非営利・協同の医療機関を取り巻く状況と経営上の課題」（小磯明、谷口路代、田中淑寛、司会：石塚秀雄）
- 医薬品産業での新自由主義政策のさらなる進展について（高田満雄）
- 国保制度の都道府県化—国のねらいと市町村担当者の「幻滅」—（中村暁）
- シリーズ医療政策・研究史（9）国家的医療の解体と市場化（野村拓）
- フランスの社会的連帯金融の動向（石塚秀雄）
- 2012年度研究助成概要報告：「社会的包摂を目指す多層支援システムモデルに関する実証的研究」研究成果報告書（川島ゆり子）
- 2013年度研究助成概要報告：旧日本軍遺棄毒ガス被害実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチハル日中合同検診を通して—（磯野理）
- 会員からの情報提供：先端医学技術展開に市民がどのようにかかわるのか—東北メディカル・メガバンクの展開に批判的にかかわって—（村口至）

●第50号（2015年3月）——「政府の成長戦略・改革」と非営利・協同セクター——

- 巻頭エッセイ：「地域連携」雑考（増田剛）
 - 医療における構造改革型「地方分権」の担い手創出一国保都道府県化のねらいと皆保険体制解体—（後藤道夫）
 - 未確立な医療をはびこらせ、健康保険制度の秩序を壊す「患者申出療養」の危険（高橋太）
 - 協同組合における非営利とは何か—農協「改革」の非現実性—（田代洋一）
 - 政府主導の「農協改革」と協同組合の株式会社化—その狙いと危険性—（堀越芳昭）
 - 講演：非営利・協同と協同労働（角瀬保雄）
 - 最近の社会的経済研究動向—社会的経済システム比較ワーキンググループ報告より—（竹野政史）
 - シリーズ医療政策・研究史（8）：「日本医療団」再考（野村拓）
 - 津波被災地の医師からの報告—気仙沼市医師会の活動と防災対策、地域医療（森田潔／まとめ：竹野ユキコ）
 - 投稿論文：貧困者・生活困窮者の自立・発達に適合性をもつ福祉供給組織のあり方についての考察—非営利・協同組織に着目して—（石坂誠）
 - 2012年度研究助成研究概要報告：「近年の最低生活費の算定方法に関する研究 報告書」の概要（金澤誠一）
-

●第49号（2015年1月）——地域の住民・非営利組織による社会サービスの取り組み

- 巻頭エッセイ：地域づくりの新しい要素（植田和弘）
 - 越谷市における「地域の住民・非営利組織による社会サービスの取り組み」（大家けい子）
 - 「仕事おこし懇談会inこしがや」がめざしていること（飯島信吾）
 - 心かよう 支えあう町づくりを目指して—大田区のささえあいコミュニティコープの活動（伊藤宏一）
 - 民医連とともにあゆむ共同組織の取り組み（竹野ユキコ）
 - 「グローバル社会的経済フォーラム」参加報告（今井迪代、熊倉ゆりえ）
 - シリーズ医療政策・研究史（7）：戦時下医療政策の研究（野村拓）
 - 投稿論文：介護保険制度における「共助」と生活協同組合の介護事業の展開—高齢者生活協同組合の事例—（熊倉ゆりえ）
-

●第48号（2014年10月）——アベノミクスと医療社会保障

- 巻頭エッセイ：生産力の新しい指標としてのQOL（野田浩夫）
- 安倍政権の医療・介護制度改革（横山壽一）
- 医療の国際展開による医療総動員（吉中丈志）
- 東北メディカル・メガバンク（ToMMo）を考える
 - ・参加報告：東北メディカル・メガバンクを考える市民フォーラム 仙台（八田英之）
 - ・参加報告：市民のための基礎学習講演会「ヒト遺伝子研究と生命倫理」（竹野ユキコ）
 - ・主催者から：ToMMo 市民フォーラムを開催して（水戸部秀利）
- 事務局長に聞く：民医連の取り組みと課題（岸本啓介、インタビュー：竹野ユキコ）
- 医療政策・研究史（6）：雑務回避とマイペース（野村拓）
- ドイツの医療従事者数（石塚秀雄）
- 2009年度研究助成概要報告：都市と農村が連携した共生経済の可能性の研究（直田春夫）

「研究所ニュース」バックナンバー

○ No.56 (2016.12.10発行)

理事長のページ：異次元の人：安倍首相とトランプ時期大統領（中川雄一郎）、副理事長のページ：
匝瑳市民病院訪問記（八田英之）、書評：『資本主義を超えるマルクス理論入門』を読む（石塚秀雄）、
理事エッセイ：パリの高齢者ケア視察調査（小磯明）、会員エッセイ：大阪万博の誘致…健康・長寿
を利用した新たな儲け話？（田岡康秀）、本の紹介

○ No.55 (2016.8.31発行)

理事長のページ：首相の「言い訳」（中川雄一郎）、副理事長のページ：安倍政治と向き合う一金メダ
ルは金（カネ）メダルではない（高柳新）、差別社会の克服と社会的経済（石塚秀雄）

○ No.54 (2016.6.30発行)

理事長のページ：イギリスの国民投票が教えてくれたこと（中川雄一郎）、理事エッセイ：南房総の
戦争遺跡（今井晃）、年金積立金の市場化はいかがなものか（石塚秀雄）、新刊紹介

○ No.53 (2016.2.29発行)

理事長のページ：大学人は戦う（中川雄一郎）、副理事長のページ：貧困への大学生の怒りと民主政
権の経験（後藤道夫）、副理事長のページ：「お世話になりました、今日は失礼して家に帰らせてい
ただきます」（高柳新）、「空想から科学へ」（石塚秀雄）、「ようこそ文化のリッチな東ロンドンへ」（竹
野ユキコ）、本の紹介

○ No.52 (2015.11.30発行)

理事長のページ：戦いすんで日が暮れて（中川雄一郎）、副理事長のページ：枕詞の修飾語？（八田
英之）、EUにおける社会的経済の動向（石塚秀雄）、本の紹介

○ No.51 (2015.8.31発行)

理事長のページ：発想の転換（中川雄一郎）、書評：デヴィッド・グレーバー著・木下ちがや他訳『デ
モクラシー・プロジェクト』（野田浩夫）、韓国だより：マーズ(MERS)事態と韓国の医療の課題（朴
賛浩）、ベニスの商人、ヘイトスピーチと保険（石塚秀雄）、本の紹介：大場敏明・高杉春代著『「地
域包括ケア時代」到来！ともに歩む認知症医療とケア』（竹野ユキコ）

○ No.50 (2015.5.31発行)

理事長のページ：「時代を把握する」ということ（中川雄一郎）、シカゴの若者雇用創出運動（石塚秀
雄）、ワーキンググループ報告書と「保健医療2035」（竹野ユキコ）

○ No.49 (2015.2.28発行)

理事長のページ：ICA ブループリントの「アイデンティティ」（中川雄一郎）、副理事長のページ：地
域崩壊と自治体財政危機の一場面（八田英之）、理事エッセイ：ワシントン DC でのセイフティネッ
ト医療供給者調査（松田亮三）、新役員抱負（野田浩夫）、ピケティ『21世紀の資本』の前後読み（石
塚秀雄）

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください

研究所の FAX 番号：

03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所のちとくらし 入会申込書

- ・会員の別 正会員（ 個人 ・ 団体 ） 賛助会員（ 個人 ・ 団体 ）
- ・入会口数 （ ） 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	F A X 番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

- ・入会金と会費 (1) 入会金
 - 団体正会員…………… 10,000円
 - 個人正会員……………1,000円
 - 賛助会員(個人・団体) ……0円
- (2) 年会費 (1口)
 - 団体正会員……………100,000円 (1口以上)
 - 個人正会員……………5,000円 (1口以上)
 - 団体賛助会員…………… 50,000円 (1口以上)
 - 個人賛助会員……………3,000円 (1口以上)

【次号58号の予定】 (2017年3月発行予定)

- ・ワーク・ライフ・バランス
- ・地域医療ビジョンと地域包括ケア
- ・研究助成報告、その他

【編集後記】

2017年となりました。イギリスではEU単一市場からの撤退が表明され、アメリカではトランプ大統領の就任式がありました。グローバルな事象が私たちの生活にどのような影響をもたらすのか、確かな情報を知り、自分で考え、多くの人と意見を交換するように出来ればと思います。そのような場所がつかれるよう、どうぞ今年もよろしく願い申し上げます。(竹)

【投稿規定】

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で審査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただく場合があります。

1. 投稿者

投稿者は、原則として当研究所の会員（正・賛助）とする。ただし、非会員も可（入会を条件とする）。

2. 投稿内容

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

3. 原稿字数

① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。

② 研究所ニュース 3,000字程度まで。

③ 「研究所（レポート）ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。

（これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです）。

4. 採否

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

5. 締め切り

随時（掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定）

6. 執筆注意事項

① 電子文書で送付のこと（手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます）

② 投稿原稿は返却いたしません。

③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる（「ですます調」または「である調」のいずれかにすること）。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。

④ 図表は基本的に即印刷可能なものにする（そうでない場合、版下代が生ずる場合があります）。

7. 原稿料

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL : 03-5840-6567 / FAX : 03-5840-6568

ホームページ URL: <http://www.inhcc.org/> e-mail: inoci@inhcc.org